

# 官報

号外 昭和二十三年六月二十四日

## ○第二回 参議院會議錄第五十二号

昭和二十三年六月二十三日(水曜日)午前  
十時十四分開議

議事日程 第五十号

昭和二十三年六月二十三日

午前十時開議

- 第一 國立宮山病院拡充に関する請願 (前会の続)
- 第二 看護服並びに予防衣の特別配給に関する請願 (前会の続)
- 第三 國民健康保険制度改正に関する請願 (前会の続)
- 第四 看護課設置に関する請願 (前会の続)
- 第五 國立小浜温泉療養所擴充に関する請願 (前会の続)
- 第六 衛生組合法制定に関する請願 (前会の続)
- 第七 國民健康保険制度適正化に関する陳情 (前会の続)
- 第八 藥務局設置に関する陳情 (前会の続)
- 第九 國民健康保険制度改正に関する陳情(九件) (前会の続)
- 第一〇 全國選管管理委員會の委員の補欠指名
- 第一一 地方官光榮閣僚理に関する

る決議案(中井光次君外五名宛)

議 (委員會審査省略要求事件)

第二 優生保護法案(谷口三郎君外三名宛) (委員長報告)

第三 予防接種法案(内閣提出) (委員長報告)

第四 弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)(委員長報告)

第五 未復員者給與法の一部を改正する法律案(内閣提出)(衆議院送付) (委員長報告)

第六 たばこ専賣法の一部を改正する法律案(内閣提出)(衆議院送付) (委員長報告)

第七 農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全國農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案(衆議院提出) (委員長報告)

第八 郡中港修築工事繼續促進に関する請願 (委員長報告)

第九 風ヶ岡港修築に関する請願 (委員長報告)

第一〇 唐津港修築に関する請願 (委員長報告)

第一一 三田尻港修築促進並びに

佐渡川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第三二 鵜飼港修築に関する請願 (委員長報告)

第三三 四日市港修築に関する請願 (委員長報告)

第三四 呼子港修築に関する請願 (委員長報告)

第三五 伊萬里湾石炭積込施設施行に関する請願 (委員長報告)

第三六 伏古別、勇揚及び新川の船入ま修築に関する請願 (委員長報告)

第三七 伊良湖岬避難港設置に関する請願 (委員長報告)

第三八 岡山縣下の港灣修築工事費並びに維持工事費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第三九 宇野港既設突堤の運輸省移管に伴う代替施設施行に関する請願 (委員長報告)

第四〇 下関港の修築に関する請願 (委員長報告)

第四一 酒田港修築に関する請願 (委員長報告)

第四二 宮古港第二期修築工事促進に関する請願 (委員長報告)

第三三 大船渡港修築に関する請願 (委員長報告)

第三四 入木港の修築に関する請願 (委員長報告)

第三五 利根川治水根本対策樹立に関する請願 (委員長報告)

第三六 入野川改修工事に関する請願 (委員長報告)

第三七 石狩川しゅんせつ並びに招きくに関する請願 (委員長報告)

第三八 荒川、神崎川堤防の災害復旧工事促進に関する請願 (委員長報告)

第三九 岩木川改修工事に関する請願 (委員長報告)

第四〇 利根、常陸河川の改修工事に関する請願 (委員長報告)

第四一 舞阪海岸防護堤修築工事施行に関する請願 (委員長報告)

第四二 山國川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第四三 北海道の災害復旧費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第四四 小貝、五河河川の改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第四五 切の川えん堤築造に関する請願 (委員長報告)

第四六 大谷川外二河川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第四七 金沢川外一河川の砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第四八 身馴、天神河川の砂防工事並びに改修工事に関する請願 (委員長報告)

第四九 岡山縣下各河川の砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第五〇 比良山系砂防事業促進に関する請願(二件) (委員長報告)

第五一 黒川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第五二 岩崎川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第五三 靜岡縣の砂防工事費増額に関する請願 (委員長報告)

第五四 島根縣下河川の砂防工事費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第五五 川口川の砂防工事促進に関する請願 (委員長報告)

第五六 秋山川の砂防工事並びに改修工事に関する請願 (委員長報告)

第五七 大栗川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第五八 谷地川砂防工事促進に関する請願 (委員長報告)

第五九 石千沢川砂防並びに改修工事に関する請願 (委員長報告)

第六〇 福島縣の砂防工事費國庫補助額に関する請願 (委員長報告)

第六一 磐前川砂防工事促進に関する請願 (委員長報告)

第六二 岐阜縣の砂防事業施行に関する請願 (委員長報告)

- 第六三 大分縣下各河川砂防工事  
施行に關する請願 (委員長報告)
- 第六四 那久路川外三河川の砂防  
工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第六五 堀川外二河川の砂防工事  
施行に關する請願 (委員長報告)
- 第六六 鯉川砂防工事促進に關す  
る請願 (委員長報告)
- 第六七 船津川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第六八 木津川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第六九 朝熊川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第七〇 新宮川外四河川の砂防工  
事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第七一 中國山陰地区の治山事業  
に對する國庫補助金増額に關す  
る請願 (委員長報告)
- 第七二 塩田川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第七三 由比川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第七四 有無瀬川砂防工事施行に  
關する請願 (委員長報告)
- 第七五 稻瀬川砂防工事施行に關す  
る請願 (委員長報告)
- 第七六 傳法沢川砂防工事施行に  
關する請願 (委員長報告)
- 第七七 須津川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第七八 春山川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第七九 高橋川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第八〇 佐野川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第八一 桃沢川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第八二 宮沢川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第八三 大津谷川砂防工事施行に  
關する請願 (委員長報告)
- 第八四 安倍川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第八五 家山川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第八六 菅ヶ谷川砂防工事施行に  
關する請願 (委員長報告)
- 第八七 柿沢川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第八八 八島川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第八九 高瀬川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第九〇 葛城山ろく地帯の砂防工  
事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第九一 壽命、北河川の砂防工事  
施行に關する請願 (委員長報告)
- 第九二 宮、大野兩川の砂防工事  
施行に關する請願 (委員長報告)
- 第九三 栗原川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第九四 本郷川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第九五 高草山水系砂防工事施行  
に關する請願 (委員長報告)
- 第九六 飯間谷川砂防工事施行に  
關する請願 (委員長報告)
- 第九七 野沢、湯崎兩川の砂防工  
事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第九八 濁、向井田兩川の砂防工  
事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第九九 山外三河川の砂防工事施  
行に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇〇 麻機川砂防工事施行に  
關する請願 (委員長報告)
- 第一〇一 戸田村地内河川の砂防  
工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇二 柿船原兩川の砂防工事  
施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇三 伊佐見川砂防工事施行  
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇四 小笠沢川砂防工事施行  
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇五 浜松市の河川並びに海  
岸砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇六 熱海市の砂防指定に  
關する請願 (委員長報告)
- 第一〇七 東山沢、西山沢の河川  
砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇八 西大谷川砂防工事施行  
に關する請願 (委員長報告)
- 第一〇九 東大谷川砂防工事施行  
に關する請願 (委員長報告)
- 第一一〇 菊川砂防工事施行に關  
する請願 (委員長報告)
- 第一一一 大沢沢砂防工事施行に  
關する請願 (委員長報告)
- 第一一二 結沢、馬伏兩川の砂防  
工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一一三 法京川砂防工事施行に  
關する請願 (委員長報告)
- 第一一四 鯉勝寺沢砂防工事施行  
に關する請願 (委員長報告)
- 第一一五 原里村地内河川の砂防  
工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一一六 印野村地内河川の砂防  
工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一一七 膝江、多度兩川の砂防  
工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一一八 栗原川外十三河川の砂  
防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第一一九 長谷川外五河川の砂防  
工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇〇 下飯村内の河川砂防工  
事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇一 野路川外八河川の砂防  
工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇二 戸張川外十四河川の砂  
防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇三 大深田川外十六河川の  
砂防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇四 石子沢川砂防並びに改  
修工事に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇五 鳥取縣の治山、治水事  
業費國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇六 島根縣の治山、治水事  
業費國庫補助増額に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇七 正法寺川外八河川の砂  
防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇八 津田川外十五河川の砂  
防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二〇九 井戸川外五河川の砂防  
工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二一〇 保津川外十三河川の砂  
防工事施行に關する請願 (委員長報告)
- 第二一一 山口縣下玖珂外五箇郡  
内河川の砂防工事施行に關する  
請願 (委員長報告)
- 第二一二 南会津街道開通促進に  
關する請願 (委員長報告)
- 第二一三 縣道島地鹿野線の改修  
に關する請願 (委員長報告)
- 第二一四 磐島國立公園觀光道路  
促進に關する請願 (委員長報告)
- 第二一五 九龍市內國道改良工事  
促進に關する請願 (委員長報告)
- 第二一六 大竹、浜田港間の縣道  
改修促進に關する請願 (委員長報告)
- 第二一七 担振支應管内の道路開

さくに関する請願 (委員長報告)

第一三八 浜原、越前開道改良工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一三九 國道二号線改修工事に関する請願 (委員長報告)

第一四〇 岡山縣の地方産業開発道路改良工事費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一四一 岡山縣下國道改修に関する請願 (委員長報告)

第一四二 大川町諸富開道後川架橋に関する請願 (委員長報告)

第一四三 尾札部、概法華阿村間道路開さく工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一四四 靜岡縣の生産道路改修に関する請願 (委員長報告)

第一四五 國道一号线内由比、吉原岡町間の改良促進に関する請願 (委員長報告)

第一四六 關西國道トンネル建設工事促進に関する請願 (委員長報告)

第一四七 府縣道石動羽咋線の改修促進に関する請願 (委員長報告)

第一四八 府縣道高田、西阿知停車場間の架橋並びに改修に関する請願 (委員長報告)

第一四九 山形縣北村山郡亀井田村駒籠、海谷間の道路改修工事費國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一五〇 縣道足尾、柏尾間改修に関する請願 (委員長報告)

第一五一 縣道市の復興事業費國庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第一五二 靜岡市外三市の震災復興事業費國庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第一五三 岡山縣の森林治水事業促進に関する請願 (委員長報告)

第一五四 旧豊平川外二河川及び開拓道路改修に関する請願 (委員長報告)

第一五五 石狩川河口改修工事に関する請願 (委員長報告)

第一五六 仁淀川改修工事に関する請願 (委員長報告)

第一五七 廣島縣の治山事業拡充促進に関する請願 (委員長報告)

第一五八 米代川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第一五九 那珂川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第一六〇 入間川水系河川の改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第一六一 三間川改修に関する請願 (委員長報告)

第一六二 天川改修工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一六三 利根川外五河川の治山、治水並びに改修工事に関する請願 (委員長報告)

第一六四 渡良瀬川上流改修工事に関する請願 (委員長報告)

第一六五 國營自動車運轉湖線延長に関する請願 (委員長報告)

第一六六 福島、飯坂温泉間並びに福島、宮下間に國營自動車運轉開始に関する請願 (委員長報告)

第一六七 小田、久万町間國營バス運轉開始に関する請願 (委員長報告)

第一六八 鶴ヶ岡、奥名田岡村間を國營自動車路線認定に関する請願 (二件) (委員長報告)

第一六九 尼崎市営バス路線認可促進に関する請願 (委員長報告)

第一七〇 坂上、賀見畑、秋中三箇村に國營自動車の運轉開始に関する請願 (委員長報告)

第一七一 矢島鉄道株式会社の損害賠償請求に関する請願 (委員長報告)

第一七二 鐵道力強化に関する請願 (委員長報告)

第一七三 日本通運の鐵道貨物取扱施設占據に関する請願 (委員長報告)

第一七四 関西本線、東京間直通列車運轉に関する請願 (委員長報告)

第一七五 貝田信号所を停車場に変更することに関する請願 (委員長報告)

第一七六 岩手縣の鐵道用枕木供出に関する請願 (委員長報告)

第一七七 高岡、福岡兩駅の間、停車場設置に関する請願 (委員長報告)

第一七八 山形縣始發上野行客車の突現に関する請願 (委員長報告)

第一七九 東京、鹿児島間、間直、急行列車運轉等に関する請願 (委員長報告)

第一八〇 黒磯駅を急行列車停車場とする事に関する請願 (委員長報告)

第一八一 新潟港附近海岸決壊防止対策に関する請願 (委員長報告)

第一八二 阿賀川改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第一八三 災害復旧費の國庫補助に関する請願 (委員長報告)

第一八四 土岐川流域の砂防工事費増額に関する請願 (委員長報告)

第一八五 奥市の砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一八六 白鳥川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一八七 熱海市の砂防指定工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一八八 渡良瀬川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一八九 那智川砂防工事施行に関する請願 (委員長報告)

第一九〇 關島外四縣の重要道路の改良整備に関する請願 (委員長報告)

第一九一 四箇縣縣道改修に関する請願 (委員長報告)

第一九二 震災復興都市計画事業費増額に関する請願 (二件) (委員長報告)

第一九三 中國地方の主要幹線連絡路の整備促進に関する請願 (委員長報告)

第一九四 國道十号線大里村西原、輕井沢町追分間の改修に関する請願 (委員長報告)

第一九五 岐阜市の震災土地區画整理事業費増額に関する請願 (委員長報告)

第一九六 愛知縣の震災土地區画整理事業費増額に関する請願 (委員長報告)

第一九七 鳥取縣の道路改修工事促進に関する請願 (委員長報告)

第一九八 土木用資材の割当増加に関する請願 (二件) (委員長報告)

第一九九 治水、砂防事業の施行に関する請願 (委員長報告)

第二〇〇 治山事業費の國庫補助増額に関する請願 (委員長報告)

第二〇一 新宇佐町の震災復旧土木用資材割当に関する請願 (委員長報告)

第二〇二 河川並びに海岸堤防改良工事に関する請願 (委員長報告)

第二〇三 野村町、中筋村間に國

當自動車の運輸延長に関する陳情  
(委員長報告)

第二〇四 末吉駅、南之郷高岡口間に國營自動車の運輸開始に関する陳情  
(委員長報告)

第二〇五 石巻、氣仙沼間並びに白石、上ノ山間國營自動車の運輸開始に関する陳情  
(委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御異議がなければ朗読を省略いたします。

去る十八日中井光次君外一名は、左の議案を撤回した。

地方出先機関の整理に関する決議案  
(中井光次君外一名発議)

去る十九日議員から左の議案を提出した。

地方出先機関の整理に関する決議案  
(中井光次君外五名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

地方自治法の一部を改正する法律案

麻薬取締法案

大蔵取締法案

輸出入植物検疫法案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

恩給法の一部を改正する法律案

同日修正議決した左の衆議院提出案は、即日これを衆議院に回付した。

政治資金規正法案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

地方自治法の一部を改正する法律案

治安及び地方制度委員会に付託

麻薬取締法案

大蔵取締法案

厚生委員会に付託

輸出入植物検疫法案

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農林委員会に付託

同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

地方財政法案

治安及び地方制度委員会に付託

國家公務員共済組合法案

恩給法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

郵便爲替法案

郵便振替貯金法案

電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律案

同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

郵便爲替法案

郵便振替貯金法案

電波物理研究所を電氣試験所に統合する法律案

同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を送付した。

教育勸励等の失効確認に関する決議  
同日委員長から左の報告書を提出した。

予防接種法案可決報告書

会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案可決報告書

未復員者給與法の一部を改正する法律案可決報告書

たばこ専賣法の一部を改正する法律案可決報告書

農協協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府縣農業会又は全國農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案可決報告書

弁理士法の一部を改正する法律案修正議決報告書

國土計画委員会請願審査報告書第十一号

國土計画委員会請願特別報告第十一号

國土計画委員会陳情審査報告書第六号

國土計画委員会陳情特別報告第六号

治安及び地方制度委員会請願審査報告書第一号

治安及び地方制度委員会請願特別報告第一号

労働委員会請願審査報告書第一号

労働委員会請願特別報告第一号

労働委員会陳情審査報告書第一号

労働委員会陳情特別報告第一号

同日第二十一回文書表記載の請願書を

左の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会

第九百六十六号 はり師、きゆう師、あん摩師に対する事業税賦課反対に関する請願書

第九百六十六号 競犬法案に関する請願書

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百六十六号 同(五件)

第九百九十六号 地方教育委員会法案に関する請願書

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第九百九十七号 同

第千三十五号 同

農林委員会

第百七十四号 北見種畜牧場在  
置等に関する請願書

第百七十七号 農村課税の軽減  
並びに米價是正に関する請願書

第百八十七号 原道村の麦供出  
割当に関する請願書

第百八十八号 水深村の麦供出  
割当に関する請願書

第百八十九号 川辺村の麦供出  
割当に関する請願書

第百九十号 行幸村の麦供出割  
当に関する請願書

第百九十一号 樺現堂川村の麦  
供出割当に関する請願書

第百九十三号 北見種畜牧場存  
置に関する請願書

第百九十四号 開成と山林經營  
調整に関する請願書

第百九十五号 未開地買収計画  
に関する請願書

第千二号 樺島大根の價格改訂等  
に関する請願書

第千三号 小貝川水源地の開拓中  
止に関する請願書

第千十四号 市橋野村のひより害  
対策に関する請願書

第千二十五号 主食の不安一掃に  
関する請願書

第千二十九号 米單作地帯への補  
給金交付等に関する請願書

第千三十九号 茨城縣のひより害

應急対策に関する請願書(二件)

第百四十一号 大阪市の自作農創  
設特別措置法第五條の指定に関  
する請願書

第千四十二号 麦の供出割当是正  
並びに病害等の措置に関する請  
願書

第千六十三号 宮崎種畜牧場存置  
に関する請願書

水産委員会

第千二十三号 南海震災被害漁港  
復旧事業費國庫補助に関する請  
願書(三件)

商業委員会

第百八十八号 絹、人絹織物の價  
格差益金に関する請願書

鉱工業委員会

第百八十二号 亞炭の新統制法  
式に関する請願書

第千五十八号 亞炭炭危機打開に  
関する請願書

電氣委員会

第千十五号 日本輕金屬株式會社  
に対する電氣供給調整規則の適  
用解除に関する請願書

運輸及び交通委員会

第百七十五号 廣丘簡易駅を一  
般貨客駅に昇格することに関す  
る請願書

第百七十六号 南小谷、中土岡  
駅間に簡易停車場設置に関する  
請願書

第百七十九号 滝川駅、浜益村

間の鐵道敷設に関する請願書

第千三十号 二俣、佐久間間鐵道  
線成に関する請願書

第千四十三号 土浦市、古河町間  
に國營バス及びトラックの運輸  
開始に関する請願書

第千五十六号 北海道道長職權  
琴線を延長することに関する請  
願書

通信委員会

第百六十四号 郡山、猪苗代間  
の電話直通回線新設に関する請  
願書

第百六十七号 簡易生命保險積  
立金の運用再開に関する請願書  
(三件)

第百六十八号 同

第百六十九号 簡易生命保險及  
び郵便年金積立金運用再開に関  
する請願書

第百七十号 同(三件)

第百七十一号 同

第百七十二号 同(四件)

第百七十三号 同

第百七十八号 同(二件)

第百九十九号 同

第千号 同

第千一号 同

第千五号 同

第千六号 同

第千七号 同

第千八号 同

第千九号 同

第千十号 同

第千十一号 栃木郵便局舎建設並  
びに電話交換方式變更に関する  
請願書

第千十七号 簡易生命保險及び郵  
便年金積立金運用再開に関する  
請願書

第千十八号 同

第千十九号 同

第千二十号 同(四件)

第千四十七号 同(四件)

第千四十八号 同

第千四十九号 同

第千五十号 同

第千五十一号 同

第千五十二号 同

第千五十三号 同

第千六十号 簡易生命保險積立金  
の運用再開に関する請願書

第千六十一号 同(十四件)

第千六十二号 簡易生命保險及び  
郵便年金積立金運用再開に関す  
る請願書(十二件)

財政及び金融委員会

第百八十六号 密造防止と酒稅  
適正化に関する請願書

第百九十二号 取引高稅反對及  
び國稅反則取締法制定による不  
当彈壓反對に関する請願書

第千十六号 通行稅の一部を改正  
する法案及び取引高稅法案に関  
する請願書

第千二十七号 うちわ、扇す、カ

レンダーの物品稅是正に関する  
請願書

第千四十四号 取引高稅反對に関  
する請願書

第千五十七号 農桑協同組合の法  
人稅課税に関する請願書(二件)

在外同胞引揚問題に関する特別委員  
會

第百八十一号 日糸の大陸在留  
孤兒救済に関する請願書

第千四十号 在外同胞引揚促進に  
関する請願書

同日第二十一回文書表記載の陳情書を  
左の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会

第百九十七号 地方自治法の改  
正に関する陳情書

第百十四号 石炭稅分與に関する  
陳情書

國土計畫委員会

第百九十一号 石狩川架橋に関  
する陳情書(二件)

第百九十三号 港灣災害復旧費  
國庫補助増額に関する陳情書

第百九十八号 大任村、川崎町  
間に道路を新設することに関す  
る陳情書

第五百号 東京都の道路、橋りよ  
う維持修繕費國庫補助に関する  
陳情書

文教委員会

第五百四号 都立新制高等学校区  
移管反對に関する陳情書

第五百十七号 教職員給与の全額

國庫負担に關する陳情書

労働委員会

第五百十八号 地方費支弁の職員

に対する勤務地手当の地域差撤廃に關する陳情書

農林委員会

第四百八十八号 米、麦その他農産物價格は正に關する陳情書

第五百六号 岡山縣の地方競馬縣

當移管に關する陳情書

第五百七号 主食配給改善に關する陳情書

第五百十号 農業協同組合法改正

反對に關する陳情書

第五百二十号 奈良縣吉野郡地区の民有林官行しやく伐事業の継続に關する陳情書

第五百二十一号 薪炭生産價格改訂等に關する陳情書

水産委員会

第四百九十二号 茂生漁港船入ま

拡張工事に關する陳情書

飲工業委員会

第四百八十九号 製油所の操業に

關する陳情書(二件)

第五百十三号 中國地方鉱山復興

に關する陳情書

電氣委員会

第五百五号 農業用電力の料金額

減に關する陳情書

第五百十六号 電力配給事業の縣

移管に關する陳情書(三件)

運輸及び交通委員会

第四百九十四号 船員保險法改正

案の脱退手当制反對に關する陳情書

第四百九十六号 福島、米沢間電

化促進に關する陳情書

第四百九十九号 旧播丹鐵道線拂

下げに關する陳情書

第五百一十号 地区船の船員保險に

關する陳情書

第五百三十三号 日高、胆振間鐵道敷

設工事促進に關する陳情書

第五百八号 指宿線の列車増發等

に關する陳情書

第五百九号 富山港鐵道線拂下げ

に關する陳情書

第五百十九号 地区機帆船業者の

救済に關する陳情書

通信委員会

第四百九十号 簡易生命保險及び

郵便年金積立金運用再開に關す

る陳情書(四十八件)

第五百一十一号 郵便年金第二封鎖

切捨てに關する陳情書

第五百二十二号 電話の加入者等

に公債を引き受けさせるための

臨時措置に關する法律の実施延

期に關する陳情書

財産及び金融委員会

第四百九十五号 國稅の府縣移讓

に關する陳情書

第五百十五号 戰事公債利拂停止

反對に關する陳情書

決算委員会

第五百十二号 中央出先機關の整

理統合に關する陳情書(八件)

在外同胞引揚問題に關する特別委員

會

第五百二二号 台灣引揚者に対する

緊急措置に關する陳情書

同日内閣總理大臣に左の者を政府委員

に任命することを承認した旨回答し

た。

(石炭廳配炭局 波多野義熊君

長) 商工事務官

(石炭廳配炭局 増岡 尚士君

長) 商工事務官

同日内閣總理大臣から左の者を第二回

國會議員に任命した旨の通知書を

受領した。

(石炭廳配炭局 波多野義熊君

長) 商工事務官

(石炭廳配炭局 増岡 尚士君

長) 商工事務官

(海上保安廳燈台 橋本 政二君

局長) 運輸事務官

(海上保安廳水路 杉田 曉次君

局長) 運輸事務官

同日中井光次君外五名から左の議案に

つき委員會省略の要求書を提出した。

地方出先機關整理に關する決議案

一昨二十一日内閣から左の議案を提出

した。

肥料配給公團令の一部を改正する法

律案

が送付された。

地方配付稅法案

地方稅法を改正する法律案

皇室經濟法施行法の一部を改正する

法律案

法務廳設置法等の一部を改正する法

律案

印紙をもつてする歳入金納付に關す

る法律案

日本國憲法第八條の規定による議決

案

醫師法案

保健婦助産婦看護婦法案

齒科衛生士法案

齒科醫師法案

同日議長は、左の予備審査のための内

閣送付案を決算委員會に付託した。

法務廳設置法等の一部を改正する法

律案

同日議長から左の質問主意書を提出し

た。

新制大學設置の一般方針についての

質問主意書(羽仁五郎君提出)

同日委員長から左の報告書を提出し

た。

國土計畫委員會請願審査報告書第十

二號 國土計畫委員會請願特別報告第

十二號

國土計畫委員會陳情審査報告書第七

號

國土計畫委員會陳情特別報告第七號

司法委員會請願審査報告書第一號

司法委員會陳情審査報告書第一號

司法委員會陳情特別報告第一號

減額社債に対する措置等に關する法

律案可決報告書

保險募集の取締に關する法律案修正

議決報告書

去る十九日兩院法規委員長から左の勧

告書を受領した。

効力に期限の定めのある法律に關す

る勧告

昨二十二日衆議院から左の内閣提出案

を受領した。

労働者災害補償保險法の一部を改正

する法律案

職業安定法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案

が送付された。

行政官廳法等の一部を改正する法律

案

賣春等処罰法案

同日議長は、左の内閣提出案を委員會

に付託した。

肥料配給公團令の一部を改正する法

律案

農林委員會に付託

銀行場法案

公衆浴場法案

旅館業法案

厚生委員會に付託

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提

出案を労働委員會に付託した。

労働者災害補償保險法の一部を改正

する法律案

職業安定法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の予備審査のため左の内



閣下付案を委員会に付託した。

地方配付税法案

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律案

日本國憲法第八條の規定による議決案 財政及び金融委員会に付託

地方税法を改正する法律案 治安及び地方制度委員会に付託

醫師法案 保健婦助産婦看護婦法案

齒科衛生士法案 厚生委員会に付託

行政官廳法案等の一部を改正する法律案 決算委員会に付託

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は同院において、これを可決した旨の通知書を受領した。

特許法案の一部を改正する法律案 同日衆議院議長から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特許法案の一部を改正する法律案 同日内閣から左の報告書を出した。

昭和二十一年度國有財産増減總計算書、昭和二十二年三月三十一日現在國有財産現在額總計算書及びこれに添えた昭和二十二年三月三十一日現在國有財産現在額報告書、會計検査院の検査報告

同日内閣から左の議案を撤回することについて衆議院に要求をした旨の通知書を受領した。

内閣法の一部を改正する法律案

總理府設置法案

總理府設置法の施行に伴う關係法令の整理等に関する法律案

經濟安定本部設置法案

物價院法の施行に伴う法令の整理等に関する法律案

外務省設置法案

大藏省設置法案

大藏省設置法の施行に伴う法律の整理等に関する法律案

法務省設置法案等の一部を改正する法律案(六月十日提出のもの)

厚生省設置法案

厚生省設置法の施行に伴う法律の整理等に関する法律案

農林省設置法案

農林省設置法の施行に伴う法律の整理等に関する法律案

商工省設置法案

商工省設置法の施行に伴う法令の整理等に関する法律案

運輸省設置法案

運輸省設置法の施行に伴う法律の整理等に関する法律案

國家行政組織法の施行に伴う労働關係法律の整理等に関する法律案

同日内閣から左の答弁書を受領した。

に対する答弁書

同日委員長から左の報告書を出した。

優生保護法案可決報告書

治安及び地方制度委員会請願審査報告書第二号

治安及び地方制度委員会請願特別報告書第二号

治安及び地方制度委員会陳情審査報告書第一号

治安及び地方制度委員会陳情特別報告書第一号

農業災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

一昨二十一日内閣から皇室經濟法第四條第一項及び同法第六條第一項の定額の変更に関する報告書を受領した。

同日委員長から提出した左の調査承認要求書に対し、議長は、昨二十二日これを承認した。

外國貿易關係産業の実情に関する調査承認要求書

一、名称 外國貿易關係産業の実情に関する調査

一、調査の目的 わが國の經濟再建に當つて外國貿易のもつ重要性に鑑み、輸出品製造の産業並びに輸入品を主要原料とする諸産業の實情を調査して、これが長短と発展の諸條件を考究することをもつて目的とする

一、利益 近く外國貿易の全面的再開を許可される際に、久しきにわたつて封鎖經濟にあつた日本産業の對應策樹立に重要な寄與をなす

一、方法 關係者を証人として喚問し、資料を提出せしめ、主要地方に実地につき調査する

一、期間 今期國會開會中

右本委員会に決議を経て、參議院規則第三十四條第二項により要求する。

たつて封鎖經濟にあつた日本産業の對應策樹立に重要な寄與をなす

一、方法 關係者を証人として喚問し、資料を提出せしめ、主要地方に実地につき調査する

一、期間 今期國會開會中

右本委員会に決議を経て、參議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十三年六月二十一日

商業委員長 一松 政二

參議院議長松平恒雄殿

公園活動に関する調査承認要求書

一、名称 各種公園の活動に関する調査

一、調査の目的 各種公園の活動は必ずしも所期の目的を達しているとはいえず、公園による統制方式が果して適當なりや否やを考究する必要あり、そのために現在の公園の活動を各方面より調査することを目的とする

一、利益 各種公園の活動を是正し、能率化するための資料を得ると共に、經濟政策全般の策立に寄與する

一、方法 關係者を証人として喚問し、資料を提出せしめ、併せて實地につき調査する

一、期間 今期國會開會中

右本委員会に決議を経て、參議院規則第三十四條第二項により要求する。

昭和二十三年六月二十一日

商業委員長 一松 政二

參議院議長松平恒雄殿

効力に期限の定めのある法律に関する勸告

右國會法第九十九條の規定により勸告する。

昭和二十三年六月十九日

兩院法規委員会

委員長 樋貝 隆三

參議院議長松平恒雄殿

要旨

一定の期日まで存続する法律又は一定の期日までその法律を改廢することを定めた法律のある場合において、その期日までこれに代るべき法律の制定又は法律の改廢が期せられないときは、たとい新法律案又は改廢の法律案が國會に提出するの場合と雖も、その期日を延長する法律案は、それが審議されるために充分な期間の存するより國會に提出されなければならぬ。

新法律に遡及効を認める方法をとるとは避けなければならない。

理由

裁判官の報酬等の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十五号)及び檢察官の俸給等の應急的措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十六号)は、一定の期日からその効力を失

うと定められ、都会地轉入抑制法（昭和二十二年法律第二百一十一号）は、一定の期日まで効力を有すると定められ、何れも一定期日まで効力を有するものとの例であり、昭和二十二年法律第七十二号日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百四十四号）は、一定の期日まで法律を改定すべきことを定めた法律の例である。前者については、一定の期日後当然に失効するのであるから別にこれを廃止する法律を必要としないが、更にこの法律の有効期日を延長し、又はこれに代るべき新たな法律を必要とする場合が多い。後者については、その期日に当然廃止するのではなくて、これを改定する法律を制定する必要があることは論を俟たない。

右に述べた中、裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律及び檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律は、最初昭和二十三年一月一日から効力を失うと定められ、その後二度の改正により三月十五日及び五月三日とその有効期日が延長せられた。然るにこの法律の失効する五月三日の二日前である五月一日に裁判官の報酬等に関する法律案が提出せられ、同法律案については慎重審議を要すべきものと認められたが、審議期間が極めて少なかったため、同法律案の成立以前に裁判官の報酬等に関する法律は失効するに至り、たといその後に至り新たな法律が成立してもその法律は、その法律の成立の日から効力を有することになるので、前に失効した法律と新たな法律との間の期間は係給支拂についての根拠法を欠くことになる。後に至り適及効を認めてこれを追認することとしても、その法律が成立するまでは係給の支拂をなすことができない。

風俗に關する取締法規は、法律を以て規定すべき事項であつても從來命令を以て定められていたが、その中「一部のものを除いては、昭和二十一年十二月末日限り失効するに至つた。現在においてはこれらの命令の中別に法律を以て規定する処置を必要としないものであるが、失効した命令に代るべき新たな法律の制定が必要のため、國會に法案が提出され又は政府において立案中のものもあるようである。後者については、明白にその法律の存在が必要とされているにも拘らず、一時法律の空白状態を來たしたことになるのである。

從つてこのやうな期限に定めのある法律の取扱ひにおいては、その措置を誤らないよう國會及び内閣において充分慎重を期する必要があるものと認め

る。

○議長（松平恒雄君） これより會議を開きます。この際お諮りいたします。

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認め、會期中請願の申出がございました。いづれも許可をいたして御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認め、許可をいたします。

○議長（松平恒雄君） 尙小林英三君及び加藤常太郎君よりおの／＼理由を附して、在外同胞引揚問題に關する特別委員辭任の申出がございました。いづれも許可することに御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認め、許可をいたします。

○議長（松平恒雄君） 尙小林英三君及び加藤常太郎君よりおの／＼理由を附して、在外同胞引揚問題に關する特別委員辭任の申出がございました。いづれも許可することに御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認め、許可をいたします。

○議長（松平恒雄君） 尙小林英三君及び加藤常太郎君よりおの／＼理由を附して、在外同胞引揚問題に關する特別委員辭任の申出がございました。いづれも許可することに御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認め、許可をいたします。

關の外は、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

○議長（松平恒雄君） 総員起立と認め、よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し、衛生組合法制定に關する諸願の外は、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長（松平恒雄君） 日程第十、全國選舉管理委員會の委員の補欠指名を議題といたします。全國選舉管理委員會の委員美濃部達吉君が去る五月二十四日死亡いたしました。つきましては、この際その補欠指名を行います。

○議長（松平恒雄君） 只今議題となりました全國選舉管理委員會の委員の補欠指名は成規の手續を省略し、その補欠として指名せられる者を、議長の指名に任ずるの動議を提出いたします。

○議長（松平恒雄君） 小林勝馬君の動議に賛成いたします。

○議長（松平恒雄君） 小林君の動議に御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認め、つきましてはこの補欠として指名される者に岡正雄君を指名いたします。（拍手）

これより表決を行います。岡正雄君を全國選舉管理委員會の委員に指名することに御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認め、よつてその通り決定いたしました。

○議長（松平恒雄君） 日程第十一、地方出先機關整理に關する決議案（中井光次君外五名発議）委員會審査省略要求事件、本件は發議者中井光次君外五名要求の通り委員會の審査を省略し、直ちに本案の審議に入ることに御異議ございませんか。

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認め、よつてこれより發議者に対し起首説明の發言を許します。中井光次君。

地方出先機關整理に關する決議案右の議案を國會法第五十六條によつて發議する。

昭和二十三年六月十九日

發議者 中井 光次 吉川末次郎  
伊達源一郎 西山 龜七  
太田 敏兒 下條 康廣  
賛成者 鈴木 憲一 兼岩 傳一  
山崎 恒 西山 天香  
谷口彌三郎 中川 幸平  
山下 義信 千田 正  
岡田喜久治 黒川 武雄  
鈴木 直人 草葉 隆圓  
羽生 三七 阿竹齋次郎



岡本 愛祐 小野 哲  
小川 友三 岩崎正三郎  
堀 眞琴 竹中 七郎  
深川タマエ 柏木 庫治  
鬼丸 義齋  
参議院議長松平恒雄殿

地方出先機関整理に関する決議

新憲法の精神に則り地方自治の趣旨を徹底するため、中央各省の行政事務を大幅に地方公共団体に移譲又は委任することの必要なるは今更直言を要しない。然るに政府が行政事務の統一処理にしや口して、夫々直轄の特別行政機関を設置し、ために機構の複雑化を來し、地方行政の民主化を阻害しつつあることは、甚だ遺憾とする處である。昨年地方自治法を改正して、出先機関の設置について、國會の承認を要することに改めた所以のものは、ひつきようこれら出先機関の濫設が、地方自治の伸張と行政の運用上少なからぬ弊害があるために、これを是正せんとしたものに外ならない。

今や、全國の輿論は、一日も速かに、その徹底的整理の断行を要望し、政府またその必要を痛感して、度々これが実現を声明するに拘らず、遷延今に至るもその具体案を國會に提出せざるのみならず、今期國會に提出せる國家行政組織法案及び各省設置法案等によれば、政府に既存の出先機関に關し何等整理の誠意の認むべきものがない。政府は宜しく英斷を以て、出先機関の整理方針を再検討し、速かに國會にその徹底的整理案を提出すべきである。

機關に關し何等整理の誠意の認むべきものがない。政府は宜しく英斷を以て、出先機関の整理方針を再検討し、速かに國會にその徹底的整理案を提出すべきである。

「中井光次君登壇 拍手」

○中井光次君 只今上程になりました地方出先機関整理に関する決議案につきまして提案の趣旨を申述べたいと存じます。先ず案文を朗読いたします。

地方出先機関整理に関する決議案  
新憲法の精神に則り地方自治の趣旨を徹底するため、中央各省の行政事務を大幅に地方公共団体に移譲又は委任することの必要なるは今更直言を要しない。然るに政府が行政事務の統一処理にしや口して、夫々直轄の特別行政機関を設置し、ために機構の複雑化を來し、地方行政の民主化を阻害しつつあることは、甚だ遺憾とする處である。昨年地方自治法を改正して、出先機関の設置について、國會の承認を要することに改めた所以のものは、ひつきようこれら出先機関の濫設が、地方自治の伸張と行政の運用上少なからぬ弊害があるために、これを是正せんとしたものに外ならない。

延今に至るもその具体案を國會に提出せざるのみならず、今期國會に提出せる國家行政組織法案及び各省設置法案等によれば、政府に既存の出先機関に關し何等整理の誠意の認むべきものがない。政府は宜しく英斷を以て、出先機関の整理方針を再検討し、速かに國會にその徹底的整理案を提出すべきである。

これが決議案の全文であります。新憲法の実施に伴ひまして、地方制度の根本的な且つ全面的な改革が断行せられ、地方自治法の制定によりまして、我が國の地方行政が、著々として眞の意味における自治の本義に向つて、面目を一新しつつあることは、誠に欣快に堪えないところであります。

ばならない切実なる政治問題であるにも拘わらず、歴代内閣が今日に至るまでその解決と実施を遷延しておりますために、地方行政の運用が著しく円滑を欠き、地方官民の不満は遂に極度に達し、全國の知事、市町村長を初めとし、地方議會の代表者などが、一日も速かにその徹底的な整理を断行せんことを要望するの聲は國內を風靡し、國會及び政府に對しましては、多数の請願、陳情が殺到し、山積しております。

然るに我が國地方行政民主化の一眼目たる、都道府縣知事の公選実施と前後いたしました、中央各省が國政事務の統一的处理の必要を理由として、それぞれ特別の地方行政機関を設置する傾向が極めて顯著となりまして、これがため少なからず行政機構の複雑化と地方行政の民主化を阻害しつつあることは、夙に諸君御承知の通りであります。私が今更ここに喋々申上げるまでもないところであります。

阻害しつつあることは、これを事実として認めざるを得ないのであります。眞に遺憾に堪えないところであります。昨年地方自治法第五十六條を改正して、中央各省が地方に出先機関を設置する場合には、必ず國會の承認を要することにいたしましたゆえんのもの、畢竟するに、これら各省の出先官廳の濫設が、地方自治の伸張と地方行政の運用上少なからざる弊害があるため、これを是正せんとしたものであります。この地方自治法改正の精神からいたしまして、國會の承認なくして存在する從來の出先機関は、速かに根本的再検討を加えねばならないことは當然のことであるに拘わらず、今日に至るもその整理の具体案を國會に提出せざるのみならず、目下國會に提出せられたる國家行政組織法及び各省設置法案等、一連の法案によれば、既存の出先機関に關しては、何ら整理の誠意の認むべきものがないのであります。かくのごときは、新憲法の下における地方自治の本義を全く無視するものであることは勿論、國家行政機構改革の根本精神にも反するものであると考えるのであります。

我々は、地方における官僚機構の拡大とその複雑化が、如何に地方民を困惑せしめているか、又如何に地方自治の自主的行政を阻止しているかの実情を知ると共に、今日全國の輿論となつてゐる本問題を速かに解決すること

が、國政の大局より極めて必要である  
と固く信ずる者であります。政府は宜  
しく英断を以て、出先機関整理の方策  
を再検討し、速かに國會にその徹底的  
整理案を提出し、以てその改革を断行  
せられんことを要するものであり、  
これ本決議案を提出したゆえんであり  
ます。(拍手)何とぞ満場の諸君の御賛  
成を希望いたす次第であります。

○議長(松平恒雄君) 本決議案に対し  
討論の通告がございます。草薙隆圓君、

〔草薙隆圓君登壇、拍手〕

○草薙隆圓君 私は民主自由党を代表  
いたしまして、本決議案に対して双手  
を挙げて賛成するものであります。地  
方出先機関は、一日も速かに整理しな  
ければならないということは、地方自  
治法施行以來、強ひ國民の輿論であり  
まして、諸君も齊しく痛感されておる  
のであると存じます。然るに本問題が  
今日まで未解決のままに遷延されてお  
るということは、どういふわけである  
か、本日この決議案が本院に上程され  
なければならぬ状態に相成つたこと  
を深く我々は考えねば相成らんと存ず  
るのであります。

中央官廳は地方自治が確立いたしま  
して以來、恰かも自分の手足がもぎ取  
られたような感を起して、整理どころ  
か、むしろ増強する傾向を示して參つ  
たのであります。第一回國會以來、  
地方出先機関の増設されましたもの

が、実に二千九百五十八の多きに達し  
ておるのであります。現在出先機関の  
総数は三万二千三百七十七に上り、その  
中一應整理の対象となりますものは  
一万四千三百二十四であります。これ  
らの中におきまして、現在國民の  
としく認め、何ら議論の余地なく整理  
し得べきものが、実に三千六百四十九  
あります。私は本日これらの一々につ  
いて申上げる時間を持たないのを甚だ  
遺憾と存じますが、これらの整理が  
一日でも速かであればある程、新憲法  
の精神は暢達され、地方自治は確立  
し、國民の利益に資するところ誠に大  
なるものがあるものであります。これ  
をこのまま遷延いたして置くことにお  
いての弊害は、例を挙げるのに違がな  
いくらいであります。私は総括し  
てその二三を挙げます。

第一には、行政の中央集權化を助長  
し、地方自治を不当に拘束しておると  
いうこと。第二には、地方自治の円滑  
なる発達を阻害し、民主主義の進展を  
遷延せしめておるということ。第三に  
は、これらの機関はみずからの手足を  
持つておられないため地方の実情に全  
く暗く、單に机上事務に陥り、徒らに手  
続の煩瑣と行政の二重化を來し、正常  
な欠く場合が多いこと。第四には、独  
立した権限を殆んど持たないため、結局  
最後には中央の決定に待たねばならな  
いということ。第五には、國民はこれ  
らの機関がありますため、却つて経

費と時間とを浪費せしめられておると  
いうこと等でありまして、これらは地  
方自治体と獨立して存在して置くべき  
必然的理由が何ら認められないのであ  
ります。或いは地方自治体に移譲し、  
或いは移管し、或いは廃止する等、整  
理によつて生じまする経費の節約は、  
細かにこれを検討いたしますと、経  
費において大体五割五分、五五割、人  
員において凡そ六六・八割を減員し得  
る状態でありまして、國家經濟、國  
家財政に及ぼす影響は決して少いと  
は考えられないのであります。かく  
のごとく重要にして、國民全部が要望  
しておりますこの出先機関を、何故  
政府は今日まで未解決のまま遷延せし  
めておるか。芦田総理は或いは大阪の  
大会において、或いは知事會議におい  
て、再三これを聲明しておるに拘わら  
ず、本日までの問題が未解決のまま  
に残されております。聞くところによ  
りますと、巷間傳うるところによりま  
すると、最近政府は出先機関の整理に  
對して成案を発表するかのとき状態  
であります。それを巷間の説によ  
つて窺いますと、全く一應の各省一  
乃至二の申訳的な整理かのように聞き  
及んでおるのであります。私は本決議  
案が本院において採択されました場  
合、芦田総理はこの問題に對して如何  
なる誠意と具体的方策を有せられてお  
るか、それをはつきりと伺いたいの  
であります。

最後に申し添えて置きたいと存じま  
すことは、極く数日前に全國町村  
長、地方議會の代表者が、本問題に對  
しまして様々陳情いたしました末、そ  
の代表の一人が、私共は今まで再三再  
四この問題について政府に陳情し、或  
いは請願し、或いは要望して參つた  
のであります。何れも今日までその  
實現を見ないのであります。誠に遺憾  
に堪えない次第であります。この上  
は、たつた一つ残されておる途、國會  
の皆様に、國會に訴えて、この國民の  
要望を達成して頂く以外に方法がない  
のであります。どうぞ皆様の力によつ  
て何とかこの問題を解決して頂きたい  
と、声涙共に下つて訴えられたのであ  
ります。我々はこの國民の涙を以て訴  
える輿論を反映して、一日も速かに政  
府をして断乎出先機関の整理をなさし  
むべく、強くこれを實行せなければなら  
ない義務を有すると存するのであり  
ます。以上を以て私の賛成演説といた  
します。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 鈴木直人君、  
〔鈴木直人君登壇、拍手〕

○鈴木直人君 只今上程されました決  
議案につきまして、私は満腔の賛意を  
表するものであります。この決議案の  
提出に相成りました理由につきましては  
は、同僚中井議員から、又草薙議員か  
ら様々御説明がありましたので、私は  
それを省略したいと思ひます。幸  
いに今日は芦田総理大臣が御出席であ

りますので、私は賛成の意見に兼ね  
まして、芦田総理大臣に御質問を申し  
上ずるような形式におきまして、聊か  
所見を申述べて見たいと思ひます。  
現内閣におきましては芦田総理大臣  
は、機會あるごとにその整理断行とい  
うことを聲明せられ、又これを天下に  
公約しておられるのであります。又本  
議場においても再三同じような言明が  
あつたのであります。併しながら先程  
のお話のように、まだその公約が果さ  
れておらない現状であります。特に私  
共の驚いたことは、今日國會に提出さ  
れましたところの各省設置法案により  
ますと、芦田総理大臣が整理断行す  
ると申しておりますところのその出先  
機関が、全部一つ残らず法律の中に明  
かに規定されて、而もそれが拡大強化  
されるような形式を採つて現われて來  
ておるのであります。我々は総理大臣  
に對して非常なる期待を持つておつた  
のでありますけれども、この各省設  
置法案の内容を見まして、実は非常に  
驚いたのであります。そこで治安及び  
地方制度委員会と決算委員会において  
連合審査をいたしました結果、むしろ  
この法案は、もう一度再検討される必  
要があるというふうなことからいたし  
まして、本決議案を提出するといふこ  
とに出席議員の満場一致を以て決定  
いたしましたのであります。然るところ  
後におきまして、聞くところによりま  
すると、必ずしも出先機関の問題では

りますので、私は賛成の意見に兼ね  
まして、芦田総理大臣に御質問を申し  
上ずるような形式におきまして、聊か  
所見を申述べて見たいと思ひます。  
現内閣におきましては芦田総理大臣  
は、機會あるごとにその整理断行とい  
うことを聲明せられ、又これを天下に  
公約しておられるのであります。又本  
議場においても再三同じような言明が  
あつたのであります。併しながら先程  
のお話のように、まだその公約が果さ  
れておらない現状であります。特に私  
共の驚いたことは、今日國會に提出さ  
れましたところの各省設置法案により  
ますと、芦田総理大臣が整理断行す  
ると申しておりますところのその出先  
機関が、全部一つ残らず法律の中に明  
かに規定されて、而もそれが拡大強化  
されるような形式を採つて現われて來  
ておるのであります。我々は総理大臣  
に對して非常なる期待を持つておつた  
のでありますけれども、この各省設  
置法案の内容を見まして、実は非常に  
驚いたのであります。そこで治安及び  
地方制度委員会と決算委員会において  
連合審査をいたしました結果、むしろ  
この法案は、もう一度再検討される必  
要があるというふうなことからいたし  
まして、本決議案を提出するといふこ  
とに出席議員の満場一致を以て決定  
いたしましたのであります。然るところ  
後におきまして、聞くところによりま  
すると、必ずしも出先機関の問題では

りますので、私は賛成の意見に兼ね  
まして、芦田総理大臣に御質問を申し  
上ずるような形式におきまして、聊か  
所見を申述べて見たいと思ひます。  
現内閣におきましては芦田総理大臣  
は、機會あるごとにその整理断行とい  
うことを聲明せられ、又これを天下に  
公約しておられるのであります。又本  
議場においても再三同じような言明が  
あつたのであります。併しながら先程  
のお話のように、まだその公約が果さ  
れておらない現状であります。特に私  
共の驚いたことは、今日國會に提出さ  
れましたところの各省設置法案により  
ますと、芦田総理大臣が整理断行す  
ると申しておりますところのその出先  
機関が、全部一つ残らず法律の中に明  
かに規定されて、而もそれが拡大強化  
されるような形式を採つて現われて來  
ておるのであります。我々は総理大臣  
に對して非常なる期待を持つておつた  
のでありますけれども、この各省設  
置法案の内容を見まして、実は非常に  
驚いたのであります。そこで治安及び  
地方制度委員会と決算委員会において  
連合審査をいたしました結果、むしろ  
この法案は、もう一度再検討される必  
要があるというふうなことからいたし  
まして、本決議案を提出するといふこ  
とに出席議員の満場一致を以て決定  
いたしましたのであります。然るところ  
後におきまして、聞くところによりま  
すると、必ずしも出先機関の問題では

ないのでありますが、他の理由によつてこの各省設置法案も撤回されるようた御意向に決定されておるといふこととありまして、この問題は一應閣上げというふうな関係になつたのであります。併しながら出先機関の整理の問題は、これに關係なく、どんな一日も早くこれは行はるべき問題になつておるわけでありまして、従いまして、このものについて芦田総理大臣はいかなる所見を持つておられるか。先程草葉君の言われたように、本月十四日閣議において出先機関の徹底的整理という名目の下に一應の案が決定をして、目下關係方面と打合せ中であるといふことを聞いておる。ところがその案たるや、我々の窺ひ知るところによると、殆んどこれは問題にならないお坐なりのお茶を濁しておるに過ぎないのであつて、國民乃至我々が考えておるところの出先機関整理というところの問題は、全然触れていないと言つてもよいような案であるのであります。其は閣下と云ふことによりまして、政府の行政調査部において事務的の案ができておるといふこととあります。又衆議院の治安及び地方制度委員会においても、三月五日でありましたか、この整理案の内容というものを一應決定をいたして、政府に送付しておるといふことを聞いております。又参議院におきまして、全く中立的な立場において、現在の國際的日本の立場、或いは

は政治經濟上の特異的な現状といふものを勘案をいたしまして、参議院が立法院として、國民からこれを發表いたしましたとしても、なるほど尤もであると思われような成案を得ておるのであります。我々のこの決議案の内容をいたしまして考へておられますところのものは、この程度の整理を要望いたしておるのであつて、先般第一次整理案として決定されておられるというように聞いておるところのかやうなものは、全然期待外れであるといふことをはつきり申上げて置きたいのであります。

(拍手)

要するに我々國會、参議院、衆議院、又行政調査部、これは殆んど内容は同一になつておりますけれども、この中立的な、嚴正公平の案に副うて、そつして速かに政府におきましては具體的案を決定して、國會に提出して頂きたいといふことが私の念願であります。恐らく總理大臣はいろ／＼な關係、國際關係で、或いはそれはいかんというやうなことを弁明されるのであります。要するに我々の考へておるものは、弁明でなくして実行であります。要するに実行を期待するところのものがこの決議案の趣旨であります。従いまして、実行をするところの一つ御答弁をお願いいたしたいと考へるのであります。以上私の意見を申述べます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これにて討論の

通告者は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本決議案に賛成の諸君の起立を請います。

(議員起立)

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。(拍手)よつて本決議案は全会一致を以て可決せられました。只今の決議に對し、内閣總理大臣より發言を求められました。芦田内閣總理大臣。

(國務大臣芦田均君登壇、拍手)

「國會の決議を尊重しろ」と呼ぶ者あり

○國務大臣(芦田均君) 只今決議せられました各省地方出先機関の整理につきまして、現内閣成立以來三ヶ月に亘つて鋭意その実施計画の勘案に努めておりましたが、今回その第一著手として取敢えず次の通りに整理すること決定いたしました。順次これを報告することといたします。

第一、左の機關はこれを廢止し、その所掌事務を都道府縣知事に移譲する。

甲、臨時物資需給調整法關係、經理廳部内において建設院建築事務所四十六ヶ所、建設院地方駐在員四十六ヶ所、文部省部内において教育施設局都道府縣出張員四十六ヶ所、農林省部内において農政局駐在員六ヶ所、右の措置に伴つて建設院建築出張所における建築物等の許可事務は都道府縣知事に移譲する。

乙、その他、總理廳部内において連絡調整地方事務局出張所の中、立川出張所、厚生省部内において都道府縣防疫駐在員四十六ヶ所

第二、運輸省部内において道路運送

監視事務所五十二ヶ所の所掌事務の一部を都道府縣知事に移譲する。これは道路運送監視事務所の所掌事務中、臨時物資需給調整法に基く指定生産資材割当規則による割当事務以外の事務は、なるべくこれを都道府縣知事に移譲せんとするものであります。

第三、左の諸機關の設置はこれを見合せる。厚生省部内において國立公園管理所、労働省部内において地方労働局八ヶ所。

第四、商工省部内において商工局出張所を整理して、その数を減少する。

第五、左の機關はその機構を改組縮小する。

甲、大藏省部内において財務局地方部四十ヶ所。

乙、農林省部内において木炭事務所四十七ヶ所。

以上の措置により國の行政事務を都道府縣知事に移譲した場合においては、右の行政事務については主務大臣が都道府縣知事を有効に指揮監督することができるよう適當な法的措置を講ずる必要がありまから、これに即應する措置は至急に取運ぶ予定であります。尙右に伴う都道府縣の財政的負担についても便宜の措置を講ずる考えであります。

以上は第一次出先機関整理の政府案でありまして、これに必要とする諸般の手續は至急國會の審議を求むる決意であります。以上御報告いたします。(拍手)

(拍手)

○議長(松平恒雄君) この際、日程第十二、厚生保護法案(谷口彌三郎君外三名發議)日程第十三、予防接種法案(内閣提出、衆議院送付)以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。厚生委員会理事谷口彌三郎君。

「審査報告書は都合により第五十四号の末尾に掲載」

厚生保護法案  
右成規により發議する。

昭和二十三年六月十二日  
發議者

谷口彌三郎 竹中 七郎  
中山 壽富 藤森 眞治  
参議院議長松平恒雄殿

厚生保護法案  
第一章 總則

(この法律の目的)  
第一條 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する

とともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもつて定めるものをいう。

2 この法律で人工妊娠中絶とは、胎児が、母体外において、生命を保護することのできない時期に、人工的に、胎児及びその附属物を母体外に排出することをいう。

第二章 優生手術

(任意の優生手術)

第三條 医師は、左の各号の一に該当する者に対して、本人の同意並びに配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様な事情にある者を含む。以下同じ。）があるときはその同意を得て、任意に、優生手術を行うことができる。但し、未成年者、精神病者又は精神薄弱者については、この限りでない。

一 本人又は配偶者が遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有しているもの

二 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が、遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神変質症、遺伝性病的性格、遺伝性身体疾患又は遺伝性畸形を有し、且つ、子孫にこれが遺

傳する虞れのあるもの

三 本人又は配偶者が、癩疾患に罹り、且つ子孫にこれが傳染する虞れのあるもの

四 妊娠又は分娩が、母体の生命に危険を及ぼす虞れのあるもの

五 現に数人の子を有し、且つ、分娩ごとに、母体の健康度を著しく低下する虞れのあるもの

(強制優生手術の審査の申請)

第四條 医師は、診断の結果、別表に掲げる疾患に罹つていゝことを確認した場合において、その者に對し、その疾患の遺傳を防止するため優生手術を行うことが公益上必要であると認めるときは、前條の同意を得なくとも、都道府縣優生保護委員会に優生手術を行うことの可否に関する審査を申請することができる。

(優生手術の審査)

第五條 都道府縣優生保護委員会は、前條の規定による申請を受けるときは、優生手術を受くべき者にその旨を通知するとともに、同條に規定する要件を具備しているかどうかを審査の上、優生手術を行うことの可否を決定して、その結果を、申請者及び優生手術を受く

べき者に通知する。

2 都道府縣優生保護委員会は、優生手術を行うことが適当である旨の決定をしたときは、申請者及び関係者の意見をきいて、その手術を行うべき医師を指定し、申請者、優生手術を受くべき者及び当該医師に、これを通知する。

(再審査の申請)

第六條 前條第二項の規定によつて、優生手術を受くべき旨の決定を受けた者は、その決定に異議があるときは、同條前項の通知を受けた日から二週間以内、中央優生保護委員会に對して、その再審査を申請することができる。

2 前項の優生手術を受くべき旨の決定を受けた者の配偶者、親権者、後見人又は保佐人もまた、その再審査を申請することができる。

(優生手術の再審査)

第七條 中央優生保護委員会は、前條の規定による再審査の請求を受けたときは、その旨を、手術を行うべき医師に通知するとともに、審査の上、改めて、優生手術を行うことの可否を決定して、その結果を、再審査の申請者、優生手術を受くべき者、都道府縣優生保護委員会及び手術を行うべき医師に通知する。

(審査に関する意見の申述)

第八條 第四條の規定による申請者、優生手術を受くべき者及びその配偶者、親権者、後見人又は保佐人は、書面又は口頭で、都道府縣優生保護委員会又は中央優生保護委員会に對し、第五條第一項の審査又は前條の再審査に關して、事実又は意見を述べることができ

る。

(訴の提起)

第九條 中央優生保護委員会の決定に對して不服のある者は、第七條の通知を受けた日から一個月以内に訴を提起することができる。

(優生手術の実施)

第十條 優生手術を行うことが適当である旨の決定に異議がないとき又はその決定若しくはこれに關する判決が確定したときは、第五條第二項の医師が優生手術を行う。

(費用の國庫負担)

第十一條 前條の規定によつて行ひ優生手術に關する費用は、政令の定めるところによつて、國庫の負担とする。

第三章 母性保護

(任意の人工妊娠中絶)

第十二條 都道府縣の区域を單位として設立せられた社團法人たる医師会の指定する医師（以下指定医師という。）は、第三條第一項第一号から第四号の一に該当する者に對して、本人及び配偶者の同意を

得て、任意に、人工妊娠中絶を行うことができる。

2 前項の同意には、第三條第二項の規定を準用する。

(人工妊娠中絶の審査の申請)

第十三條 指定医師は、左の各号の一に該当する者に対して、人工妊娠中絶を行うことが母性保護上必要であると認めるときは、本人及び配偶者の同意を得て、地区優生保護委員会に對し、人工妊娠中絶を行うことの可否に関する審査を、申請することができる。

一 別表中第一号又は第二号に掲げる疾患に罹つていゝもの

二 分娩後一年以内の期間に更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

三 現に数人の子を有している者が更に妊娠し、且つ、分娩によつて母体の健康を著しく害する虞れのあるもの

四 異行若しくは脅迫によつて、又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて、妊娠したもの

2 前項の申請には、同項第一号から第三号の場合にあつては他の医師の意見書を、同項第四号の場合にあつては民生委員の意見書を添えることを要する。

3 第一項の同意は、配偶者が知れ

ないとき又はその意思を表示することができないときは本人の同意だけで足り、本人が心神喪失の状況にあるときは後見人又は保佐人の同意をもつてこれに代えることができる。

#### (人工妊娠中絶の審査)

第十四條 地区優生保護委員会は、前條第一項の規定による申請を受けたときは、命令の定める期間内に、同條第一項に規定する要件を具えているかどうか及び未成年者についてはその同意が他から強制されたものでないかどうかを審査の上、人工妊娠中絶を行うことの適否を決定して、その結果を、申請者に通知する。

#### (人工妊娠中絶の実施)

第十五條 指定医師は、前條の決定に従い、人工妊娠中絶を行うことができる。

#### 第四章 優生保護委員会

##### (優生保護委員会)

第十六條 優生手術及び人工妊娠中絶に関する適否の審査その他この法律で定める優生保護上必要な事項を処理するため、優生保護委員会を置く。

##### (種類と権限)

第十七條 優生保護委員会は、中央優生保護委員会、都道府県優生保護委員会及び地区優生保護委員会とする。

2 中央優生保護委員会は、厚生大臣の監督に属し、主として優生手術に関する適否の再審査を行う外、この法律で定める優生保護上必要な事項を処理する。

3 都道府県優生保護委員会は、都道府県知事にこれを置き、都道府県知事の監督に属し、優生手術に関する適否の審査を行う。

4 地区優生保護委員会は、保健所の区域ごとにこれを置き、都道府県知事の監督に属し、人工妊娠中絶に関する適否の審査を行う。

##### (構成)

第十八條 中央優生保護委員会は委員三十人以内で、都道府県優生保護委員会は委員十人以内で、地区優生保護委員会は委員五人以内で、これを組織する。

2 各優生保護委員会において、特に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、医師、民生委員、裁判官、検察官、関係行政の官吏又は吏員その他学識経験のある者の中から、中央優生保護委員会にあつては厚生大臣が、都道府県優生保護委員会及び地区優生保護委員会にあつては都道府県知事が、それぞれ、これを命ずる。

4 各優生保護委員会に、委員の互選による委員長一人を置く。  
(委任事項)

第十九條 この法律で定めるものの外、委員の任期、委員長の職務その他優生保護委員会の運営に関して必要な事項は、命令でこれを定める。

##### (優生結婚相談所)

第二十條 優生保護の見地から結婚の相談に應ずるとともに、遺傳その他優生保護上必要な知識の普及向上を図つて、不良な子孫の出生を防止するため、優生結婚相談所を設置する。

##### (配置)

第二十一條 優生結婚相談所は、都道府県に少くとも一箇所以上、これを設置する。

2 優生結婚相談所は、保健所に、これを附置することができる。  
(設置の認可)

第二十二條 國以外の者は、優生結婚相談所を設置しようとするときは、厚生大臣の認可を得なければならない。

2 前項の優生結婚相談所は、厚生大臣の定める基準によつて医師をおき、検査その他に必要な設備をそなえなければならない。  
(名称の独立)

第二十三條 この法律による優生結婚相談所でない場合は、その名称中に、優生結婚相談所たることを示す文字を用いてはならない。

##### (届出)

第二十五條 医師又は指定医師は、第三條第一項、第十條又は第十五條の規定によつて優生手術又は人工妊娠中絶を行った場合は、その日から三日以内に、その旨を、理由を記して、都道府県知事に届出なければならない。

##### (通知)

第二十六條 優生手術を受けた者は、婚姻しようとするときは、その相手方に対して、優生手術を受けた旨を通知しなければならない。

(秘密の保持)

第二十七條 優生保護委員会の委員及び臨時委員、優生手術若しくは人工妊娠中絶の審査若しくは施行の事務に従事した公務員又は優生結婚相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

(禁止)

第二十八條 何人も、この法律の規定による場合の外、故なく、優生手術を行つてはならない。

##### (第二十三條違反)

第三十條 第二十三條の規定に違反して、優生結婚相談所たることを示す名称を用いた者は、これを千円以下の過料に処する。

##### (第二十五條違反)

第三十一條 第二十五條の規定に違反して、届出をせず又は虚偽の届出をした者は、これを一万円以下の罰金に処する。

(第二十七條違反)

第三十二條 第二十七條の規定に違反して、故なく、人の秘密を漏らした者は、これを六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

(第二十八條違反)

第七節 罰則

##### (第二十二條違反)

第二十九條 第二十二條の規定に違反して、厚生大臣の認可を得ないで優生結婚相談所を開設したものは、これを五千円以下の罰金に処する。

##### (第三十三條違反)

第三十四條 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から、これを施行する。

(罰則法律の附則)

第三十五條 國民衛生法(昭和十五年法律第七号)は、これを附則する。

(罰則規定の効力の存続)

第三十六條 この法律施行前になした違反行為に対する罰則の適用については、前條の法律は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

(届出の特例)

第三十七條 第二十五條の規定は、昭和二十一年厚生省令第四十二号(死産の届出に関する規程)の規定による届出をした場合は、その範圍内、これを適用しない。

別表

一 遺傳性精神病

精神分裂病

躁鬱病

眞性癲癇

二 遺傳性精神薄弱

白痴

痴愚

魯鈍

三 強度且つ惡質な遺傳性精神發症

著しい性慾異常

兇惡な常習性犯罪者

四 強度且つ惡質な遺傳性病的性格

分裂病質

循環病質

癲癇病質

五 強度且つ惡質な遺傳性身体疾患

遺傳性進行性舞蹈病

遺傳性骨髄性運動失調症

遺傳性小腦性運動失調症

筋萎縮性側索硬化症

脊髄性進行性筋萎縮症

神經性進行性筋萎縮症

進行性筋性筋萎縮症

筋緊張病

筋萎縮性癱瘓

遺傳性震顫症

家族性小兒四肢麻痺

痙攣性脊髄痙攣

強直性筋萎縮症

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障礙

多発性軟骨性外骨腫

白癩

魚鱗癬

多発性軟性神經纖維腫

結節性硬化症

色素性乾皮症

先天性表皮水泡症

先天性ポルフィリン尿症

先天性手掌足皸角化症

遺傳性視神經萎縮

網膜色素変性

黄斑部変性

網膜膠腫

先天性白内障

全色盲

牛眼

黒内障性白痴

先天性眼瞼震盪  
青色鞏膜

先天性癩

遺傳性癩癧

血友病

六 強度な遺傳性畸形

裂手、裂足

指趾部分的肥大症

顔面跛裂

先天性無眼瞼症

先天性骨欠損症

先天性四肢欠損症

小頭症

その他厚生大臣の指定するもの

審査報告書

予防接種法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月十九日

厚生委員長 塚本 重蔵

参議院議長松平恒雄殿

多數意見者署名

井上なつゑ 山下 義信

中平常太郎 河崎 ナツ

小林 勝馬 千田 正

米倉 龍也 池田宇右衛門

木内キヤウ 三木 治朗

中山 壽彦 今泉 政喜

谷口彌三郎 姫井 伊介

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、痘、せき、百日せき、結核、発しんチフス、コレラ、ペスト、しやう紅熱、インフルエンザ、ウイルス病の予防接種を施行し、これらの傳染病の発生及びまん延を予防するために適切な措置であると認められた。

二、事件の利害得失

傳染の虞ある疾病のまん延を防止する利益がある。

三、費用

本案施行のために要する費用は、約二億一千七百万円である。

予防接種法案

右國會に提出する。

昭和二十三年六月十日

内閣総理大臣 青田 均

第一章 總則

第一條 この法律は、傳染の虞がある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄與することを目的とする。

第二條 この法律で「予防接種」とは、疾病に対して免疫の効果を

させるため、疾病の予防に有効であることが確證されている疫病原を、人体に注射し、又は接種することをいう。

2 この法律の定めるところにより予防接種を行う疫病原は、左に掲げるものとする。

一 痘、せき、

二 インフルエンザ

三 腸チフス

四 バラチフス

五 百日せき

六 結核

七 発しんチフス

八 コレラ

九 ベスト

十 しやう紅熱

十一 インフルエンザ

十二 ワイル病

3 この法律で「保護者」とは、親、を執行する者又は後見人をいう。

第三條 何人も、この法律に定める予防接種を受けなければならない。

2 十六歳に満たない者及び精神障害者については、前項の規定にかかわらず、その保護者において、その者に予防接種を受けさせるため必要な措置を講じなければならない。

第四條 左に掲げる者は、十六歳に満たない児童、生徒その他これらに準ずる者、養育者又は十六歳に



満たない者、若くは者の保護者が、前  
條第二項の義務を履行していない  
場合には、その保護者に対し、同  
項の義務を履行すべき旨を指示し  
なければならない。

一 乳児院、保育所その他の児童  
福祉施設の長

二 学校、病院その他これらに準  
ずる施設の長

三 雇用の目的をもつて人を寄ぐ  
うさせる者

2 前項各号に掲げる者は、同項に  
規定する児童、生徒その他の者に  
予防接種を受けさせることができ  
る。

第五條 市町村長（東京都の区の存  
する区域にあつては保健所長とす  
る。以下同じ。）は、この法律の定  
めるところにより、保健所長（東  
京都の区に存する区域の保健所及  
び保健所法（昭和二十二年法律第  
百一十号）第一條の規定に基づく政令  
で定める市にあつては、道府縣知  
事）の指示を受け、定期の予防接  
種を行わなければならない。

第六條 都道府縣知事は、疾病のま  
ん延予防上必要があると認めると  
きは、予防接種を受けるべき者の  
範囲及び期日を指定して、臨時に  
予防接種を行い、又は市町村長に  
行わせることができる。

2 厚生大臣は、必要があると認め  
るときは、前項の予防接種を、都  
道府縣知事に行わせることができ  
る。

第二章 実施方法

第七條 市町村長は、予防接種を受  
ける定期にある者の予防接種を受  
ける期日を指定しなければならない。

第八條 市町村長は、前條の規定に  
より指定した期日に予防接種を受  
けないか、又はこれを受けた証拠  
の不明な者があるときは、さらに  
期日を指定して、又は直ちに、予  
防接種を行わなければならない。

2 前項の規定により定期外に受け  
た予防接種は、これを定期の予防  
接種とみなす。

第九條 疾病その他の事故のため、  
指定期日に予防接種を受けること  
のできなかつた者又はその保護者  
は、その指定期日後七日以内にそ  
の事由を添え、市町村長に給予を  
申請することができる。

2 前項の規定により予防接種を最  
予したときは、市町村長は、その  
証明書を交付しなければならない  
い。

3 第一項の規定により予防接種を  
最予した場合において、その事故  
消滅後受けた予防接種は、指定期  
日から省令の定める期間内に受け  
たものに限り、これを定期の予防  
接種とみなす。

痘という。）は、左に掲げる定期  
においてこれを行ふ。但し、痘  
そりにかかつている者又はかかつ  
たことのある者については、保健  
所長の証明書により、これを免除  
することができる。

一 生後二月から生後十二月に至  
る期間

二 小学校入学前六月以内

三 小学校卒業前六月以内

2 前項第二号又は第三号の定期前  
二年以内に善感した種痘は、それ  
ぞれこれを同項第二号又は第三号  
の定期の種痘とみなす。

3 市町村長は、定期の種痘を行つ  
たときは、期日を指定して種痘の  
検診を行わなければならない。

4 定期の種痘を受けた者又はその  
保護者は、前項の規定による検診  
又は第六項の規定による医師の検  
診を受け、又は受けさせなければ  
ならない。

5 前條第一項及び第二項の規定  
は、第四項の検診に、これを準用  
する。

8 第四項又は第六項の検診の結  
果、免疫の効果が得られなかつた  
と判定された場合には、その後直  
ちにさらに一回種痘を受けなけれ  
ばならない。

第十一條 シフテリアの予防接種  
は、左に掲げる定期においてこれ  
を行ふ。

一 生後六月より生後十二月に至  
る期間

二 小学校入学前六月以内

三 小学校卒業前六月以内

第十二條 腸チフス又はパラチフス  
の予防接種は、左に掲げる定期に  
おいてこれを行ふ。但し、腸チフ  
ス若しくはパラチフスにかかつて  
いる者又はかかつてある者につ  
いては、保健所長の証明書によ  
り、これを免除することができる。

一 生後三十六月から生後四十八  
月に至る期間

2 腸チフス又はパラチフスの予防  
接種を行うときは、あらかじめそ  
の予防接種に対する禁忌徴候の有  
無について健康診断を行わなけれ  
ばならない。禁忌徴候があると診  
断したときは、その者に対して予  
防接種を行つてはならない。

左に掲げる定期においてこれを行  
ふ。但し、百日せきにかかつてい  
る者又はかかつてある者につ  
いては、保健所長の証明書によ  
り、これを免除することができる。

一 生後三月から生後六月に至る  
期間

二 前号の定期の予防接種後十二  
月から十八月に至る期間

第十四條 結核の予防接種は、左に  
掲げる定期においてこれを行ふ。  
但し、結核にかかつているか、又  
はツベルクリン反應が陽性の者で  
省令で定めるものについては、保  
健所長の証明書により、これを免  
除することができる。

一 生後六月以内

2 この法律の定めるところによ  
り、結核の予防接種を行うとき  
は、あらかじめツベルクリン反應  
検査を行わなければならない。

第十五條 この法律で定めるもの  
外、予防接種の実施方法に關して  
必要な事項は、省令でこれを定め  
る。

### 第三章 証明書及び記録

第十六條 市町村長は、第十條から  
第十四條までの規定により定期の  
予防接種を受けた者に対して、省

令の定めるところにより、定期の予防接種済証を交付しなければならない。

2 都道府県知事又は市町村長は、第六條の規定により臨時の予防接種を受けた者に対して、省令の定めるところにより、臨時の予防接種済証を交付しなければならない。

3 種痘については、前二項の予防接種済証は、種痘の検診を受けない者に対しては、これを交付してはならない。

第十七條 当該吏員の請求を受けた者は、自己又は十六才に満たない者の予防接種済証を提示しなければならない。但し、省令で定める者については、この限りでない。

第十八條 保健所長は、痘そう、百日せき、腸チフス若しくはパラチフスにかかつている者若しくはかかつてこのある者又は結核にかかつているか、若しくはツベルクリン反應が陽性の者で省令で定めるものに対して、その者を診療した医師の届出により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第十九條 市町村長（第六條の規定による予防接種については、都道府県知事又は市町村長）は、省令の定めるところにより、この法律の規定により行つたすべての予防接種に関する記録を作成し、且

つ、これを保存しなければならない。

#### 第四章 費用

第二十條 この法律の定めるところにより、予防接種を行うため必要な費用は、市町村（第六號の規定による予防接種については、都道府県又は市町村）の支弁とする。

第二十一條 都道府県は、政令の定めるところにより、前條の規定により市町村の支弁する額の三分の二を負担しなければならない。

第二十二條 國庫は、政令の定めるところにより、第二十條の規定により都道府県の支弁する額及び前條の規定により都道府県の負担する額の二分の一を負担する。

第二十三條 市町村長は、この法律の定めるところにより、予防接種を受けた者又はその保護者から、政令の定めるところにより、実費を徴収しなければならない。但し、これらの者が、経済的理由により、その費用を負担することができないと認めるとき及び第六條の規定による予防接種を行うときはこの限りでない。

第二十四條 東京都の区に存する区域にあつては、第二十條から第二十二條までの規定にかかわらず、予防接種を行うため必要な費用は、東京都の支弁とし、國庫は、その額の二分の一を負担する。

2 前項の場合において実費の徴収については、前條の規定を準用する。この場合において同條中「市町村長」とあるのは、これを「東京都知事」と読み替へる。

第二十五條 この法律の定めるところにより、予防接種を行うべき市町村が、これを行わないか、若しくは行つても十分でないか、認めるとき又は必要の期間内に行うことができないと認めるときは、都道府県知事は、予防接種を行い、その費用を市町村に支弁させることができる。

#### 第五章 罰則

第二十六條 左の各号の一に該当する者は、これを三千円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項若しくは第二項又は第四條第一項の規定に違反した者

二 第十條第四項の規定に違反した者

第二十七條 第十條第六項又は第七項の規定に違反した者は、これを千円以下の罰金に処する。

#### 附則

第二十八條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。但し、第十三條及び第十四條の規定施行の期日は、昭和二十四年六月三十日までの間において、各規定につき政令でこれを定める。

第二十九條 この法律施行の際、生後三十六月以上の者で、腸チフス又はパラチフスの予防接種を受けたことのある者は、第十二條第一項第一号の予防接種を受けた者とみなす。

2 この法律施行の際、生後四十八月から六十歳に至るまでの者で、腸チフス又はパラチフスの予防接種を受けたことのない者は、省令の定めるところにより、腸チフス又はパラチフスの予防接種を受けなければならない。

3 前項の予防接種を受けた者については第一項の規定を準用する。

第三十條 第十三條施行の際、生後六月から生後二十四月に至るまでの者は、省令の定めるところにより、百日せきの予防接種を受けなければならない。

2 前項の予防接種を受けた者は、第十三條第一号の予防接種を受けた者とみなす。

第三十一條 第十四條施行の際生後六月以上の者で結核の予防接種を受けたことのある者は、同條第一項第一号の予防接種を受けた者とみなす。

2、第十四條施行の際、生後六月から三十歳に至る迄の者で結核の予防接種を受けたことのない者は、省令の定めるところにより、結核

の予防接種を受けなければならない。

3 前項の予防接種を受けた者については第一項を準用する。

第三十二條 種痘法（明治四十二年法律第三十五号）は、これを廃止する。但し、この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この法律施行前種痘法第一條の規定により行つた第一期種痘は、これを第十條第一項第一号の規定により行つたものとみなす。

3 この法律施行の際、小学校に入學している者で、種痘法第一條の規定による第二期種痘を受けていない者に対して、市町村長は、期日を指定して種痘を行わなければならない。

第三十三條 傳染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二号中「市町村ニ於テ施行スル清潔方法、消毒方法及種痘ニ要スル諸費」を「市町村ニ於テ施行スル清潔方法及消毒方法ニ要スル諸費」に改める。

（谷口彌三郎君登壇、拍手）  
○谷口彌三郎君 只今議題となりました衛生保護法案に關します厚生委員會における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は本院議員提出法案であります。

して、谷口より提案の理由及び内容の説明があつたのでございます。その要旨を簡単に申し上げますと、我が國は敗戦によりまして、その領土の四割強を失ひました結果、甚だしく狭められた國土の上へ、八千万からの國民が生活してありますために、食糧不足は尙今後も当分持続するのは当然であるのでございます。尤も我が國の天然資源は、貧弱ではありませんが、まだ十分開発利用されてはおりませんので、或いはその方面に対して灌漑、發電などの施設をなしますとか、漁業の開発をいたしますとすれば、相當の、約八千万くらいの人口は自給自足が將來で得るようになると思ふのでございませうが、現在すでに我が國の人口は昨年の十月調査によりまして七千八百万、その後の出生或いは引揚者を加えますと、現に八千万を少し越しておるような飽和状態であるのでございませう。従つてこれを解決する上におきましては、或いは食糧の増産を特にやりますとか、移民の奨励をするということが必要でございませうが、尙三の対策といひましては、産兒制限問題も考えられるのでございませう。併しこの産兒制限は極めて注意をいたしませんといふと、子供の將來を考へるような比較的良好な階級の方のみが産兒制限をいたしまして、無自覺者や低能者などが行いません結果、國民素質の低下即ち民族の逆淘汰を起す虞れがあるの

でございます。又現に我が國におきましては、すでに逆淘汰の傾向が現れておるのでございませう。例へば精神病にいたしまして、或いは先天性の失明者などにいたしまして、段々と増加いたしておるのでございませう。尙精神薄弱兒などにおきまして非常に段増殖して参りまして、以前は浮浪兒の約半数が精神薄弱と唱えられておりましたが、私共が先月九州各地の厚生施設を巡視して見ますと、福岡の百道松風園とか佐賀の浮浪兒收容所などにおきましては、その浮浪兒の八〇%までが精神薄弱即ち低能であるといふような状況でございませう。従つてこの際どうしても先天性の遺傳病者の出生を抑制するといふことが民族の逆淘汰を防止する上から申しまして、亦八千万以上に人口が増加するのを幾らかでも抑制する上において必要と存じておるのでございませう。尙これまで母性の健康までも度外いたしまして、ただ出生増加に専念いたしておりました態度をこの際改めて頂いて、母性保護の立場から或る程度的人工妊娠中絶を認めて、いわゆるそれによつて又人口の自然増加を抑制したいといふのがこの法案提出の主要であるのでございませう。

この法案の内容を簡単に申し上げますと、これは七章、それに附則を加へまして三十七條から成つておるのでございます。

第一章の総則におきましては、本法案の目的を明らかにいたしまして、本法は優生學的の見地から、不良分子の出生を防止し、尙同時に母体の健康を保護するといふことを目的にいたしておるのであります。そして優生手術と人工妊娠中絶の定義を明らかにいたしております。

第二章におきましては、優生手術の章でございませうが、この第三條に、同意を前提とした任意の優生手術を規定してあるのでございませう。第四條から十一條に亘りましては、社会公共の立場から、強制的に優生手術を行ひ得るといふ規定を挿入したのでございませう。尤も任意の優生手術におきましては、本人が事の是非を十分に判断した上で、同意するといふことが本質的な要素であります。例へば未成年者或いは精神病者、精神薄弱者のように、自分だけで意思の決定ができない者につきましては、これを認めぬ。任意断種を行はせぬといふことにいたしております。そして以てこの制度で、相續権侵害などに悪用されぬようにといふような注意を加へておるのでございませう。第四章以下のいわゆる強制断種の制度は、これは社会生活をいたします上に、甚だしく不適應な者とか、或いは生きて行くことが第三者から見ても極めて悲惨な状況を呈する者に対しては、優生保護委員會の審査決定によつて、たとへば本人の同意がなくても、

その者には優生手術を行ひ得るといふようにいたしておるのでございませう。これは素質な、強固な遺傳因子を國民素質の上に殘さないようにといふのが目的であるのでございませう。この場合には社会公共の立場からとは申しながら、本人の意思を無視するのでありますから、対象となる病名を別表として法律に列挙いたしておるのでございませう。そして、尙本人或いは関係者が不服の場合には、再審制度と、その上に裁判所の判決を求めるというようにいたしておるのでございませう。尤も強制断種の手術は、専ら公益のためにしますもので、その費用は國庫が負担するといふことにいたしておるのでございませう。

第三章の母性保護の章におきましては、人工妊娠中絶といふことについて規定をいたしておるのでございませうが、これまでは妊娠中絶と申しますのは、医学上の立場からいたしまして、母体の生命を救うためにのみ行われておつたのでございませうが、今回はこれを今少し拡張しまして、そして母性保護といふ方面にまで拡張いたしておるのでございませう。即ち客觀的にも安寧性が明らかな場合には、本人及び配偶者の同意だけで人工妊娠中絶を行ひ得るといふことにいたしておりますが、尙その他の者におきましては、地区即ち保健所内にあります優生保護委員會の判定を求めるといふことにいたしております。

第四章は、優生保護委員會に関する規定でございませうが、これには、この委員會は自己の責任におきまして、審査決定をなし得る処理機関といたして、中央、都道府縣及び地区の三種にいたしてあります。

第五章におきましては、優生結婚相談所、第六章は優生手術又は人工妊娠中絶を行ひました場合の医師又は指定医師の届出、秘密保持といふようなものを規定しますし、第七章に罰則を規定いたしておるのであります。これが大体の内容でございませう。

本法案につきまして、六月十九日以来三回に亘りまして厚生委員會の各委員は、極めて熱心なる質疑應答をされまして、その中の質問の二三を拾つて見ますと、生殖を不能にする手術といふものが、一体どういふものであるかといふお尋ねがございました。これに對しまして、これは生殖腺を除去しませうと、男子では精子管、女子では卵管を結びましたり、又は切断いたしまして、そして精子、卵子が通過することのできないようにする手術であるといふ答えでございませう。次には精神病者の手術をする場合には、本人が非常に狂暴である場合には危険ではないかといふようなお尋ねがございまして、この手術をやりますまでは、そういう場合には麻酔をかけて行ひま

すので、而もその手術は極く簡単で、男子でも五分、女子でも十分くらいで手術ができるし、生命上の危険はないというような答えがあつたのでございます。第三の質問には、第一條の不良な子孫というのは一体どういう意味かというお尋ねに對しまして、これは優生上の見地からの不良でありまして、惡質な遺傳性の疾患を指すのであるとの答弁でございます。第四には本法案は、遺傳學を前提として、それを根據としてきておるが、白痴とか、魯鈍のような場合には、絶對的にこれは遺傳するものかというお尋ねに對しましては、遺傳につきましては特別の考慮を拂つております。尤も両親が白痴のような場合には約七二％くらいは白痴の子供が生れるということになつておりますので、この点は審査委員會で慎重に審査をいたしました結果、手術を決めるということにいたしましたという答弁があつたのでございます。

又優生保護委員會の委員に裁判官とか檢察官を入れる理由はどうかというお尋ねに對しまして、例えば強姦などによりまして、妊娠した場合には、民生委員とか医者だけでは不十分であるから、どうしても裁判官、檢察官を加えて置く必要があるというような説明があつたのでございます。その外優生結婚相談所には私立は認めんかというお尋ねがありましたが、これは國立以外にも厚生大臣が認可によつて許すこ

とができるようになったのであります。一定基準の設備をしますというところ、申請をして私立でやることもできる。ただ余り廣告的にならんようにというような説明があつたのでございます。その外貧困の理由のみで本手術はできんかというお尋ねがございましたが、貧困というのみでは本手術は受けることはできません。又外國におきまして、そういう例がないという答えであるのでございます。その外社團法人であります都道府縣の醫師會をしてこの醫師を指定させる、指定醫師という制度がございますが、それで醫師を指定せしむるよりか、都道府縣の優生保護委員會その他のもので指定させた方がよくはないかというお尋ねがありましたに對しまして、社團法人であります醫師會は、現在都道府縣に一つずつ設置されておるのであります、いずれも公的存在であります、會員は任意加入でありますために、全醫師には及んでおりませんけれども、役員は官公私立又は組合立の病院、醫院の醫師とか、或いは學界人でありまして、指定の際には會員であるかと否とに拘わらず、必ず公平に醫師の技術と設備等を參照して指定しますので、醫師の技術とか設備などを最もよく知つておるのは醫師會でありますので、従つて醫師會をして指定せしむるのが妥當であるというような答えであつたのでございます。又優生保護法を実施した場合に

は、予算はどのくらい要るかというお尋ねに對しまして、約二千八百万円程度要する予定であるという説明がございました。その外の質疑應答は省略させていただきます。

以上の質疑がありまして後に討論に入りまして、格別討論も申出がありませんので、直ちに採決に入りました。全会一致を以て原案の通り可決すべきものと議決した次第でございます。以上簡單であります、これを以て御報告を終わります。(拍手)

第二に予防接種法案につきまして御報告いたしたいと思ひます。予防接種法案の厚生委員會におきます審議の経過並びに結果を申し上げます、この法案は六月十日に厚生委員會に本審査付託となりまして、六月十二日及び十九日の二回に審議をいたしましたのでございます。六月十二日厚生大臣からいたしました、この予防接種法につきまして提案理由及び内容の御説明があつたのでございます。

その概要を申し上げますと、我が國の傳染病發生の趨勢は戦争末期からだんだん増加の傾向でありまして、終戦後の社会的混亂の結果昭和二十年、二十一年と引続いて傳染病の爆發的發生と蔓延を惹起したのでございます。加うるに戦争によります疲弊、特に衛生施設の不備とか医薬品の不足というやうな惡條件を伴ひましたために、誠に憂慮すべき状態になつたのでございます。

が、幸いにも連合諸國の強力な援助を受けまして、又國民の協力、當局の努力などの結果によりまして、昨年に至りましては極めて急速に非常な減数をみたのでございます。かような傳染病の流行の終熄ということに對しましては、外國からも非常に賞讃の言葉も得ておるやうな次第であるのでございます。併し本病が昨年におきまして可なり減数をいたしました、而も大水害のありましたにも拘わらず少かつたということは、これは主として予防接種が可なり廣く行われたという結果が非常に効果をもたらしたものであると思つておる。従つて政府としては傳染病対策としてこの予防接種を十分に行いた、今後は天然痘に限らず傳染病の廣れあるというやうな疾病で、學界におきましてその免疫の効果を確證されておりますものに對しては、全面的にこれを行いたいということが希望であるというように説明をされたのであります。

町村長といたします。市町村長は保健所長の指示を受けてこれを行うことにいたしておるのであります。併し厚生大臣が必要と認めました場合には、都道府縣知事に命じて臨時の予防接種を行うこともできるというようになつております。又都道府縣の知事も病氣が蔓延するやうな場合には、臨時に市町村長に予防接種を行うように規定をいたしております。予防接種を受けました者に對しましては、証明書と與えて、市町村には台帳を作りまして記録をはつきりとしたしております。(簡單明瞭に願ひますと呼ぶ者あり)以上が法案の内容でございます。

この法案の内容を簡単に申し上げますと、これには先ず第一に定期に予防接種を行いますものには、痘瘡、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、百日咳、結核などがあります。臨時に行いますところのものは発疹チフス、ペスト、コレラ、猩紅熱、インフルエンザ、及びウイルス病ということにいたしてあります。

第二に予防接種を行います義務を市

これに對して熱心な質疑應答があつたのでございますが、例えば各注射をやるといふことに對しては、可なりの人数を要するのだから、できるだけ簡単に、或いはこの注射の時期などに對しては、多数の人数を用いて、短かい時間によらせることが必要である、又これに對しては、生活費のない者にはどうするか、或いは生活費のある者から、幾らく取らざる予定であるかというやうなことに對しての質問がございましたが、それらに對しておの／＼説明があつたのであります。例えば金のあつた方に対しては、ジフテリアの場合は三円二十四銭とか、痘瘡は九十銭取るなどの説明がございました。尚今後予防接種をいたします場合には、母子手帳にこれを書いて置くというやうなことに

いたしております。以上その他詳しいことは御迷惑であるけれども、速記録を見て頂くことにいたしまして、これでおまかせ頂きます。

質疑を終えまして討論に入りましたけれども、格別の討論もございませんので、直ちに採決に入りまして、全会一致で原案通り可決すべきものと決定した次第でございます。以上を以て終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕  
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 日程第十四、弁理士法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。先ず委員長の報告を求めます。鉱工業委員長稲垣平太郎君。

#### 審査報告書

弁理士法の一部を改正する法律案右多数をもつて別冊の通り修正議決した、よつて多数意見者の署名を附し要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月十九日

鉱工業委員長 稲垣平太郎

参議院議長松平恒雄殿

官報号外 昭和二十三年六月二十四日

第九條の次に左の一條を加える。

第九條ノ二 辨理士ハ特許法第二百十八條ノ二並ニ實用新案法第二十六條、意匠法第二十五條及商標法第二十四條ノ規定ニ依リ準用スル特許法第二百十八條ノ二規定スル訴訟ニ關シテ訴訟代理人タルコトヲ得

前條第二項ノ規定ハ前項ノ訴訟代理人ニ付テ準用ス

多数意見者署名

入交 太蔵 寺尾 豊  
宿谷 榮一 小林 英三  
平岡 市三 中川 以良  
佐伯卯四郎 堀 末治

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

政府提出の改正法律案は、單に弁理士登録料及び過料の増額にとどまるが、今回裁判所制度の改正に伴う特許法の改正によつて、東京高等裁判所が事実審を行うことになるので、技術的専門知識を有する弁理士を訴訟代理人とすることが適當であるとの観点に立つて、本委員会においては、修正議決した。

二、事件の利害得失

從來裁判所において、訴訟輔佐人に過ぎなかつた弁理士が特許事件に關しては、訴訟代理人たるの資格を具備することになり、本人

の主張は、これによつて充分に擁護されるのみでなく裁判所としても便宜である。

三、費用

本改正によつて特別の経費は、要しない。

弁理士法の一部を改正する法律案

右國會に提出する。

昭和二十三年六月一日

内閣総理大臣 芦田 均

弁理士法の一部を改正する法律案

弁理士法の一部を改正する法律案

弁理士法(大正十年法律第百号)の一部を次のように改正する。

「帝國内」を「國內」に、「帝國臣民」を「日本國民」に、「勅令」を「政令」に改める。

第七條中「二十円」を「千五百円」に改める。

第十八條第二号中「五百円」を「千円」に改める。

第二十二條中「五百円」を「三千円」に改める。

第二十二條ノ四中「千円」を「一万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔稲垣平太郎君登壇、拍手〕

○稲垣平太郎君 只今議題と相成りましたる弁理士法の一部を改正する法律案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。本改正法律案は、今日の經濟情勢に即應いたしまして、弁理士の登録料並びに同法案中にあります各種の過料につきまして、増額を行わんとする極めて簡単な法律案でありますので、委員会においても別段異議はなかつたのであります。先般當院におきまして可決いたしました特許法の改正に伴ひまして、訴訟事件に關して弁理士を訴訟代理人とすべしとする修正動議が、民自党の小林英三君より提出されたのであります。この修正案を朗讀いたします。第九條の二に次のような項を加えたいというのであります。「第九條ノ二 弁理士ハ特許法第二百十八條ノ二並ニ實用新案法第二十六條、意匠法第二十五條及商標法第二十四條ノ規定ニ依リ準用スル、特許法第二百十八條ノ二規定スル訴訟ニ關シテ訴訟代理人タルコトヲ得、前條第二項ノ規定ハ前項ノ訴訟代理人ニ付テ準用ス、」こゝに修正案が提出されたのであります。

その理由とするところは次の二点であります。特許事件は御承知のように、高度な技術的な問題を内容としておるわけでありまして、従つて技術的、専門的知識を要することは勿論であります。從來大審院におき

まして、訴訟事件に關しては單に法律審のみでありまして、事實審を行ななかつたのであります。その結果弁理士が訴訟代理人となりまして、弁理士は單に補佐役たるところの資格に過ぎなかつたのであります。今回裁判所制度の改正に伴う特許法の改正に伴ひまして、東京高等裁判所におけるところの審理は事實審と相成りました結果、専門的な知識を持つておられますところの弁理士を訴訟代理人といたしますことが、本人の利益主張の上から申しましても必要ではないか、かような点が第一点であります。

第二点は、現行の訴訟に關しまして、現在は訴訟事件の特許事件に關しましては、特許局において二審を経過いたします。この間弁理士が訴訟代理人になつておるのであります。一度事件が起訴されまして裁判所に参りますと、これは弁理士がこの事件を担当するということに相成るわけでありまして、然るに裁判所で審決が取消され、再び特許局に廻されて來ますと、特許局が審理審決をいたしますので、弁理士が代理するということになります。同一の事件が継続されておるにも拘らず、先ず弁理士、弁理士、弁理士、こゝにいつたように担当者がいればよい、一貫して弁理士が事件を取扱うことが必要ではないかというのが修

正の第二点であります。

以上二つの理由によりまして修正案が出たのでありますが、本修正案は、特許法に關しましては非常に重要な意義を持つておるものであります。又、又井理士法にとつては根本的な改正でもありますので、委員会におきましては慎重審議をいたしたのであります。又閣僚当局の意見を徴したのであります。多数を以て本修正案を可決したわけでありまして、右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部の問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。委員長報告通り、修正議決することと賛成の諸君の起立を請います。

〔総員起立〕

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て、委員会修正通り議決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程第十五、未復員者給與法の一部を改正する法律案、日程第十六、たばこ専賣法の一部を改正する法律案、(内閣提出、衆議院送付)、日程第十七、農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に關する法律案(衆議院提出)、以上三案を一括して議題とすることに

御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

審査報告書

未復員者給與法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月十九日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

渡邊 甚吉 九鬼紋十郎  
尾形六郎兵衛 小林米三郎  
伊藤 保平 星 一  
天田 勝正 山田 佐一  
西川甚五郎 深川タマエ  
木村福八郎 玉屋 喜章  
木内 四郎 高橋龍太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、未復員者給與法に定められている給與の定額が最近の物價事情に適合しないので、扶養手当については扶養親族一人当り現行月額百五十円を政府職員に對するものと同様約五割増の二百

二十五円に引上げ、婦郷旅費については現行三百円を五割増の四百五十円に引上げ、更に遺骨引取旅費現行二百七十円を八百円に、遺骨埋葬費現行三百十円を千円に、それぞれ約三倍程度に引上げ、昭和二十三年四月一日以後給與事由の生じた給與についてこれを適用することとするものであつて適当な改正と認める。

二、事件の利害得失

この措置によつて未復員者の家族の窮狀を幾分か緩和し得る利益がある。

三、費用

この改正のために要する費用は、約六億六千万円である。

未復員者給與法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月十七日

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

深川タマエ 西川甚五郎  
山田 佐一 天田 勝正  
星 一 伊藤 保平  
小林米三郎 尾形六郎兵衛  
九鬼紋十郎 渡邊 甚吉  
木村福八郎 玉屋 喜章  
木内 四郎 高橋龍太郎

第四條第二項中「百五十円」を「二百二十五円」に改める。

第七條中「三百円」を「四百五十円」に改める。

第八條第一項中「二百七十円」を「八百円」に、「三百十円」を「千円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年四月一日以後において給與事由の生じた給與につき、これを適用する。

審査報告書

たばこ専賣法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月十九日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

深川タマエ 西川甚五郎  
山田 佐一 天田 勝正  
星 一 伊藤 保平  
小林米三郎 尾形六郎兵衛  
九鬼紋十郎 渡邊 甚吉  
木村福八郎 玉屋 喜章  
木内 四郎 高橋龍太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正案は、たばこ専賣金の確保をはかるため、たばこ専賣法違反行為に對しては、従来最高刑として五万円の罰金を科していたのを、更に徒刑も科することとし、またたばこ耕作者の耕作する葉たばこにつき、これを政府に完納せしめるための措置として、従来收穫前における收穫過目の査定に止つていたのを更に葉たばこの葉数を検査決定するとともに、査定数量の葉たばこを納付しない場合における追徴金額を引上げ、また未成年者等についても直接、行為者を処罰することができるとするものであつて適當の改正と認め

る。

二、事件の利害得失

この措置によつて、たばこの闇ばく減を促進し得る利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要しない。

たばこ専賣法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月十四日

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

深川タマエ 西川甚五郎  
山田 佐一 天田 勝正  
星 一 伊藤 保平  
小林米三郎 尾形六郎兵衛  
九鬼紋十郎 渡邊 甚吉  
木村福八郎 玉屋 喜章  
木内 四郎 高橋龍太郎



たばこ専賣法の一部を改正する法律案

たばこ専賣法の一部を改正する法律

たばこ専賣法(明治三十七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第九條に次の三項を加える。

煙草苗ヲ育成セシメントスル者ハ毎年苗床ノ位置及坪數ヲ定メ政府ニ申請シ許可ヲ受ケヘシ其ノ之ヲ變更シ又ハ煙草苗ノ育成ヲ廢止セントスルトキ亦同シ

第七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

煙草苗ノ譲渡及讓受ハ政府ノ許可ヲ受ケヘシ

第十一條第一項中「收穫量目」の下に「又ハ葉數」を加える。

第十二條第一項及び第三項中「量目」の下に「又ハ葉數」を加える。

第十四條第二項中「種子」を「煙草種子」に改める。

第十四條ノ二 煙草耕作者ニ非サレハ煙草種子ヲ所持スルコトヲ得ス

第十七條中「若ハ」を「又ハ」に改め「量目」の下に「又ハ葉數」を加え「三倍」を「二十倍」に改める。

第二十一條第二項中「第九條」の下に「第十四條ノ二」を加える。

第三十四條中「葉煙草」の下に「煙草苗、煙草種子」を加え「政府ノ

證明ヲ附セサル」を「政府ノ賣渡ササル」に「煙草若ハ」を「煙草製造用若ハ煙草用巻紙」に改める。

第三十六條中「煙草又ハ」を「煙草製造用又ハ煙草巻紙」に改める。

第三十七條中「煙草若ハ」を「煙草製造用若ハ煙草用巻紙」に改める。

第四十一條中「輸入ヲ爲シタル者ハ」の下に「三年以下ノ懲役又ハ」を加える。

第四十一條ノ二中「第九條」の下に「第一項」を加え「五萬圓」を「三年以下ノ懲役又ハ五萬圓」に改める。

第四十八條及び第四十九條中「五萬圓」を「三年以下ノ懲役又ハ五萬圓」に改める。

第五十一條及び第五十五條ノ二中「五萬圓」を「三年以下ノ懲役又ハ五萬圓」に改める。

第五十六條 第三十四條第一項ニ違反シテ煙草苗又ハ煙草種子ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草苗又ハ煙草種子ハ之ヲ沒收ス

第五十六條ノ二 第九條第二項ニ違反シテ許可ヲ受ケサル土地ニ煙草苗ヲ育成シタル煙草耕作者ハ三萬圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草苗ハ之ヲ沒收ス

第五十七條、第五十八條及び第五十九條中「五萬圓」を「三年以下ノ懲役又ハ五萬圓」に改める。

第六十條 第三十四條第一項ニ違反シテ煙草製造用又ハ煙草用巻紙製造用ノ器具機械ヲ所持シ、讓渡シ又ハ讓受ケタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ五萬圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル煙草製造用又ハ煙草用巻紙製造用器具機械ハ之ヲ沒收ス

第三十六條ニ違反シタル者亦同シ

第六十條ノ二 第四十一條、第四十一條ノ二、第四十八條、第四十九條、第五十二條、第五十五條ノ二及第五十七條乃至第六十條ノ罪ヲ犯シタル者ハ情狀ニ因リ懲役及罰金ヲ併科スルコトヲ得

第六十三條 法人ノ代表者、法人又ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者、法人若ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ第四十一條乃至第四十二條、第四十四條乃至第五十三條、第五十五條乃至第六十條又ハ第六十二條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ各本條ノ罰金刑ヲ科ス

第六十四條 第四十一條乃至第四十二條、第四十四條、第四十五條、第四十七條乃至第五十條及第五十二條乃至第六十條ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八條第三項但書、第三十九條第二項、第四十條、第四十一條、第四十八條第二項、第六十三條及第六十六條ノ規定ヲ適用セス但シ第四十一條、第四十

一條ノ二、第四十八條、第四十九條、第五十二條、第五十五條ノ二、第五十六條及第五十七條乃至第六十條ノ場合ニ於テ懲役ノ刑ニ處スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六十五條及第六十六條 削除

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前になした行爲に關する罰則の適用については、なお従前の例による。

審查報告書

農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府縣農業会又は全國農業会からの財産の移轉を受ける場合における課税の特例に關する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多數意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十三年六月十九日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

多數意見者署名

深川タマエ 西川甚五郎

山田 佐一 天田 勝正

星 一 伊藤 保平

小林米三郎 尾形六郎兵衛

九鬼紋十郎 渡邊 甚吉

木村精八郎 玉屋 喜章

木内 四郎 高橋龍太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、農業協同組合法の制定に伴い、農業会が解散し、その財産中農業協同組合において必要なものは協同組合に移轉することとなつてゐるが、この場合新取得者たる組合が國稅及び地方稅を負担しなければならず、たこれらの課稅標準が時價によつて評價される場合、その負担額は相當なものとなるが、かかる財産移轉の結果農業協同組合の負担を増大せしめることは適當でないので、この際特例を設け有價証券移轉稅及び地方稅はこれを課せず、また登録稅の基準價格は讓渡直前の帳簿價格によることとするものであつて適當なものとする。

二、事件の利害得失

この措置によつて、農業会から農業協同組合への財産の移轉を円滑ならしめる利益がある。

三、費用

この法律施行のため別に費用を要しない。

農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府縣農業会又は全國農業会から財産の移轉を受ける場合における課稅の特例に關する法律案

第一條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関

する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）第五條、第六條又は第七條の規定により市町村農業会、都道府縣農業会又は全國農業会から財産の分割若しくは資産の譲渡を受け又は債務の引受をする場合においては、有價証券移轉税は、これを課さない。

第二條 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、農業協同組合法の制定に伴う農業團體の整理等に関する法律（昭和二十二年法律第百三十三号）第五條、第六條又は第七條の規定により市町村農業会、都道府縣農業会又は全國農業会から不動産又は船舶に関する權利を承継する場合において、その取得につき登記を受ける場合の不動産又は船舶の價格は、市町村農業会、都道府縣農業会又は全國農業会の譲渡直前の帳簿價值による。

附  
具

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔黒田英雄君登場、拍手〕

○黒田英雄君 只今上程されました二

法律案につきまして、委員会におきまして審議の経過並びに結果について御報告をいたします。

先ず未復員者給與法の一部を改正する法律案について申上ずます。未復員者給與法は昨年制定せられましてそれぞれ支給をしておるのであります。が、昨年七月以降そのまゝに相成つておるのであります。今日の物價事情に鑑みまして適當でないという点があるのであります。これを増額しようとするのであります。即ち扶養手当と婦人旅費を五割増、遺骨引取経費と遺骨埋葬費を約三倍に増額するのであります。そして昭和二十三年四月一日以後給與事情の生じた給與に適用しようとする。

いうのであります。これに要します経費は六億六千万円でありまして、これは目下提出の本予算に計上されておるのであります。

質疑に入りまして、終戦当時海外にあつた一般人の中で、強制徴用の上で容ぜられた者とか、又は技術者として強制留用された者等も相当あるのであるが、これらの留守家族は終戦以来何らの給與も救済も受けていないので、これらの者と本人についても未復員者と同様の適用を受けるようにして貰いたいとの希望があるが、政府の所見はどうであるかという御質問があつたのであります。これに對しましては、政府は速記を止めまして説明をして、困難であるというような答弁があつたのであります。

採決の結果本案は全会一致を以て可決すべきものなりと決定をいたしたのであります。

次にたゞこ專賣法の一部を改正する法律案について申上げます。煙草專賣益金の確保を期しますために、いろいろの方法を講じて專賣法違反行爲を防止せんとするのが、この法律の提案の理由であります。先ず罰則を強化いたしましたして、從來最高の刑といつてまして五万円罰金に科せられることになつておりますので、最近の經濟情勢と他の法令との均衡を考えまして、更に三年以下の休刑をも科することにしようとするのであります。

次に閑撲滅のために、その根源においてこれが防止を図る必要があるところから、煙草耕作者の耕作する葉煙草の横流しを防いで、政府に完納せしむるという必要があるのであります。從來の收穫前におきます改穫量目の査定だけでは不正確なので、今同葉煙草中の葉数を検査決定をして、その査定数量との葉煙草を納付しない場合の追徴金を引上げるといふようなことをして、以て完全收納を期せんとしておるのでもります。次に私製煙草を根絶しますために、その原料であります葉煙草のみならず、煙草苗につきましても、毎年苗床の位置、坪数を定めて政府許可を受け、譲渡又は譲受の場合も同じようにしよう、又煙草の種子は煙草

耕作者でなければ所持できないという  
ことにして、取締を徹底しますると  
共に、密製造の虞があります煙草製  
造用の機械、即ち煙草製造用又は煙  
草巻紙製造専用の機械等につきまし  
ては、これらを使用させないように、印  
行法の不備を是正しようとするのであ  
ります。次に未成年者につきまして  
も、直接行爲者は所罰することができ  
るようによしというのであります。

質疑應答に入りまして、その一二を御紹介いたしますが、前回のたばこ專賣法の一部改正の審議の際に、山田委員から五万円の罰金では軽きに失せないか、体罰を科する必要はないかという質問をしたのであるが、今国におもひを引上げようとするようになったのは、その前のは誤つたことを認めるのかかというような意味の御質問があつたのでありますが、それに対して政府委員は、これは誠に私共の不明であつたのである、その後の情勢並びに統制法令の關係から、体罰も科するようにしたということであつたのであります。それから農商等に課税金として出しておるところの進駐軍用の外國糧草が、横流しされる處れがないか、取締を嚴にする必要があるかと思ひが、こゝらの報奨用としては日本政府の糧草を以てするような考へはないかといううた質問に對しまして、米穀供出者等に對しまして報奨用として、外國糧草の代りに「きんし」ぐらいの値段で報

製煙の煙草を製造しまして、これに準  
駐軍の意思の現われるような証票を附  
けて安く出したらと考えたこともある  
のであるが、未だ実行されておらん、  
併し今日報奨用の外國煙草には特別の  
マークがしてあり、又別に所持する權  
利を現わす証票が與えられておるので  
ありますから、横流れ等は先ずないと  
思うのであるが、取締は十分したいと  
思つておるといふことであります。

尙闇煙草の生産費はどれくらい掛かる  
かといふような御質問がありましな  
が、これに對しては、煙草の葉を手に入  
れるのに大體一貫目が七八百円から三  
千円も掛かるのであるが、まあ平均  
均二千円として、四千本が巻けるので  
あるが、そうすれば一本五十錢となら  
ぬであります。これに巻賃、運賃、紙  
代等を加算しますると、一本八十五錢  
くらいになるのであります、これに準  
假に五割儲けるとして十三円余とな  
り、倍儲ければ十七、八円となると  
うような答弁であつたのであります。

次に二三十円程度のものの數量を増  
や自動的に關稅を拂ふことはできる  
のではないかといふ御質問に對しま  
しては、高級品の數量を増さなければ  
なぬといふので、その方を殖やす  
ことができないのは残念であるが、今  
同新製の煙は二十二億本、ハッピー  
十五億本、ききよりは、十グラムを  
本と換算しまして、二十二億本製造  
するつもりであるといふうな答弁が

つたのであります。その他の質疑應答は、速記録に譲ることをお許しを願ひまして、省略いたします。

採決に入りまして、全会一致を以て、原案通り可決すべきものと決定をいたしましたのであります。

次に農業協同組合又は農業協同組合連合会が市町村農業会、都道府県農業会又は全国農業会から財産の移轉を受ける場合における課税の特例に関する法律案について、御説明をいたします。

この法案は衆議院議員内藤友明君外三名の提案にかかりまして、衆議院において可決せられまして、本院に回付されたものであるであります。先ず提案者の説明を聴いて審議に入つたのであります。が、本法案は、農業協同組合法の制定に伴ひまして、従来の系統農業会は来る八月十四日まで解散することになつております。この農業会の財産の中、新しくできた農業協同組合で必要なものは、これを散逸させないで、農業協同組合に移譲することができるとなつておるのであります。併しこれらの財産を移轉しまする場合に、各種の税制によりまして、新取得者であります協同組合が、國税及び地方税を負担しなければならぬ。このため農民に新たな負担をかけることは安当でないと思われ、又新たに発足いたします協同組合にとつて相当な税金負担となつて、健全な発達

の障害となる虞れがあると考えられるので、財産の移轉について特に有償証券移轉税及び地方税を課せないこととし、又不動産又は船舶等に関する権利を承継しまする場合に、その取得について登記を受ける際の価格は、譲渡直前の帳簿価額によつて、時價によらないこととしようというのであります。

本法案につきましては、大蔵省、農林省両当局からいたしまして、両省相談の上で、この案であれば適當であると考えられるのであるという答弁があつたのであります。質疑應答は速記録に譲ることをお許しを願ひまして、採決に入りまして、全会一致を以て可決すべきものと決定をいたしました次第であります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより三案の採決をいたします。三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請ひます。

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程の順序を変更して、日程第十八より第六十四までの諸議及び日程第八十一より第二百二までの陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。國土計画委員長赤木正雄君。

國土計画委員会諸議審査報告書  
第五号  
一議院の會議に付するを要するもの。

第四号 郡中港修築工事継続促進に関する諸議  
第四十二号 第四百五十一号  
風ヶ岡港修築に関する諸議  
第八十七号 唐津港修築に関する諸議

第一号 三田尻港修築促進並びに佐波川改修工事促進に関する諸議  
第七号 鹿嶋港修築に関する諸議  
第九号 四日市港修築に関する諸議  
第十六号 第三百三十五号  
呼子港修築に関する諸議  
第二十五号 伊萬里灣石炭積込施設施行に関する諸議

第七十二号 伏古別、勇拂及び鷗川の船入ま修築に関する諸議  
第八十五号 伊良湖岬避難港設置に関する諸議  
第九十三号 岡山縣下の港湾修築工事費並びに維持工事費國庫補助に関する諸議

第九十五号 宇野港既設突堤の運輸省移管に伴う代替施設施行に関する諸議  
第三百五十八号 下関港の修築に関する諸議  
第三百八十二号 酒田港修築に関する諸議  
第四百六十四号 宮古港第三期修築工事促進に関する諸議  
第四百六十五号 大船渡港修築に関する諸議  
第四百七十号 八木港の修築に関する諸議

右の通り審査決定した。よつて報告する。  
昭和二十三年五月二十七日  
國土計画委員長 赤木 正雄  
參議院議長松平恒雄殿  
國土計画委員会諸議特別報告第五号

郡中港修築工事継続促進に関する諸議  
第四号 愛媛縣伊豫郡郡中町長岡部仁左エ門外八名提出  
風ヶ岡港修築に関する諸議  
第四十二号 山形縣西田川郡念珠開村長嶺山祐貴外三名提出  
第四百五十一号 山形縣議會議長加藤富之助提出  
唐津港修築に関する諸議  
第八十七号 唐津市長清水莊次郎外一名提出

三田尻港修築促進並びに佐波川改修工事促進に関する諸議  
第一号 防府市長宮地良三提出  
臨岬港修築に関する諸議  
第七号 長崎縣西彼杵郡脇村長久々原忠海外百十三名提出  
四日市港修築に関する諸議  
第九号 名古屋市中區大池町四ノ一各古屋商工会議所会頭三輪常次郎外八名提出  
呼子港修築に関する諸議  
第十六号 佐賀縣東松浦郡呼子町長大庭忠司外三名提出  
第三百三十五号 佐賀縣東松浦郡呼子町長大庭忠司外三名提出

伊萬里灣石炭積込施設施行に関する諸議  
第二十五号 佐賀縣西松浦郡伊萬里町伊萬里商工会議所会頭北古賀龜六提出  
伏古別、勇拂及び鷗川の船入ま修築に関する諸議  
第七十二号 北海道勇拂郡苦小牧町五田田信一外八名提出  
伊良湖岬避難港設置に関する諸議  
第八十五号 愛知縣知事青山秀夫提出  
岡山縣下の港湾修築工事費並びに維持工事費國庫補助に関する諸議  
第九十三号 岡山縣知事西岡廣吉外二名提出

三田尻港修築促進並びに佐波川改修工事促進に関する諸議  
第一号 防府市長宮地良三提出  
臨岬港修築に関する諸議  
第七号 長崎縣西彼杵郡脇村長久々原忠海外百十三名提出  
四日市港修築に関する諸議  
第九号 名古屋市中區大池町四ノ一各古屋商工会議所会頭三輪常次郎外八名提出  
呼子港修築に関する諸議  
第十六号 佐賀縣東松浦郡呼子町長大庭忠司外三名提出  
第三百三十五号 佐賀縣東松浦郡呼子町長大庭忠司外三名提出

伊萬里灣石炭積込施設施行に関する諸議  
第二十五号 佐賀縣西松浦郡伊萬里町伊萬里商工会議所会頭北古賀龜六提出  
伏古別、勇拂及び鷗川の船入ま修築に関する諸議  
第七十二号 北海道勇拂郡苦小牧町五田田信一外八名提出  
伊良湖岬避難港設置に関する諸議  
第八十五号 愛知縣知事青山秀夫提出  
岡山縣下の港湾修築工事費並びに維持工事費國庫補助に関する諸議  
第九十三号 岡山縣知事西岡廣吉外二名提出

三田尻港修築促進並びに佐波川改修工事促進に関する諸議  
第一号 防府市長宮地良三提出  
臨岬港修築に関する諸議  
第七号 長崎縣西彼杵郡脇村長久々原忠海外百十三名提出  
四日市港修築に関する諸議  
第九号 名古屋市中區大池町四ノ一各古屋商工会議所会頭三輪常次郎外八名提出  
呼子港修築に関する諸議  
第十六号 佐賀縣東松浦郡呼子町長大庭忠司外三名提出  
第三百三十五号 佐賀縣東松浦郡呼子町長大庭忠司外三名提出

宇野港既設突堤の運送省移管に伴う代替施設施行に関する請願

第百九十五号 岡山縣知事西岡

廣吉外二名提出

下関港の修築に関する請願

第三百五十八号 下関市長松尾

守治外二名提出

酒田港修築に関する請願

第三百八十二号 酒田市長本間

重三外一名提出

宮古港第二期修築工事促進に関する請願

第四百六十四号 宮古市長菊池

信一提出

大船渡港修築に関する請願

第四百六十五号 岩手縣氣仙郡

大船渡町長森田子之助外三名提出

八木港の修築に関する請願

第四百七十号 岩手縣九戸郡種

市村長川崎甚太郎外一名提出

右十九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年五月二十七日

國土計画 赤木 正雄

委員長

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

郡中港修築工事継続促進に関する請願

請願者 愛媛縣伊豫郡郡中町長

岡部仁左エ門外八名提出

右の請願は

郡中港は、既に西及び北防波堤の構築を終り残りの東防波堤さえ完成すれば外かく全域の完成をみる程度に達しているものであるから、同港の持つ重要性を考慮されて一日も早く改良工事が完成されるよう昭和二十三年度も相当額の國庫補助をせられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

風ヶ関港修築に関する請願

請願者 山形縣西田郡念珠町

村長 楡山新實外三名提出

請願者 山形縣議會議長 加藤

富之助提出

右の請願は共に

風ヶ関港は昨年度より船だまり港として修築中であるが、未だ近海の就業並びに航行する多数船舶の避難港としては役立っていない。同港は、新潟、酒田両港の中間にあつて比較的良港として北日本海における避難港として最も重要な地位をしめて

いるのであるから、速かに避難港として指定されるときに國費支弁をもつて本港を修築されたいとの趣旨

であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

唐津港修築に関する請願

請願者 唐津市長 清水武太郎

外一名提出

右の請願は

唐津港は九州西北部の要港であるが、終戦後石炭海上輸送並びに漁獲物の集荷地として船舶の出入激増して、収容能力不足となり、國家の損失多大なるものがあるため、当港の修築を緊急に施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

三田尻港修築促進並びに佐波川改修工事促進に関する請願

請願者 防府市長 宮地良三提出

右の請願は

三田尻港は地勢上の好條件を具備するにもかかわらず再度の大災害をこうむり、その復旧が予算の僅少、資材努力難等のため意の如く進まない。又同地域を貫流して諸産業の原動力である佐波川も同様の理由で改修工事がはかばかしくない現状であるから、災害を未然に防止し、進んで生産の再建を期するため、両々相まつて修築工事の促進を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

長崎縣西彼杵郡島原港は鹿兒島、熊本、長崎、佐賀、福岡及び阪神方面とを結ぶ海路の要衝にあたり、避難港としての諸條件に適しているため、常に百隻余、非常の場合には二百四、五十隻の避難船舶があるが、本港灣面積は頗る狭小なため、その安全の

保持が不可能となり、ひいては國家の重要物資輸送に支障をきたすから避難地としての整備を速かに実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

右の請願は

三田尻港は地勢上の好條件を具備するにもかかわらず再度の大災害をこうむり、その復旧が予算の僅少、資材努力難等のため意の如く進まない。又同地域を貫流して諸産業の原動力である佐波川も同様の理由で改修工事がはかばかしくない現状であるから、災害を未然に防止し、進んで生産の再建を期するため、両々相まつて修築工事の促進を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

四日市港修築に関する請願

請願者 名古屋市中区大池町四

ノ一名古屋商工会議所会頭

三輪常次郎外八名提出

右の請願は

日本産業の復興に重要な資材である重油その他液体燃料の輸入は、今後増加の傾向にあるが、中部地区の輸入港として四日市港は、外國貿易港の諸條件及び旧第二海軍燃料しょうの諸施設も完備しており、しかも陸上交通も中部日本の諸縣と密接かつ至便な関係にあるから同港を液体燃料の輸入港として指定するとともに國費をもつて港灣施設を完備されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

四日市港修築に関する請願

請願者 名古屋市中区大池町四

ノ一名古屋商工会議所会頭

三輪常次郎外八名提出

右の請願は

日本産業の復興に重要な資材である重油その他液体燃料の輸入は、今後増加の傾向にあるが、中部地区の輸入港として四日市港は、外國貿易港の諸條件及び旧第二海軍燃料しょうの諸施設も完備しており、しかも陸上交通も中部日本の諸縣と密接かつ至便な関係にあるから同港を液体燃料の輸入港として指定するとともに國費をもつて港灣施設を完備されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

長崎縣西彼杵郡島原港は鹿兒島、熊本、長崎、佐賀、福岡及び阪神方面とを結ぶ海路の要衝にあたり、避難港としての諸條件に適しているため、常に百隻余、非常の場合には二百四、五十隻の避難船舶があるが、本港灣面積は頗る狭小なため、その安全の

保持が不可能となり、ひいては國家の重要物資輸送に支障をきたすから避難地としての整備を速かに実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

三田尻港修築促進並びに佐波川改修工事促進に関する請願

請願者 防府市長 宮地良三提出

右の請願は

三田尻港は地勢上の好條件を具備するにもかかわらず再度の大災害をこうむり、その復旧が予算の僅少、資材努力難等のため意の如く進まない。又同地域を貫流して諸産業の原動力である佐波川も同様の理由で改修工事がはかばかしくない現状であるから、災害を未然に防止し、進んで生産の再建を期するため、両々相まつて修築工事の促進を計られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄



位にあるが、海陸両方面の施設は未だに不備の点が多いから、交易による國家の再建に寄與するために、修築工事を急速に施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

酒田港修築に関する請願

請願者 酒田市長 本間重三外

一名提出

右の請願は

山形縣酒田港は、最近の相次ぐ水害によつて被害を受け、また最上川本流より流入の土砂による埋没のため船舶の出入が困難となり憂慮にたえない事態が次々発生して、根本修築の必要に迫られているから同港の根本修築工事を早急に実施されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

宮古港第二期修築工事促進に関する請願

請願者

宮古市長 菊池信一提出

出

右の請願は

宮古港の第二期修築事業は、昭和二十二年より着手されたけれども、経済界の変動で工事は遅々として進まないから、工事費を増額して修築工事を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

大船渡港修築に関する請願

請願者 岩手縣氣仙郡大船渡町

長 森田千之助外三名提出

右の請願は

岩手縣の東南端にある大船渡港は、港内も廣く、かつ深い上に周辺の丘陵に囲まれて自然に風浪を防いでいる天然の良港であるにもかかわらず港務施設がこれに伴っていないから速かに修築工事をなして國家経済に寄與せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これ

が実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

八木港の修築に関する請願

請願者 岩手縣九戸郡種市村長

川崎甚太郎外一名提出

右の請願は

岩手縣九戸郡種市村所在の八木港は、八戸、宮古両港の中間に位置する天然の良港であるが、村財政が貧弱であるため、近海を航行する漁業又は海運業者の熱望にもかかわらず本格的な修築が出来ないから、修築工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

國土計画委員会請願審査報告書

第六号

一議院の會議に付するを要するもの。

第四百八十二号 利根川治水根本対策樹立に関する請願

本対策樹立に関する請願

第四百八十四号 入野川改修工事に関する請願

第四百八十八号 石狩川しゅんせつ並びに掘きに関する請願

第四百九十二号 淀川、神崎川堤防の災害復旧工事促進に関する請願

第四百九十七号 岩木川改修工事に関する請願

第五百三十五号 利根、常陸両川の改修工事に関する請願

第六百二号 舞阪海岸防波堤修築工事施行に関する請願

第六百二十一号 山國川改修工事促進に関する請願

第六百二十七号 北海道の災害復旧費國庫補助に関する請願

第六百六十一号 小貝、五行両河川の改修工事促進に関する請願

第六百九十三号 切の川えん堤築造に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年五月二十七日

國土計画委員長 赤木 正雄

参議院議長松平恒雄殿

國土計画委員会請願特別報告書第六号

利根川治水根本対策樹立に関する請願

第四百八十二号 東京都足立区

長大山雅二外二百六名提出

入野川改修工事に関する請願

第四百八十四号 廣島縣賀茂郡西高屋村長増原實外三十二名提出

石狩川しゅんせつ並びに掘きに関する請願

第四百八十八号 旭川市近文町

一九丁目高橋成光提出

淀川、神崎川堤防の災害復旧工事促進に関する請願

第四百九十二号 大阪府西淀川区御幣島町二七二村上豊太郎

外五百三十九名提出

岩木川改修工事に関する請願

第四百九十七号 弘前市長岩淵勉提出

利根、常陸両川の改修工事に関する請願

第五百三十五号 茨城縣議會議長 長菊田七平提出

舞阪海岸防波堤修築工事施行に関する請願

第六百二十一号 靜岡縣濱名郡舞阪町長堀江清一外一名提出

山國川改修工事促進に関する請願

第六百九十三号 中津市役所

山國川改修期成同盟会内若松常一郎提出

北海道の災害復旧費國庫補助に関する請願

第六百二十七号 北海道上川郡

神樂村、北海道水害復旧促進

委員会内武田治作提出

小貝、五行両河川の改修工事促進に関する請願



第六百六十一号 栃木縣芳賀郡

益子町長大塚八郎外二十一名

提出

切の川えん堤築造に関する請願

第六百九十三号 香川縣大川郡

長尾町長小西欣彌提出

右十一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年五月二十七日

閣下計画 赤木 正雄  
委員長

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

利根川治水根本対策樹立に関する請願

請願者

東京都足立区長 大山 雅二外二百六名提出

右の請願は

さきに内閣に送付するを要するものと決定した請願第三百六十二号と同趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

入野川改修工事に関する請願

請願者 廣島縣賀茂郡西高屋村 長 増原實外二十二名提出

右の請願は

入野川は、水源地在崩壊して、降雨ごとに流砂がはなはだしいために、昭和二十年の風水害の際には、田畑、家屋、道路及び鉄道線路上の浸水等被害は甚大であつたから速かに改修工事をなして民心安定と農産物の増産に寄與せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

石狩川しゅんせつ並びに掘さくに関する請願

請願者

旭川市近文町一九丁 目 高橋成光提出

右の請願は

一昨年来石狩川流域のはん濫のため旭川市内の被害は毎年増加しているの、將來の災害防止対策として完全な堤防の築造が要望されているが、これに先行して水害及び土地決壊予防のため請願書記載の如く河床のしゅんせつ並びに掘さくを國費支弁で施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

岩木川改修工事に関する請願

請願者 弘前市長 岩淵勉提出

右の請願は

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

淀川、神崎川堤防の災害復旧工事促進に関する請願

請願者 大坂市西淀川区御幣島町二七二 村上豊太郎外五百三十九名提出

右の請願は

大坂市西淀川区内の淀川、神崎川の堤防及び河口海岸堤防は、昭和十九、二十年の高潮によつて決壊して、区内一円は浸水のため多数の工場住宅が被害を被つたが、この復旧工事は予算の都合で進行がおそいから、大坂隨一の工場地帯である当区を災害から護るために、緊急工事を速かに施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

利根、常陸両川の改修工事に関する請願

請願者 茨城縣議會議長 菊田 七平提出

右の請願は

食糧の増産を図つて、制当供出の完遂を期するため、利根川治水緊急工事と、霞ヶ浦、北浦のこう水位を下して三万七千町歩の耕地を拓から守るために北利根、常陸両河川の改修工事を早急に施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

岩木川改修工事に関する請願

請願者 弘前市長 岩淵勉提出

右の請願は

青森縣津輕平野は耕地四方町歩に及び百五十万石の米を産するが、この耕地の大助成である岩木川は一部の改修工事は行われたが、過去数回のこう水の都度堤防が決壊して濁海がよく野にはん濫してばく大な被害を受けているから工事の実施を促進されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日  
参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

舞阪海岸防波堤修築工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣濱名郡舞阪町 長堀江清一外一名提出

右の請願は

靜岡縣都田川河口舞阪海岸防波堤は遠州灘に面する第一線防波堤であるが、昭和十九年十月防波堤は大決壊をして、海岸地帯の耕地並びに住宅地も大損害をうけ、又漁船の航行も不能となつたので、昨年関係当局の手により一部の工事を施行せられるようになったが、この附近一帯は輕砂土のため、一部の補修工事のみでは災害防止はできないことは明らかであるから、根本的改修工事を施行せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

山岡川改修工事促進に関する請願

請願者 中津市市役所山岡川改修期成同盟会内若松常二郎提出

右の請願は

の道も氣をなした。二つで幸と

昭和二十三年五月三十一日

國土計画 赤木 正雄  
委員長

參議院議長松平恒雄殿

國土計画委員會請願特別報告第七号

大谷川外二河川砂防工事施行に關する請願

第十一号 栃木縣下都賀郡日光町長 伊藤繁次郎外十名提出

会津川外一河川の砂防工事施行に關する請願

第十二号 和歌山縣西牟婁郡長野村長 松本徳治郎外八名提出

身馴、天津兩川の砂防工事並びに改修工事に關する請願

第六十六号 埼玉縣見玉郡松久村長 高田文作外三十四名提出

岡山縣下各河川の砂防工事施行に關する請願

第八十七号 岡山縣知事 西岡廣吉外六十名提出

比良山系砂防事業促進に關する請願

第二号 滋賀縣滋賀郡木戸村木戸良成提出

第五百三十六号 滋賀縣滋賀郡坂本村長 松井操造外十五名提出

黒川砂防工事施行に關する請願

第二号 佐賀縣西松浦郡東

山代村長 田中徳一外一名提出

岩崎川砂防工事施行に關する請願

第二十五号 岩手縣紫波郡煙山村長 高橋重平外五名提出

靜岡縣の砂防工事費増額に關する請願

第二百三十一号 靜岡縣議會議長 三上陽三提出

島根縣下河川の砂防工事費國庫補助に關する請願

第二百四十二号 島根縣美濃郡都茂村長 寺戸忠一外十四名提出

川口川の砂防工事促進に關する請願

第二百七十一号 東京都南多摩郡川口村長 高野林七外七名提出

秋山川の砂防工事並びに改修工事に關する請願

第二百七十四号 埼玉縣見玉郡秋平村長 田中正一外十七名提出

大栗川砂防工事施行に關する請願

第二百九十二号 東京都南多摩郡由木村長 吉田庸吉外七名提出

谷地川砂防工事促進に關する請願

第二百九十五号 東京都南多摩郡加住村長 吉野正美外二名提出

石子沢川砂防並びに改修工事に關する請願

第三百三十三号 山形縣東村山郡長崎町長 渡利彦市外二百二名提出

福島縣の砂防工事費國庫補助増額に關する請願

第三百七号 福島縣相馬郡原町字南東京 太田秋之助外百四十四名提出

磐前川砂防工事促進に關する請願

第三百二十号 山梨縣東山梨郡奥名田村長 峯野保外二名提出

岐阜縣の砂防事業施行に關する請願

第三百七十四号 岐阜市長 東前豊外二十三名提出

大分縣下各河川砂防工事施行に關する請願

第四百六十号 大分縣知事 細田徳壽外六十八名提出

那久路川外三河川の砂防工事施行に關する請願

第四百六十一号 島根縣隠岐郡五箇村長 代清信外五名提出

堀川外二河川の砂防工事施行に關する請願

第四百六十二号 出雲市長 森山繁樹外七名提出

鯉川砂防工事促進に關する請願

第五百八号 東京都西多摩郡多里村長 田中克三外五名提出

新津川砂防工事施行に關する請願

第五百十二号 三重縣北牟婁郡

船津村長 岡本勲外一名提出

木津川砂防工事施行に關する請願

第五百十三号 三重縣名賀郡神戶村長 大北啓生外二名提出

朝熊川砂防工事施行に關する請願

第五百十四号 三重縣度会郡四郷村長 川口寅吉提出

新宮川外四河川の砂防工事施行に關する請願

第五百十六号 和歌山縣知事 小野眞次外三十四名提出

中國山陰地区の治山事業に對する國庫補助金増額に關する請願

第五百三十四号 山口縣議會議長 清水爲吉外八十四名提出

塩田川砂防工事施行に關する請願

第五百三十七号 靜岡縣庵原郡高部村長 片平義一提出

由比川砂防工事施行に關する請願

第五百三十八号 靜岡縣庵原郡由比町長 魚住松殿提出

有無瀬川砂防工事施行に關する請願

第五百三十九号 靜岡縣庵原郡松野村長 天野謙一提出

稻瀬川砂防工事施行に關する請願

第五百四十号 靜岡縣庵原郡内房村長 鈴木泰信提出

第五百四十二号 靜岡縣富士郡須津村長 稻垣頼次提出

泰山川砂防工事施行に關する請願

第五百四十三号 靜岡縣駿東郡浮島村長 杉山武雄提出

高橋川砂防工事施行に關する請願

第五百四十四号 靜岡縣駿東郡愛鷹村長 長倉詮郎提出

佐野川砂防工事施行に關する請願

第五百四十五号 靜岡縣駿東郡北郷村長 永原正雄提出

雄沢川砂防工事施行に關する請願

第五百四十六号 靜岡縣駿東郡長泉村長 大沼華逸提出

宮沢川砂防工事施行に關する請願

第五百四十七号 靜岡縣駿東郡御殿場町長 勝山博提出

大津谷川砂防工事施行に關する請願

第五百四十八号 靜岡縣志田郡大津村長 長谷川寛外五百七十五名提出

安倍川砂防工事施行に關する請願

第五百四十九号 靜岡縣安倍郡大河内村長 見城親喜雄外一名提出

右四十件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年五月三十一日

國土計画 赤木 正雄  
委員長

官報号外 昭和二十三年六月二十四日

參議院會議錄第五十二号 郡中港修築工事継続促進に關する請願外百六十七件

意見書案

大谷川外二河川砂防工事施行に関する請願

請願者 栃木縣下都賀郡日光町

長 伊藤繁次郎外十名提出

会津川外一河川の砂防工事施行に関する請願

請願者 和歌山縣西牟婁郡長野

村長 松本徳治郎外八名提出

身馴、天神岡川の砂防工事並びに改修工事に関する請願

請願者 埼玉縣児玉郡松久村長

高山文作外三十四名提出

岡山縣下各河川の砂防工事施行に関する請願

請願者 岡山縣知事 西岡廣吉

外六十名提出

比良山系砂防事業促進に関する請願

請願者 滋賀縣滋賀郡木戸村

木戸良成提出

請願者 滋賀縣滋賀郡坂本村長

松井操造外十五名提出

黒川砂防工事施行に関する請願

請願者 佐賀縣西松浦郡東山代

村長 田中徳一外一名提出

岩崎川砂防工事施行に関する請願

請願者 岩手縣紫波郡山崎村長

高橋重平外五名提出

靜岡縣の砂防工事費増額に関する請願

請願者 靜岡縣議會議長 三上

陽三提出

島根縣下河川の砂防工事費國庫補助に関する請願

請願者 島根縣美濃郡茂村長

寺戸忠一外十四名提出

川口川の砂防工事促進に関する請願

請願者 東京都南多摩郡川口村

長 高野林七外七名提出

秋山川の砂防工事並びに改修工事に関する請願

請願者 埼玉縣児玉郡秋平村長

田中正一外十七名提出

大栗川砂防工事施行に関する請願

請願者 東京都南多摩郡由木村

長 吉田庸吉外七名提出

谷地川砂防工事促進に関する請願

請願者 東京都南多摩郡加住村

長 吉野正美外二名提出

石子沢川砂防並びに改修工事に関する請願

請願者 山形縣東村山郡長崎町

長 渡利彦市外二百二名提出

福島縣の砂防工事費國庫補助増額に関する請願

請願者 福島縣相馬郡原町字南

東京 太田秋之助外百四十四名提出

磐梯川砂防工事促進に関する請願

請願者 山梨縣東山梨郡奥名田

村長 峯野保外二名提出

岐阜縣の砂防工事施行に関する請願

請願者 岐阜市長 東前豊外二

十三名提出

大分縣下各河川砂防工事施行に関する請願

請願者 大分縣知事 細田徳壽

外六十八名提出

郡久路川外三河川の砂防工事施行に関する請願

請願者 島根縣隠岐郡五箇村長

代清信外五名提出

堀川外二河川の砂防工事施行に関する請願

請願者 出雲市長 森山繁樹外

七名提出

鯉川砂防工事促進に関する請願

請願者 東京都西多摩郡多里村

長 田中克三外五名提出

船津川砂防工事施行に関する請願

請願者 三重縣北牟婁郡船津村

長 岡本勲外一名提出

木津川砂防工事施行に関する請願

請願者 三重縣名賀郡神戶村長

大北啓生外二名提出

朝熊川砂防工事施行に関する請願

請願者 三重縣度会郡四郷村長

川口寅吉提出

新宮川外四河川の砂防工事施行に関する請願

請願者 和歌山縣知事 小野眞

次外三十四名提出

中國山陰地区の治山事業に対する國庫補助金増額に関する請願

請願者 山口縣議會議長 清水

爲吉外八十四名提出

塩田川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣庵原郡高部村長

片平義一提出

由比川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣庵原郡由比町長

魚住松蔵提出

有瀬川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣庵原郡松野村長

天野謙一提出

稻瀬川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣庵原郡内房村長

鈴木泰信提出

傳法沢川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣富士郡吉原町長

房間能吉提出

須津川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣富士郡須津村長

稻垣順次提出

春山川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣駿東郡浮島村長

杉山武雄提出

高橋川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣駿東郡愛鷹町長

長倉詮郎提出

佐野川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣駿東郡北郷村長

永原正雄提出

松沢川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣駿東郡長泉村長

大沼肇進提出

宮沢川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣駿東郡御殿場町

長 勝田博提出

大津谷川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣志太郡大津村長

長谷川寛外五百七十五名提出

安部川砂防工事施行に関する請願

請願者 靜岡縣安倍郡大河内村

長 見城親喜雄外一名提出

右の請願はいづれも砂防工事の施行、促進、工事費の國庫補助或は河川の改修等を要望したものであつて参議院は、願意の大体は妥當なるなりと思ふ。よつて内閣は發意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を添付する

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

國土計画委員會 請願審査報告書

第八号

一議院の會議に付するを要するも

の。

第五百五十号 家山川砂防工

事施行に関する請願

第五百五十一号 峯ヶ谷川砂防

工事施行に関する請願

第五百五十二号 松沢川砂防工

事施行に関する請願

第五百五十四号 八島川砂防工

事施行に関する請願

第五百五十五号 高瀬川砂防工

事施行に関する請願

第五百五十七号 葛城山ろく地

の砂防工事施行に関する請願  
第五百五十八号 壽命、北両川  
の砂防工事施行に関する請願  
第五百五十九号 宮、大野両川  
の砂防工事施行に関する請願  
第五百六十号 栗原川砂防工  
事施行に関する請願  
第五百六十一号 本郷川砂防工  
事施行に関する請願  
第五百九十二号 高草山水系砂  
防工事施行に関する請願  
第五百九十三号 飯間谷川砂防  
工事施行に関する請願  
第五百九十四号 野沢、湯船両  
川の砂防工事施行に関する請  
願  
第五百九十五号 濁、向井田両  
川の砂防工事施行に関する請  
願  
第五百九十六号 山井三河川の  
砂防工事施行に関する請願  
第五百九十七号 麻機川砂防工  
事施行に関する請願  
第五百九十八号 戸田村地内河  
川の砂防工事施行に関する請  
願  
第五百九十九号 柿木、船原両  
川の砂防工事施行に関する請  
願  
第六百号 伊佐見川砂防工事施  
行に関する請願  
第六百一号 小笠沢川砂防工事  
施行に関する請願  
第六百三十三号 飯松市の河川並び  
に海岸砂防工事施行に関する  
請願  
第六百四号 熱海市の砂防法指  
定に関する請願

第六百九号 東山沢、西山沢両  
川の砂防工事施行に関する請  
願  
第六百十号 西大谷川砂防工事  
施行に関する請願  
第六百一十一号 東大谷川砂防工  
事施行に関する請願  
第六百一十二号 菊川砂防工事施  
行に関する請願  
第六百一十三号 大沢沢砂防工事  
施行に関する請願  
第六百一十四号 鮎沢、馬伏両川  
の砂防工事施行に関する請願  
第六百一十五号 法京川砂防工事  
施行に関する請願  
第六百一十六号 観音寺沢砂防工  
事施行に関する請願  
第六百一十七号 原里村地内河川  
の砂防工事施行に関する請願  
第六百一十八号 印野村地内河川  
の砂防工事施行に関する請願  
第六百一十九号 駄江、多度両川  
の砂防工事施行に関する請願  
第六百三十二号 栗原川外十三  
河川の砂防工事施行に関する  
請願  
第六百三十八号 長谷川外五河  
川の砂防工事施行に関する請  
願  
第六百三十九号 下飯村内の河  
川砂防工事施行に関する請願  
第六百四十八号 野路川外八河  
川の砂防工事施行に関する請  
願  
第六百四十九号 戸張川外十四  
河川の砂防工事施行に関する  
請願

第六百五十号 大深田川外十六  
河川の砂防工事施行に関する  
請願  
第六百五十五号 石手沢川砂防  
並びに改修工事に関する請願  
第六百七十二号 鳥取縣の治  
山、治水事業費國費補助増額  
に関する請願  
第六百七十三号 島根縣の治  
山、治水事業費國費補助増額  
に関する請願  
第六百七十七号 正法寺川外八  
河川の砂防工事施行に関する  
請願  
第六百九十二号 津田川外十五  
河川の砂防工事施行に関する  
請願  
第六百九十四号 井戸川外五河  
川の砂防工事施行に関する請  
願  
第七百一号 保津川外十三河川  
の砂防工事施行に関する請願  
第七百二二号 山口縣下玖珂外五  
箇郡内河川の砂防工事施行に  
関する請願  
右の通り審査決定した。よつて報告  
する。  
昭和二十三年六月二日  
國土計画 赤木 正雄  
委員長  
參議院議長松平恒雄殿  
國土計画委員會諸閣僚特別報告第  
八号  
家山川砂防工事施行に関する請願  
第五百五十号 靜岡縣榛原郡下  
川根村長 鈴木幸一外十名提  
出

菅ヶ谷砂防工事施行に関する請  
願  
第五百五十一号 靜岡縣榛原郡  
菅山村長 榎林良一外一名提  
出  
柿沢川砂防工事施行に関する請願  
第五百五十二号 靜岡縣田方郡函  
南村長 岩崎義保提出  
八島川砂防工事施行に関する請願  
第五百五十四号 奈良縣吉野郡  
大庭町長 扇田政勝提出  
高瀬川砂防工事施行に関する請願  
第五百五十五号 奈良縣添上郡  
治道村長 辻村忠一外一名提  
出  
葛城山ろく地帯の砂防工事施行に  
関する請願  
第五百五十七号 奈良縣北葛城  
郡新庄町長 森井伊重郎外一  
名提出  
壽命、北両川の砂防工事施行に關  
する請願  
第五百五十八号 奈良縣宇智郡  
北宇智村長 井上富雄外二名  
提出  
宮、大野両川の砂防工事施行に關  
する請願  
第五百五十九号 奈良縣宇陀郡  
榛原町長 高野隆雄外一名提  
出  
栗原川砂防工事施行に関する請願  
第五百六十号 奈良縣磯城郡櫻  
井町長 福土治三郎外一名提  
出  
本郷川砂防工事施行に関する請願

第五百六十一号 奈良縣宇陀郡  
大宇陀町長 嶋田末太郎提出  
高草山水系砂防工事施行に関する  
請願  
第五百九十二号 靜岡縣志太郡  
東條津村長 山田貞一提出  
飯間谷川砂防工事施行に関する請  
願  
第五百九十三号 靜岡縣安倍郡  
南藥科村長 玉井源氣雄提出  
野沢、湯船両川の砂防工事施行に  
関する請願  
第五百九十四号 靜岡縣駿東郡  
小山町長 湯山正平提出  
濁、向井田両川の砂防工事施行に  
関する請願  
第五百九十五号 靜岡縣賀茂郡  
城東村長 井原吉一提出  
山外三河川の砂防工事施行に關す  
る請願  
第五百九十六号 靜岡縣田方郡  
土肥町長 鈴木寛一提出  
麻機川砂防工事施行に関する請願  
第五百九十七号 靜岡縣長 増  
田茂提出  
戸田村地内の河川砂防工事施行に  
関する請願  
第五百九十八号 靜岡縣田方郡  
戸田町長 縣田計三提出  
柿木、船原両川の砂防工事施行に  
関する請願  
第五百九十九号 靜岡縣田方郡  
中野野村長 下山三郎提出  
伊佐見川砂防工事施行に関する請  
願

- 第六百号 静岡縣浜名郡伊佐見村長 嶋野泉外一名提出  
小笠原川砂防工事施行に関する請願  
第六百一号 静岡縣岩田郡袋井町長 戸倉英爾提出  
浜松市の河川並びに海岸砂防工事施行に関する請願  
第六百三号 浜松市長 坂田啓造提出  
熱海市の砂防指定に関する請願  
第六百四号 熱海市長 岸衛提出  
東山沢、西山沢両川の砂防工事施行に関する請願  
第六百九号 静岡縣小笠郡曾我村長 松浦久治提出  
西大谷川砂防工事施行に関する請願  
第六百十号 静岡縣小笠郡横須賀町長 石原益雄提出  
東大谷川砂防工事施行に関する請願  
第六百十一号 静岡縣小笠郡大淵村長 土屋茂太夫提出  
菊川砂防工事施行に関する請願  
第六百十二号 静岡縣小笠郡千浜村長 岡田謙十郎提出  
大沢沢砂防工事に関する請願  
第六百十三号 静岡縣志田郡大長村長 山沢正太郎外二十二名提出  
鮎沢、馬伏両川の砂防工事施行に関する請願  
第六百十四号 静岡縣駿東郡足柄村長 稻五六提出  
法京川砂防工事施行に関する請願  
第六百十五号 静岡縣藤原郡相良町長 長野宇恵茂外一名提出  
親勝寺沢砂防工事施行に関する請願  
第六百十六号 静岡縣藤原郡五和村長 山田寛司外六名提出  
原里村地内河川の砂防工事施行に関する請願  
第六百十七号 静岡縣駿東郡原里村長 勝亦弘提出  
印野村地内河川の砂防工事施行に関する請願  
第六百十八号 静岡縣駿東郡印野村長 池谷兵吉提出  
肱江、多度両川の砂防工事施行に関する請願  
第六百十九号 三重縣桑名郡古浜町長 伊藤秀雄外四名提出  
栗原川外十三河川の砂防工事施行に関する請願  
第六百二十号 尾道市長 石原善三郎外九名提出  
長谷川外五河川の砂防工事施行に関する請願  
第六百三十八号 廣島縣安藝郡江田島村長 丸谷義一外四名提出  
下飯村内の河川砂防工事施行に関する請願  
第六百三十九号 鹿兒島縣薩摩郡下飯村長 島居龍共提出  
野路川外八河川の砂防工事施行に関する請願  
第六百四十八号 廣島縣賀茂郡安浦町長 生田美記外十一名提出  
戸張川外十四河川の砂防工事施行に関する請願  
第六百四十九号 廣島縣三郡八幡村長 香九謙造外九名提出  
大深田川外十六河川の砂防工事施行に関する請願  
第六百五十号 廣島縣高田郡郷野村長 柏良照外九名提出  
石千沢川砂防並びに改修工事に関する請願  
第六百五十五号 山形縣東村山郡豊田村長 今野辰吉提出  
鳥取縣の治山、治水事業費國庫補助増額に関する請願  
第七百七十二号 鳥取縣知事 西尾愛治外三名提出  
島根縣の治山、治水事業費國庫補助増額に関する請願  
第六百七十三号 島根縣知事 原夫次郎外三名提出  
正法寺川外八河川の砂防工事施行に関する請願  
第六百七十七号 山形縣東村山郡千布村長 今田銀六外二十八名提出  
津田川外十五河川の砂防工事施行に関する請願  
第六百九十二号 香川縣大三郡大川村松尾村長 田中正保外三十一名提出  
井戸川外五河川の砂防工事施行に関する請願  
第六百九十四号 三重縣南牟婁郡有井村長 森岡憲太郎外二十四名提出  
保津川外十三河川の砂防工事施行に関する請願  
第七百一号 岩國市長 津田彌吉提出  
山口縣下秋外五箇郡内河川の砂防工事施行に関する請願  
第七百二号 山口縣玖珂郡祖生村長 龜岡助一外百五十九名提出  
右四十七件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。  
昭和二十三年六月二日  
國土計画 赤木 正雄  
参議院長松平恒雄殿  
意見書案  
家山川砂防工事施行に関する請願  
請願者 静岡縣藤原郡下川根村長 鈴木幸一外十名提出  
管谷川砂防工事施行に関する請願  
請願者 静岡縣藤原郡管山村長 榎林良一外一名提出  
柿沢川砂防工事施行に関する請願  
請願者 静岡縣山方郡南村長 岩崎義保提出  
八島川砂防工事施行に関する請願  
請願者 奈良縣吉野郡大庭町長 扇田政勝提出  
高瀬川砂防工事施行に関する請願  
請願者 奈良縣添上郡治道村長 辻村忠一外一名提出  
葛城山ろく地帯の砂防工事施行に関する請願  
請願者 奈良縣北葛城郡新庄町長 森井伊重郎外一名提出  
壽命、北河川の砂防工事施行に関する請願  
請願者 奈良縣宇智郡北宇智村長 井上富雄外二名提出  
宮、大野両川の砂防工事施行に関する請願  
請願者 奈良縣宇陀郡榛原町長 高野隆雄外一名提出  
栗原川砂防工事施行に関する請願  
請願者 奈良縣磯城郡櫻井町長 福土治三郎外一名提出  
本郷川砂防工事施行に関する請願  
請願者 奈良縣宇陀郡大宇陀町長 嶋田末太郎提出  
高草山水系砂防工事施行に関する請願  
請願者 静岡縣志田郡東益津村長 山田貞一提出  
飯間谷川砂防工事施行に関する請願



請願者 静岡縣安倍郡南嶺村

長 玉井源氣雄提出

野沢、湯船岡川の砂防工事施行に

關する請願

請願者 静岡縣駿東郡小山町長

湯山正平提出

河、向井田岡川の砂防工事施行に

關する請願

請願者 静岡縣賀茂郡城東村長

井原吾一提出

山外三河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣田方郡土肥町長

鈴木寛一提出

麻機川砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡市長 増田茂提出

戸田村地内の河川砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣田方郡戸田村長

勝呂計三提出

柿木、船原岡川の砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣田方郡中狩野村

長 下山三郎提出

伊佐見川砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣浜名郡伊佐見村

長 嶋野泉外一名提出

小笠沢川砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣静岡郡袋井町長

戸倉繁爾提出

浜松市の河川並びに海岸砂防工事

施行に關する請願

請願者 浜松市長 坂田啓造提出

出

熱海市の砂防指定に關する請願

請願者 熱海市長 岸衛提出

真山澤、西山澤岡川の砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣小笠郡曾我村長

松浦久治提出

西大谷川砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣小笠郡須賀町

長 石原益雄提出

東大谷川砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣小笠郡大淵村長

土居茂太夫提出

菊川砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣小笠郡千浜村長

岡田誕十郎提出

大沢沢砂防工事に關する請願

請願者 静岡縣志太郡大長村長

中澤正太郎外二十二名提出

結沢、馬代岡川の砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣駿東郡足柄村長

稻五六提出

法京川砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣駿原郡相良町長

長 野宇惠茂外一名提出

親勝寺沢砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣駿原郡五和村長

山田寛司外六名提出

原里村地内河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣駿東郡原里村長

勝亦弘提出

印野村地内河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 静岡縣駿東郡印野村長

池谷兵吉提出

肱江、多度岡川の砂防工事施行に關する請願

請願者 三重縣桑名郡古浜村長

伊藤秀雄外四名提出

栗原川外十三河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 尾道市長 石原善三郎

外九名提出

長谷川外五河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 廣島縣安藝郡江田島村

長 丸谷義一外四名提出

下飯村内の河川砂防工事施行に關する請願

請願者 廣島縣廣田郡下飯村

長 島居範基提出

野路川外入河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 廣島縣賀茂郡安浦町長

生田美記外十一名提出

戸張川外十四河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 廣島縣賀茂郡三都入橋村長

普九謙造外九名提出

大深田川外十六河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 廣島縣高田郡郷野村長

柏良照外九名提出

石子沢川砂防並びに改修工事に關する請願

請願者 山形縣東村山郡豊田村

長 今野辰吉提出

鳥取縣の治山、治水事業費國庫補助増額に關する請願

請願者 鳥取縣知事 西尾愛治

外三名提出

島根縣の治山、治水事業費國庫補助増額に關する請願

請願者 島根縣知事 原夫次郎

外三名提出

正法寺川外八河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 山形縣東村山郡千布村

長 今田銀六外二十八名提出

津田川外十五河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 香川縣大川郡松尾村長

田中正保外三十一名提出

井戸川外五河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 三河縣南牟婁郡有井村

長 森岡憲太郎外二十四名提出

保津川外十三河川の砂防工事施行に關する請願

請願者 岩國市長 津田彌吉提出

山口縣下玖珂外五箇郡内河川の砂

防工事施行に關する請願

請願者 山口縣玖珂郡祖生村長

龜岡助一外百五十九名提出

右の四十七件の請願は砂防工事の施行、治山治水事業費の國庫補助増額等を要望したものであつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を添付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

內閣總理大臣 片岡 均

國土計画委員會 請願審査報告書

第九号

一議院の會議に付するを要するもの。

第七十号 南会津街道開通促進に關する請願

第三百三号 縣道島地鹿野線の改修に關する請願

第五百五十三号 霧島國立公園觀光道路開設に關する請願

第六百六十一号 九龍市內國道改良工事促進に關する請願

第六百六十四号 夫竹、濱田港間の縣道改修促進に關する請願

第七百七十五号 胆振支庁管内の道路開闢に關する請願

第七百七十六号 浜原、穂別間の道路改良工事施行に關する請願

第八百八十号 國道二號線改修工事に關する請願

六五五

官報号外 昭和二十三年六月二十四日

參議院會議錄第五十二号 郡中港修築工事繼續促進に關する請願外百六十七件

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

六五五

第百九十七号 岡山縣の地方產業開闢道路改良事業費國庫補助に関する請願

第百九十六号 岡山縣下國道改修に関する請願

第百九十五号 大川町諸富間統後川架橋に関する請願

第百九十四号 尾札部、槻法華兩村間道路開さく工事施行に関する請願

第百九十三号 靜岡縣の生産道路改修に関する請願

第百九十二号 國道一号线内由比、吉原町間道路改良促進に関する請願

第百九十一号 關門國道トンネル建設工事促進に関する請願

第百九十七号 府縣道石動羽昨線の改修促進に関する請願

第百九十八号 府縣道箭田、西阿知停車場間の架橋並びに改修に関する請願

第百九十九号 山形縣北村山郡龜井田村駒籠、海谷間の道路改修工事費國庫補助に関する請願

第百九十五号 縣道足尾、粕尾間改修に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月五日

國土計画 赤木 正雄

参議院議長松平恒雄殿

國土計画委員会特別報告第九号

南会津街道開通促進に関する請願

第七十号 郡山市長 本間善庫

提出

縣道島地鹿野線の改修に関する請願

第百三十三号 山口縣佐渡郡串村長

田中吟祐外十六名提出

霧島國立公園觀光道路開闢に関する請願

第百五十三号 鹿児島縣始良郡

霧島村長 新村親志外四名提出

出

九鬼市内國道改良工事促進に関する請願

第百六十一号 九鬼市長 三原

勝英外一名提出

大竹、濱田港間の縣道改修促進に関する請願

第百六十四号 廣島縣佐伯郡大

竹町長 二階堂哲朗外七名提出

國道二号线改修工事に関する請願

第百八十号 三重縣四日市市長

田四日市市長 吉田千九郎外

十名提出

岡山縣の地方產業開闢道路改良事業費國庫補助に関する請願

第百九十七号 岡山縣知事 西

岡廣吉外二名提出

岡山縣下國道改修に関する請願

第百六十六号 岡山縣知事 西岡

廣吉外二名提出

大川町、諸富間統後川架橋に関する請願

第百九十二号 靜岡縣三浦郡大

川町長 本村壽外百二十四名提出

尾札部、槻法華兩村間道路開さく工事施行に関する請願

第百九十八号 北海道茅部郡尾

札部村長 杉谷梅一外一名提出

府縣道石動羽昨線の改修促進に関する請願

第百五十七号 富山縣西礪波

郡宮島村長 森八次郎外五名

提出

府縣道箭田、西阿知停車場間の架橋並びに改修に関する請願

第百六十八号 岡山縣吉備郡

二万村長 河内初一外六名提出

出

山形縣北村山郡龜井田村駒籠、海谷間の道路改修工事費國庫補助に関する請願

第百九十四号 山形縣北村山

郡龜井田町長 井村敏太郎外

六名提出

縣道足尾、粕尾間改修に関する請願

第百九十五号 栃木縣上都賀

郡日光町長 吉新安蔵外七名提出

右十九件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

田野村宇休石とを結ぶ縣道の末端と、猪苗代湖南西側山陰安積郡五ヶ村間を結ぶ縣道末端との中間に三森峠を中心として約二里の未開さく区間が残存しているため、交通の不便は勿論資源も未開発のままになつて

いるから速かに開通せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられた

い、ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣芦田均殿

意見書案

縣道島地鹿野線の改修に関する請願

請願者 山口縣佐渡郡串村長

田中吟祐外十六名提出

右の請願は

山口縣佐渡郡串村を縦貫する縣道島地鹿野線は、島地より太村役場までは、改修擴張されたが、村役場より鹿野町に通ずる約三軒にわたる間は、幅員狭く、自動車の運行不可能なため、木材、薪炭及び重要食料等多量の物資は停滯するばかりであるので、速かに自動車の運行可能程度に改修されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現

する。

右の請願は

郡山市より安積郡大槻町をへて多

南会津街道開通促進に関する請願

請願者 郡山市市長 本間善庫提

出



意見書案

岡山縣下國道改修に関する請願

請願者 岡山縣知事 西崎廣吉

外二名提出

右の請願は

岡山縣下の國道中請願書記載の各國道はその沿線にある諸重要物資の輸送路であり、一般交通路としても重要なものであるが、未だ改修されないため、輸送はもちろ一般交通路は非常な障害と危険にさらされているので、記載の各國道の改修を早急に実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これ

が実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

大川町、諸富町、後援川、架橋に関する請願

請願者 福岡縣三潁郡大川町長

本村 外百二十四名提出

右の請願は

福岡、佐賀縣境の筑後川は、九州中部の産業交通の大動脈であるが、久留米市から下流七里の間に一つの橋もなく、非常に不便であるから、地

方産業振興のために、各道路の集

大川町と諸富間に急遽に架橋せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

尾札部、横津華南村間道路開きく工事施行に関する請願

請願者 北海道茅部郡尾札部村

長 杉谷梅一 外一名提出

右の請願は

尾札部、横津華南村間約十六キロは、山間の小径が通じているのみで交通上非常な不便をこうむつており、資源の生産も阻まれてゐる。本路線の開きによりこれらの不便を除くばかりでなく、沿岸漁村一帯と函館市との連絡による交通網が初めて完備され、沿岸各町村の福利を招来し、地方産業の振興を図ることができ

から、急遽に本線開きく工事を実施せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

静岡縣の生産道路改修に関する請願

請願者 静岡縣議會議長 三上

陽三提出

右の請願は

静岡縣の水産、森林資源の開発は焦びの急務であり、これがためには生産道路の改良及び改修を早急に施行せねばならないから、特別の配慮ありたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

國道一号线内由比、吉原町間の改良に関する請願

請願者 静岡縣議會議長 三上

陽三提出

右の請願は

静岡縣由比、吉原町間の一号线國道は、未改良のため傾斜急峻且つ曲折が多いので目下計画中の東京、神戸間の直通貨物及びバス輸送にも支障があるから速かに改修せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の

体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

關門國道トンネル建設工事促進に関する請願

請願者 下関市長 松尾守治 外

五名提出

右の請願は

關門トンネル建設工事は昭和十四年船工以來九年間かかつて今一息のところまで進んでいる。これを完成するには今後十四億九千三百万円を要する見込であるが、完成の効果は産業復興と國民生活向上の点は勿論、現在の運輸費の節約額は年一位八千三百万円に上り、数年で投資経費をりようがするが、工事を速延すれば維持費が年に六千万円に上り、不経済であるから速に完成せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

府縣道石動、羽咋線の改修促進に関する請願

請願者 富山縣西礪波郡富島村

長 森八次郎 外十五名提出

右の請願は

府縣道石動、羽咋線は、富山縣石動町を起点として津幡七尾港線を貫いて石川縣羽咋町を終点とする最重要路線であつて、人馬の往來物資の集散も極めて激しく、また沿線には木材薪炭等の産出も多く、名勝の地にも富んでおり、更に政府の緊急開拓計画に即應して百五十町歩の山林の開拓を実施中の箇所もあるから、兩縣の經濟開發上急遽にこの路線の改良工事の実現を図られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これを実現に努力せられたい。ここに國會議法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

府縣道石動、羽咋線の改修促進に関する請願

請願者 富山縣西礪波郡二万村

長 河内綱一 外六名提出

右の請願は

府縣道筋田、西阿知停車場線は、岡山縣南部を連絡する重要道路であるが、從來偏狹であるため交通行政については省みられず、現在、小田川本流上に橋があるだけであり、又同線中沿岸二万村地内は未改修のため、出水期には本線の交通が全く杜絶する状態である。この際同地方新文化建設上の当否の問題として、同線中、小田川に架設せられていた橋を左右両堤を結ぶ本格的橋とするとともに二万村地内の未改修区域を速かに改修せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

山形縣北村山郡亀井田村駒龍、海谷間の道路改修工事費國庫補助に關する請願

請願者 山形縣北村山郡亀井田町長 井村敬太郎外六名提出

右の請願は

山形縣北村山郡亀井田村大字駒龍より海谷に至る沿線は、同地方唯一の産米地であり、又駒龍上原には亞炭埋藏量三百五十余万トンと称せられ

ている亀井田炭田があるが、右区間の道路は往年の里道のままで、幅員せましく且つ屈折多き自動車を通ずることが出来ないで、村民に多大の不便を與えているが村の財政では本道路の改修工事費のねん出は不可能であるから、亞炭宝庫の開発と村民の福祉のため昭和二十三年において國庫補助工事として該区間道路を改修されたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

縣道足尾粕尾間改修に關する請願

請願者 栃木縣上野原郡日光町長 吉新安藏外七名提出

右の請願は

栃木縣上野原郡足尾町は、純消費地であつて全食糧を他地方より移入しているが、その運送路は、國鉄足尾線のみであるため、昨年豪雨の際、同線が長期不通となつて全町民が不安の日夜を過したこともあるから方に備えて足尾、粕尾間の縣道を改修せられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

國土計画委員會請願審査報告書 第十号

一議院の會議に付するを要するもの。

第二百三十三号 戰災都市の復興事業費國庫補助増額に關する請願

第四百七十三号 靜岡市外三市の戰災復興事業費國庫補助増額に關する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月十日

國土計画委員會委員長 赤木 正雄

参議院議長 松平 恒雄殿

國土計画委員會請願特別報告書 第十号

戰災都市の復興事業費國庫補助増額に關する請願

度二百三十三号 岡山縣知事 西岡廣吉外二名提出

靜岡市外三市の戰災復興事業費國庫補助増額に關する請願

第四百七十三号 靜岡縣知事 小林武治外四名提出

右二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月十日

國土計画委員會委員長 赤木 正雄

参議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

戰災都市の復興事業費國庫補助増額に關する請願

請願者 岡山縣知事 西岡廣吉外二名提出

右の請願は

岡山市長は災後復興に努力を拂つてきたが、極めて困難無秩序且つ非文化的な都市に移行しつつあり、都市計画と相反する状態である。この原因として、主要な点は、請願書記載の三項目にあるので、戰災復興促進のためこの事業費國庫補助の増額をせられたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

國土計画委員會請願審査報告書 第十一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第五百一十一号 岡山縣の森林治水事業促進に關する請願

第七百十五号 旧豊平川外二河川及び開拓道路改修に關する請願

第七百十六号 石狩川河口改修工事に關する請願

第七百四十九号 仁淀川改修工事に關する請願

第七百五十二号 廣島縣の治山事業拡充促進に關する請願

右の請願は

靜岡縣下の靜岡、浜松、沼津及び清水の四市は、戰災によつて七万余の住宅を失ひ三十二万の災害を生じたが、四市とも戰災都市の指定を受け國庫の補助によつて復興事業を進行中であるが、都市施設の完全を期して模範都市建設のために、事業の最高潮に達する二十三年度の國庫補助を増額されたいとの趣旨であつて、参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

國土計画委員會請願審査報告書 第十一号

一議院の會議に付するを要するもの。

第五百一十一号 岡山縣の森林治水事業促進に關する請願

第七百十五号 旧豊平川外二河川及び開拓道路改修に關する請願

第七百十六号 石狩川河口改修工事に關する請願

第七百四十九号 仁淀川改修工事に關する請願

第七百五十二号 廣島縣の治山事業拡充促進に關する請願

第七百五十八号 米代川改修工事促進に関する請願

事促進に関する請願

第七百五十九号 那珂川改修工事促進に関する請願

事促進に関する請願

第七百六十号 入間川水系河川の改修工事促進に関する請願

第七百六十四号 三間川改修に関する請願

第七百六十七号 天川改修工事施行に関する請願

第八百十二号 利根川外五河川の治山治水並びに改修工事に関する請願

第八百十三号 渡良瀬川上流改修工事に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月十七日

国土計画 赤木 正雄

委員長

参議院議長松平恒雄殿

国土計画委員会請願特別報告第十一号

岡山県の森林治水事業促進に関する請願

第五百一十一号 岡山縣知事 西

岡廣吉外一名提出

旧豊平川外二河川及び開拓道路改修に関する請願

第七百十五号 札幌市長 高田

富良野外八名提出

石狩川河口改修工事に関する請願

第七百十六号 札幌市長 高田

富良野外八名提出

仁淀川改修工事に関する請願

第七百四十九号 高知縣高岡郡

高岡町高知縣仁淀川改修期成同盟会内 宮本忠喜提出

同盟会内 宮本忠喜提出

廣島縣の治山事業拡充促進に関する請願

第七百五十二号 廣島縣知事

楠瀬常務外二名提出

米代川改修工事促進に関する請願

第七百五十八号 能代市柳町二

米代川治水期成同盟会内 柳

谷清三郎提出

那珂川改修工事促進に関する請願

第七百五十九号 水戸市長 山

本敏雄提出

入間川水系河川の改修工事促進に関する請願

第七百六十号 埼玉縣議會議長

松本倉治提出

三間川改修に関する請願

第七百六十四号 愛媛縣北宇和

郡成妙村長 佐々木吉久外百

二名提出

天川改修工事施行に関する請願

第七百六十七号 兵庫縣印南郡

別所村長 萩原中雄外百八名

提出

利根川外五河川の治山治水並びに改修工事に関する請願

第八百十二号 栃木市長 小根

澤登馬雄提出

渡良瀬川上流改修工事に関する請願

第八百十三号 足利市長 木村

淺七外一名提出

右十二件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月十七日

国土計画 赤木 正雄

委員長

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

岡山縣の森林治水事業促進に関する請願

請願者 岡山縣知事 西岡廣吉

外一名提出

右の請願は

岡山縣では氣象及び地質の特性のため森林の荒廢が多いので従前から森林治水事業の施設は相當に充實して

いたのであるが、戦時中からの濫伐によつて一朝にして荒廢をきたして

水害のおそれも予想されるので、縣では森林治水五箇年計画を樹立して

本年度の重要施策として、本年事業は經濟復興の基盤であるから國

土の保安と縣民の福祉増進のため、國庫の補助によつて事業の促進

を圖られたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなり

と思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法

第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

石狩川河口改修工事に関する請願

請願者 札幌市長 高田富與外

八名提出

仁淀川改修工事に関する請願

請願者 高知縣高岡郡高岡町高

知縣仁淀川改修期成同盟会内

宮本忠喜提出

意見書案

旧豊平川外二河川及び開拓道路改修に関する請願

請願者 札幌市長 高田富與外

八名提出

右の請願は

石狩河岸平野は北海道の産業經濟上最も重要な地域であるが、その中核である札幌附近には廣大な未開闢の

でい炭地及び濕地があり、畑作若しくは水田として適地であるが、河川

の未改修と連絡道路の不整備等のため開闢が進まないから、資源を開闢

して生産の増強を圖るため旧豊平川外二河川及び開拓道路の改修工事を

國費で施行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なもの

なりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに

國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

石狩川河口改修工事に関する請願

請願者 札幌市長 高田富與外

八名提出

仁淀川改修工事に関する請願

請願者 高知縣高岡郡高岡町高

知縣仁淀川改修期成同盟会内

宮本忠喜提出

米代川改修工事促進に関する請願

請願者 能代市柳町二、米代川

治水期成同盟会内 柳谷清三

郎外二十五名提出

那珂川改修工事促進に関する請願

請願者 水戸市長 山本敏雄提

出

入間川水系河川の改修工事促進に関する請願

請願者 埼玉縣議會議長 松本

倉治提出

三間川改修に関する請願

請願者 愛媛縣北宇和郡成妙村

長 住々木吉久外百二名提出

天川改修工事施行に関する請願

請願者 兵庫縣印南郡別所村長

萩原中雄外百八名提出

渡良瀬川上流改修工事に関する請願

請願者 足利市長 木村淺七外

一名提出

右の請願はいづれも河川改修の促進あるいは着手を要望したものであつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意こ

れが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

石狩川河口改修工事に関する請願

請願者 札幌市長 高田富與外

八名提出

仁淀川改修工事に関する請願

請願者 高知縣高岡郡高岡町高

知縣仁淀川改修期成同盟会内

宮本忠喜提出



意見書案

廣島縣の治山事業拡充促進に関する請願

請願者 廣島縣知事 楠瀬常猪  
外二名提出

右の請願は

廣島縣の原野は、瀬戸内海沿岸の雨地帯に位置する特異性として土質に結合力が乏しいので、粗悪な松林が多く、しかも年毎に荒廢するのによ山治水事業を顧みなかつたので、水害の慘禍を重ねているから、森林資源と発電能力並びに工業用水等の確保のために請願記載の治山計画について配慮せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

利根川外五河川の治山、治水並びに改修工事に関する請願

請願者 栃木市長 小根澤登馬  
雄提出

右の請願は

利根川、渡良瀬川、廣瀬川、粕川、烏川及び荒川上流部は戦時中から治山治水の方策を怠つていたので、昨年九月の出水には未だの大災害を受けたからかような災害を防除する

めた、治山治水の対策を講じて本格的の河川改修工事を行はせられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

國土計画委員会陳情審査報告書

第二号

一議院の會議に付するを要するもの。

第四十一号 新潟港附近海岸決

壊防止対策に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年五月二十七日

國土計画 委員長 赤木 正雄

參議院議長 松平 恒雄殿

國土計画委員会陳情特別報告書

第二号

新潟港附近海岸決壊防止対策に関する陳情

第四十一号 新潟市議會議長

安藤 文平提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年五月二十七日

國土計画 委員長 赤木 正雄

參議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

新潟港附近海岸決壊防止対策に関する陳情

陳情者 新潟市議會議長 安藤 文平提出

右の陳情は

新潟市の西北一帯は、日本海に面した自然砂丘を利用して造成した保安林により海浜より飛來する砂害を阻止しているものであるが、新潟港防波堤築造後同港域内海岸一帯が著しく浸しよくせられ、このままでは数年のうちに附近市街をも浸害する虞れがあるもので、同市においては対策樹立の要を痛感しているが、地方財政枯渇の現在如何とも爲し得ないから、國土保安並びに災害復旧の見地より本対策工事を國費をもつて急速に施行されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

國土計画委員会陳情審査報告書

第三号

一議院の會議に付するを要するもの。

第二百四十三号 阿賀川改修工事促進に関する陳情

第二百九十一号 災害復旧費の國庫補助に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年五月二十七日

國土計画 委員長 赤木 正雄

參議院議長 松平 恒雄殿

國土計画委員会陳情特別報告書

第三号

阿賀川改修工事促進に関する陳情

第二百四十三号 若松市長 横山武外十五名提出

災害復旧費の國庫補助に関する陳情

第二百九十一号 福岡縣議會議長 稻員 稔提出

右二件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年五月二十七日

國土計画 委員長 赤木 正雄

參議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

阿賀川改修工事促進に関する陳情

陳情者 若松市長 横山武外十五名提出

右の陳情は

福岡縣下の米作地である会津盆地をかんがいする阿賀川は堤防が低く、あるいは全く欠けている箇所が多いので、こう水になることもたびたびであるから、災害防止のために改修工事を促進されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

災害復旧費の國庫補助に関する陳情

陳情者 福岡縣議會議長 稻員 稔提出

右の陳情は

災害土木復旧工事費國庫補助金の交付が、円滑でないため工事施行がおくれひいては年々災害をうける現狀で、食糧増産、運輸交通確保、民生の安定は期せられないので、早急に補助金を交付せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

國土計画委員会陳情審査報告書

第四号

一議院の會議に付するを要するもの。

第三十九号 土岐川流域の砂防

工事費増額に関する陳情

第四十六号 吳市の砂防工事施

行に関する陳情

第七十三号 白鳥川砂防工事施

行に関する陳情

第七十八号 熱海市の砂防法指

定工事施行に関する陳情

第八十四号 渡良瀬川砂防工事

施行に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十三年六月三日

國土計画 赤木 正雄

参議院議長松平恒雄殿

國土計画委員会陳情特別報告第

四号

土岐川流域の砂防工事費増額に關

する陳情

第三十九号 岐阜縣知事 武藤

嘉門外九名提出

吳市の砂防工事施行に関する陳情

第四十六号 吳市長 鈴木衛外

一名提出

白鳥川砂防工事施行に関する陳情

第七十三号 岩手縣阻沢郡前沢

町長 永井勝一提出

熱海市の砂防法指定工事施行に關

する陳情

第七十八号 熱海市長 岸衛提

出

渡良瀬川砂防工事施行に関する陳

情

第八十四号 桐生市長 前原一

治外十八名提出

那智川砂防工事施行に関する陳情

第四十四号 和歌山縣東牟婁郡那

智町長 山本彦三郎提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要

するものと審査決定した。よつて別

紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月三日

國土計画 赤木 正雄

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

土岐川流域の砂防工事費増額に關

する陳情

陳情者 岐阜縣知事 武藤嘉門

外九名提出

吳市の砂防工事施行に関する陳情

陳情者 吳市長 鈴木衛外一名

提出

白鳥川砂防工事施行に関する陳情

陳情者 岩手縣阻沢郡前町長

永井勝一提出

熱海市の砂防法指定工事施行に關

渡良瀬川砂防工事施行に関する陳

情

陳情者 桐生市長 前原一治外

十八名提出

那智川砂防工事施行に関する陳情

陳情者 和歌山縣東牟婁郡那智

町長 山本彦三郎提出

右六件の陳情は砂防工事の施行、工

事費の増額等を要望したものであつ

て参議院は、願意の大体は妥當なも

のなりと思ふ。よつて内閣は鋭意こ

れが實現に努力せられたい。ここに

國會法第八十一條により別冊を送付

する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田 均

國土計画委員会陳情審査報告書

第五号

一議院の會議に付するを要するも

の。

第十二号 福島外四縣の重要道

路の改良整備に関する陳情

第七十九号 四箇縣縣道改修に

關する陳情

第一百十三号、第二百三十号 戰

災復興都市計画事業費増額に

關する陳情

第二百二十三号 中國地方の主要

幹線連絡路の整備促進に関する

陳情

修に関する陳情

第二百二十二号 岐阜市の戰災

土地區画整理事業費増額に關

する陳情

第二百二十八号 愛知縣の戰災

土地區画整理事業費増額に關

する陳情

第二百三十七号 鳥取縣の道路

改修工事促進に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告

する。

昭和二十三年六月十日

國土計画 赤木 正雄

参議院議長松平恒雄殿

國土計画委員会陳情特別報告第

五号

福島外四縣の重要道路の改良整備

に関する陳情

第十二号 福島縣知事 石原幹

市郎外三名提出

四箇縣縣道改修に関する陳情

第七十九号 福岡縣議會議長

稻貝稔提出

戰災復興都市計画事業費増額に關

する陳情

第一百十三号 廣島縣縣內議會事

務局 桧山祐四郎外九名提出

第二百三十号 岡山縣議會議長

友保知提出

中國地方の主要幹線連絡路の整備

促進に関する陳情

國道十号線大里村西原、輕井沢町

追分間の改修に関する陳情

第五百五十五号 長野縣北佐久郡

小諸町長 塩川清兵衛外十六

名提出

岐阜市の戰災土地區画整理事業費

増額に関する陳情

第二百二十二号 岐阜市長 東

前島提出

愛知縣の戰災土地區画整理事業費

増額に関する陳情

第二百二十八号 愛知縣知事

青柳秀夫提出

鳥取縣の道路改修工事促進に關す

る陳情

第二百三十七号 鳥取縣議會議

長 中田吉雄提出

右九件の陳情は内閣に送付するを要

するものと審査決定した。よつて別

紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月十日

國土計画 赤木 正雄

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

福島外四縣の重要道路の改良整備

に関する陳情

陳情者 福島縣知事 石原幹市

郎外三名提出

右の陳情は

いわゆる会津方面を中心とする新

潟、山形、群馬、栃木の各縣にわた

上、地下資源並びに水力資源を包蔵し、これが國家的開發は、わが國再建上極めて重要な地域であるが、この開發の先行基盤たる運輸、交通施設は極めて不完全なため、宇都宮市より若松市をへて米澤市に至る指定府縣道、新設市より若松市、郡山市を経て小名浜に至る指定府縣道及び若松市より群馬縣沼田町に至る縣道の改良整備をされたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

四箇縣縣道改修に関する陳情

陳情者 福岡縣議會議長 稻貝 稔提出

右の陳情は

四箇縣は福岡、熊本兩縣を結ぶ重要な幹線道路であるが、現在はいく配があまりに急であるため、車馬の交通が非常に困難で完全に利用出來ないうらみがあるから、至急改修工事を施工せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

戰災復興都市計画事業費増額に関する陳情

陳情者 廣島縣廳内務會事務 局 増山袖四郎外九名提出

陳情者 岡山縣議會議長 友保 知提出

右の陳情は

戰災復興事業は、昭和二十一年度より昭和二十五年度に至る五箇年継続事業として、実施中であるが、昭和二十一年、二年度において認承せられた額が僅少なため復興事業は遅々として進んでいないから、戰災都市の急速な復興を図るため年度承認事業費を増額されたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

中國地方の主要幹線連絡路の整備促進に関する陳情

陳情者 廣島縣廳内務會事務

局 増山袖四郎外九名提出

右の陳情は

中國地方の主要幹線連絡路中二縣にまたがるものの整備改良には、兩縣において連絡の上具体的方針を協議することに打合せたから、これにつき特別の協議をされたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

國道十号線大里河原、縣井沢町追分町間の改修に関する陳情

陳情者 長野縣北佐久郡小諸町長 塩川清兵衛外十六名提出

出

右の陳情は

長野縣北佐久郡大里河原より縣井沢町追分間の道路は、狭あい曲折が多いために交通事故がひん発しておるから速かに改修をして食糧並びに復興資材その他の緊急輸送に寄與せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

岐阜市の戰災土地区画整理事業費増額に関する陳情

陳情者 岐阜市長 東前登提出

右の陳情は

岐阜市の戰災復興都市計画並びに土地区画整理事業は、年々継続して施行中であるが、現今の經濟情勢の變動では、同市のみの財政では予定の工事を完了することは出來ないから二十三年度も國庫補助をせられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

愛知縣の戰災土地区画整理事業費増額に関する陳情

陳情者 愛知縣知事 青柳秀夫提出

右の陳情は

愛知縣下の名古屋、豊橋、岡崎及び一宮の四戰災都市の復興事業は目下進行中であるが、その根幹である土地区画整理事業は既に大半の仮設地の發表を終了したが、昭和二十一年、

二十二箇年度の公共事業費は僅かに總事業費の六パーセントに過ぎないため、都市の復興を阻害し、生産の復興にも大きな影響を與えているから、土地区画事業の成否を左右する二十三年度の事業費増額を認められたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣 芦田均殿

意見書案

鳥取縣の道路改修工事促進に関する陳情

陳情者 鳥取縣議會議長 中田 吉雄提出

右の陳情は

鳥取縣は地域狭小急しゆんの上に、季節風のため雨と雪が多いので、道路沿りよりの損傷はなほだしく、ためにすくなくならず産業の開發發展をさまたげられるので縣において道路改良五箇年計画をたてて道路の整備を期しているが、政府においても國道の一環として助成を與えられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は銳意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により

り別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

国土計画委員会陳情審査報告書

第六号

一審院の會議に付するを要するもの。

第二百十四号、第二百三十二号

土木用資材の割当増加に関する陳情

第二百二十六号 治水、砂防事業

の施行に関する陳情

第二百九十四号 治山事業費の國

庫補助増額に関する陳情

第三百五十四号 新宇佐町の震

災復旧土木用資材割当に関する陳情

第三百七十五号 河川並びに海

岸堤防改良工事に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告

する。

昭和二十三年六月十七日

国土計画 委員長 赤木 正雄

参議院議長 松平 恒雄殿

国土計画委員会陳情特別報告第

六号

土木用資材の割当増加に関する陳

情

第二百十四号 廣島縣廳内議會事

務局 桧山袖四郎外九名提出

第二百三十二号 岡山縣議會議

長 友保知提出

治水、砂防事業の施行に関する陳情

第二百二十六号 廣島縣廳内議會

事務局 桧山袖四郎外九名提

出

治山事業費の國庫補助増額に関す

る陳情

第二百九十四号 山口縣議會議

長 清水爲吉提出

新宇佐町の震災復旧土木用資材割

当に関する陳情

第三百五十四号 高知縣高岡郡

新宇佐町長 橋田清太郎外一

名提出

河川並びに海岸堤防改良工事に関

する陳情

第三百七十五号 福岡縣議會

議長 稻貝稔提出

右六件の陳情は内閣に送付するを要

するものと審査決定した。よつて別

紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月十七日

国土計画 委員長 赤木 正雄

参議院議長 松平 恒雄殿

意見書案

土木用資材の割当増加に関する陳

情

陳情者 廣島縣廳内議會事務局

桧山袖四郎外九名提出

陳情者 岡山縣議會議長 友保

知提出

右の陳情は

土木工事用諸資材の割当は、関東、

東北その他の地区におけ測る不災

害も原因して極度に窮乏し、中でも

セメントの不足のため急務を要する

水害、震災等の復旧工事に支障を

きたし國土の復興開発を阻害してい

るから、一面これら諸資材の生産増

強を図るとともに、他面退避物資等

の実態を速かに調査して、これを流

通秩序に納め、土木建設部門に対す

る割当資材の増加を計られたいとの

趣旨であつて参議院は、願意の大体

は妥當なものなりと思ふ。よつて内

閣は鋭意これが実現に努力せられた

い。ここに國會法第八十一條により

別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

治水、砂防事業の施行に関する陳

情

陳情者 廣島縣廳内議會事務局

桧山袖四郎外九名提出

右の陳情は

終戦後水源地帯の山林の乱伐、樹根

の採掘等により、山地の荒廢はその

極に達し、降雨毎に大災害を引きお

こして、國家再建上大損害を與えて

いるので、その対策は河川の下流に

偏することなく、根本的に砂防事業

の推進を計られたいとの趣旨であつ

て参議院は、願意の大体は妥當なも

のなりと思ふ。よつては内閣鋭意こ

れが実現に努力せられたい。ここに

國會法第八十一條により別冊を送付

する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

治山事業費の國庫補助増額に関す

る陳情

陳情者 山口縣議會議長 清水

爲吉提出

右の陳情は

森林の濫伐のため林野は荒廢し当局

の積極的施策では大水害の生ずる虞

があるので、治山事業予算を相當増

額計上し、施設の拡充強化を積極的

に敢行せられたいとの趣旨であつて

参議院は、願意の大体は妥當なもの

なりと思ふ。よつて内閣は鋭意これ

が実現に努力せられたい。ここに國

會法第八十一條により別冊を送付す

る。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

新宇佐町の震災復旧土木用資材割

当に関する陳情

陳情者 高知縣高岡郡新宇佐町

長 橋田清太郎外一名提出

右の陳情は

高知縣高岡郡新宇佐町は、昭和二十

一年の南海震災の大被害を被り一

メートル以上も土地が沈下している

ため、その復旧工事の井尻防潮堤は、

多量のセメントを必要とするが割当

が少なく工事が進まないから速かに

割当てられたいとの趣旨であつて参

議院は、願意の大体は妥當なものな

りと思ふ。よつて内閣は鋭意これが

実現に努力せられたい。ここに國會

法第八十一條により別冊を送付す

る。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

河川並びに海岸堤防改良工事に関

する陳情

陳情者 福岡縣議會議長 稻貝

稔提出

右の陳情は

河川維持については年々多額の經費

を必要とするが、地方財政では充分

な經費を計上することは不可能であ

り、又海岸堤防維持についても一定

計画に基く改良又は維持補修に対し

ての補助金の交付の途がなく、これ

ら改良工事は現下食糧増産上緊要な

ことであるから、この両改良工事に

補助の途を講ぜられたいとの趣旨で

あつて参議院は、願意の大体は妥當

なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭

意これが実現に努力せられたい。こ

こに國會法第八十一條により別冊を

送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均

〔赤木正雄君登壇、拍手〕

○赤木正雄君 只今議題となりました請願第十八より第六十四まで、陳情第八十一より第二百二までの委員会審議並びに結果について御報告申し上げます。

これらの請願並びに陳情の中、港灣に關しては、工費が少額で十分な修築がでないために、その増額を願ひ、或いは今後機帆船の増加するに従つて、避難港の施設を要請し、又は災害を被つた港灣の一日も復旧の早からんことを訴へたものであります。又河川に關しては、生活の安定、殊に食糧の増産の見地からしても、それ〴〵地方においては重要な河川が改修不十分のため、或いは未だ改修に着手されていないため、一朝降雨に遭遇すれば甚大な被害を招くことは明らかな状態であるから、これらの河川の急遽なる改修を要請したものであります。又砂防並びに治山治水に關しては、昨年の大水害の結果、治山治水の緊要性が一般國民の間に深く認識されて、かように多數の請願、陳情に出たことと考へますが、いづれも工費が極めて僅少なために、從來一度工事に着手したものが、現在中止の状態に置かれ、これが速かに継続施工されんことを要請し、

或いは治水上重要な箇所が放置されているために、その施工を願つたものであります。道路に關しましては、地方産業の発達のために、或いは國道として、交通上重要な幹線道路が、今以て不完全な状態にあるがために、これを速かに改修されたい。こ

うい希望であります。戦災都市に關しては、國庫の補助金が誠に不十分で、折角種々復興計画をされても、從らに机上の計圖に終つて、いつになつたら復興するの、今後の見通しが付かぬ有様であるのみならず、逆に種々復興を阻む事態が発生する状態であるから、國庫補助の増額を訴へたもの等でありま

す。これが討論に入りまして、一委員から、関門トンネルのごとき、毎年数千万円を投じて、今まで施工した箇所を單に維持するに過ぎぬ現在の有様では、誠に不経済であるから、積極的に工費を増して、一日も早くこれを竣工すべきである。こ

うい発言がありま

した。又多くの委員から、二十三年度の治水の予算を見るに、昨年の水害に對して、昨年九月三十日の本院の決議に照みても、治山治水に對して政府は相當の予算を計上すべきであるが、その点が一向現われていない。これは政府として十分今後考へるべきである。こ

うい強い発言がありま

した。かくて採決に入りまして、これを採択の上、院議に付して内閣に送付するを要するものと決定いたしました。以上御報告いたします。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。

〔議員起立〕

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は、全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松平恒雄君) この際日程第六十五より第八十までの請願及び日程第二百三より第二百五までの陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員会理事小野哲君。

運輸及び交通委員会請願審査報告書第四号

運輸及び交通委員会特別報告第四号

國營自動車運轉湖線延長に關する請願

第四百十九号 滋賀縣伊香郡木之本町長 岩根岩太郎外三名提出

提出

右一件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十三年六月五日

運輸及び交通 板谷 順助

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

國營自動車運轉湖線延長に關する請願

請願者 滋賀縣伊香郡木之本町長 岩根岩太郎外三名提出

右の請願は

滋賀縣高時、杉野の二村は伊香郡の北端にあつて高時川及び杉野川に沿つて点在し、木之本駅からは一里乃至五里の距離にあつて、その間交通機関としては、馬車、荷車や不定期のトラクタによるのみで非常な不便に困つておるが、最北端の土倉部落には鋼を生産する土倉鐵業所もあつて、物資交流の重要性は一層増しているから、今津、木之本間の國營自動車路線を延長運轉せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものと思ふ。よつて内

閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

運輸及び交通委員會請願特別報告第五号

福島、飯坂温泉間並びに福島、宮下間に國營自動車運送開始に關する請願

第二十八号 福島市長、佐藤元治提出

治提出

小田、久万町間國營バス運送開始に關する請願

第九十一号 愛媛縣上浮穴郡小田町村、日野寛行外三十一名提出

鶴ヶ岡、奥名田岡村間を國營自動車の路線認定に關する請願

第二百四十七号 京都府北桑田郡周山町長、村山勇外十一名提出

第二百七十八号 京都市長、神戶正雄外十二名提出

尼崎市營バス路線認可促進に關する請願

第二百五十五号 尼崎市市長、六島誠之助提出

鳥誠之助提出

坂上、賀見畑、秋中三箇村に國營自動車の運送開始に關する請願

第三百八十七号 山口縣玖珂郡賀見畑村長、有田雅作外十四名提出

右六件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月九日

運輸及び交通委員會委員長 板谷 順助

参議院議長 松平恒雄

意見書案

福島、飯坂温泉間並びに福島、宮下間に國營自動車の運送開始に關する請願

請願者 福島市長 佐藤元治提出

右の請願は

福島、原町、川俣、飯坂温泉間、及び福島、宮下間は景勝地であり又豊富な資源地帯であるから、この区間に國營自動車の運送を開始すれば、産業の開發、物資の交流上に及ぼす影響は莫大なるものがあり國民生活の安定、祖國の再建に寄與すると

ころじん大であるから、同区間内に國營自動車の運送を実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

小田、久万町間國營バス運送開始に關する請願

請願者 愛媛縣上浮穴郡小田町村、日野寛行外三十一名提出

右の請願は

久万町、小田町間の縣道は同郷を通

する幹線道路で、沿路は林産資源豐富であるが、山間へき地で交通不便なことが各該町の開發と交通文化發展に多大の障害となつてゐるから速かに、同村間を連絡する國營バスの運送を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

鶴ヶ岡、奥名田岡村間を國營自動車の路線認定に關する請願

請願者 京都府北桑田郡周山町長、村山勇外十一名提出

請願者 京都市長 神戶正雄外十二名提出

右の請願は

京都府鶴ヶ岡村から福井縣奥名田村に至る区間は、京都、福井兩府縣をつなぐ重要路線で林産海産物を京阪地方に搬出する最短距離であるので、既に國庫の補助によつて道路の改修工事が行われているが、國營自動車は現在この区間の両端まで夫々運轉され、この区間だけが中絶されてゐるので、物資の交流に支障をきたしてゐるから國營自動車運行路線

として認定されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

尼崎市營バス路線認可促進に關する請願

請願者 尼崎市市長 六島誠之助提出

右の請願は

尼崎市は阪神工場地帯の中央にあつて、終戦後各工場復興とともに人口は急激に増加してゐるが、本市の東西を結ぶ交通機關は極めて便がよいが、南北を結ぶものはわずかに一線のみで、北部の工場通勤者及び一般民の不便は言語に絶してゐるので、請願書にそえた圖示の路線の市營バス事業の認可を促進せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

坂上、賀見畑、秋中三箇村に國營自動車の運送開始に關する請願

請願者 山口縣玖珂郡賀見畑村長、有田雅作外十四名提出

右の請願は

山口縣玖珂郡坂上村、賀見畑村、秋中村三箇村は、岩國市と隣接し、多数の人口と多大の資源を有するにもかかわらず、交通、運輸の面で輕視せられ、そのために縣全体の發展上に大きな支障を來してゐる。これら三村間及び岩國市間との交通運輸を改善すれば、当地方の文化産業の開發上、最高度の利用が期待出来るから、この路線に対し、少くとも一日三往復の國營自動車の運送を開始せられたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田均殿

意見書案

第十七号 矢島鐵道株式会社の損害賠償請求に關する請願

第四百四十三号 輸送力強化に關する請願



人吉商工会議所会頭 堀澤儀

に關する請願

露院は、國意の大體は妥當なものな

を實施されたいとの趣旨であつて、

ため業者は資金難による破滅をきた

すとともに専門のきこりが轉業する  
處れがあるから全部を供出せしめら  
れたいとの趣旨であつて参議院は、  
願意の大体は妥當なものなりと思  
ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に  
努力せられたい。ここに國會議法第  
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

高岡、福岡兩縣の中間に停車場設  
置に関する請願

請願者 富山縣西礪波郡立野村  
長 福澤秀成外二十七名提出

右の請願は

富山縣下の北陸本線高岡、福岡兩縣  
の中間に停車場を設置することは、  
先年來幾多の曲折を経て今日に及ん  
でいるが、近年立野村及び隣接村の  
入口は非常に増加し、産業文教の中  
心地として通勤通学する者が多いの  
に停車場がないため不便を感じてお  
り、必要物資の輸送にも差し支える  
から、立野村に中間駅を設置されて、  
これらの不便を除かれたいとの趣旨  
であつて参議院は、願意の大体は妥  
當なものなりと思ふ。よつて内閣は  
鋭意これが実現に努力せられたい。  
ここに國會議法第八十一條により別冊  
を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

山形縣始発上野行客車の実現に関  
する請願

請願者 山形市長 鈴木重屹外  
十一名提出

右の請願は

山形縣では農民一同各種平和産業の  
振興にいそしんでおり、中央との通  
路のため上京する者が多いが、上野  
行列車は常に山形駅までに満員とな  
つていて乗車が非常に困難であるか  
ら、東北六縣の縣廳所在地中上野行  
始発客車のないのは山形ばかりであ  
る点を考慮されて、山形縣始発客車  
の実現を願はれたいとの趣旨であ  
つて参議院は、願意の大体は妥當な  
ものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意  
これが実現に努力せられたい。ここ  
に國會議法第八十一條により別冊を  
送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

東京、鹿児島間直道急行列車  
運轉等に関する請願

請願者 鹿児島市議會議長 増  
田 靜提出

右の請願は

鹿児島縣は、南九州の要地であつて今  
後日本再建上果す役割は大きいにも  
かわらず中央との交通は不便であ  
るから東京、鹿児島間直道の急行  
列車を運轉するとともに門司、鹿

児島間直道の夜間急行列車を運轉せ  
られたいとの趣旨であつて参議院  
は、願意の大体は妥當なものなりと  
思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現  
に努力せられたい。ここに國會議法  
第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

黒磯駅を急行列車停車場とするこ  
とに関する請願

請願者 栃木縣那須郡黒磯町長  
直島親外六名提出

右の請願は

栃木縣那須郡黒磯町は人口一万余  
で、商工業も発達して縣北樞要の都  
市で人の往来も多く、また那須温泉  
地帯を控えているから、これらの便  
宜を図るため黒磯駅に急行列車停車  
の措置を講ぜられたいとの趣旨であ  
つて参議院は、願意の大体は妥當な  
ものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意  
これが実現に努力せられたい。ここ  
に國會議法第八十一條により別冊を  
送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

運輸及び交通委員會陳情審査報  
告書第三号

一 陳情の会談に付するを要するも  
の。

第五十三号 野村町、中筋村間  
に國營自動車運送延長に関  
する陳情

第九十三号 末吉駅、南之郷高  
岡口間に國營自動車運送開  
始に関する陳情

第二百四十五号 石巻、氣仙沼  
間並びに白石、上ノ山間國營  
自動車の運送開始に関する陳  
情

右の通り審査決定した。よつて報告  
する。

昭和二十三年六月九日

運輸及び交 板谷 順助  
通委員長

参議院議長松平恒雄殿

運輸及び交通委員會陳情特別報  
告第三号

野村町、中筋村間に國營自動車の  
運送延長に関する陳情

第五十三号 宇和島市長 國松  
禎提出

末吉駅、南之郷高岡口間に國營自  
動車の運送開始に関する陳情

第九十三号 鹿児島縣議會議長  
有馬純提出

石巻、氣仙沼間並びに白石、上ノ  
山間國營自動車の運送開始に関す  
る陳情

第二百四十五号 宮城縣議會議  
長 高橋清提出

右三件の陳情は内閣に送付するを要  
するものと審査決定した。よつて別

紙意見書案を附して報告する。

昭和二十三年六月九日

運輸及び交 板谷 順助  
通委員長

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

野村町、中筋村間に國營自動車の  
運送延長に関する陳情

陳情者 宇和島市長 國松禎  
提出

意見書案

現在愛媛縣野村町を中心とするバス  
の乗客、貨物が非常にふくそうし  
て、村民の交通上の困難は言辭に記  
するものがある。これが緩和の一策  
として、野村町を基点として卯之町  
に至るバスを、中筋村高瀬をへて卯  
之町に引返すようにするか、または  
野村町より大内に至るバスを許可せ  
られるか、いずれかのバスの延長を  
許可されたいとの趣旨であつて参議  
院は、願意の大体は妥當なものなり  
と思ふ。よつて内閣は鋭意これが実  
現に努力せられたい。ここに國會議  
法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣芦田均殿

意見書案

末吉駅、南之郷高岡口間に國營自  
動車の運送開始に関する陳情

陳情者 鹿児島縣議會議長 有  
馬純提出

鹿兒島縣末吉町地方は、國鉄志布志線以外に交通機關がないため、同地方の農林産物の搬出、供出に支障をきたし、又沿線の学生の通學、一般町民にも多大な時間的損失をあたえているので、末吉駅、南之郷高岡口間に國營自動車運行を実現せられたいとの趣旨であつて、參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を添付する。

參議院議長 松平 恒雄  
内閣総理大臣 芦田 均藏

石巻、氣仙沼間並びに白石、上山間國營自動車の運輸開始に關す

陳情者 宮城縣議會議長 高橋

右の随情は

宮城縣の石巻、氣仙沼間、白石、上ノ山間路線の沿線は、豊富な資源を有しているにもかかわらず、いまだに運輸機關がなく地方の發展を阻害しているから、この両区間に國營自動車運輸を開始されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思う。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。こ

昭和二十三年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣 青田均殿

〔小野哲君登壇、拍手〕

○小野哲君 只今上程になりました諸  
額第十七号矢鳥鉄道株式会社の損害賠  
償請求に関する諸額外十五件、陳情第  
五十三号、野村町、中筋村間に國營自  
動車の運輸延長に関する陳情外二件  
の、委員会におきます審議の經過及  
び結果を御報告いたします。

各請願及び陳情につきましては、政府より詳細な事情を聴取いたし、又各請願につきましては、紹介議員の熱心な説明がありました。委員会は、これらの陳述を基として慎重に審議いたしました。が、ここではその要旨を御報告するに止めたいと存じます。先ず請願第十七号、矢島鐵道株式会社の損害賠償請求に関する請願の趣旨は、矢島鐵道は鳥海山麓の開発を目的として大正十三年に設立せられ、その後國鉄矢島線着工の発表があつたため営業は不可能となり、補償の申請をしたが、却つて特許取消処分を受け、破算の止むなきに至つた。國家は損害賠償に應ずる義務があるという趣旨であります。これに對し政府は、この請願についてはたゞび説明している通り、法律の定めるところにより特許の取消しをしたのであり、更に會社は行政訴訟を提起し

次に請願、第二十八号、福島、飯坂温泉

次に請願、第二十八号、福島、飯坂温泉間並びに福島、宮下間に國營自動車  
の運輸開始に關する請願、第九百九十一  
号、小田、久万両町間國營バス運輸開  
始に關する請願、第二百四十七号及び  
第二百七十八号、鶴ヶ岡、奥名田両村間  
を國營自動車の路線認定に關する請

願、第三百八十七号、坂上、賀見畑、秋中三箇村に國營自動車の運輸開始に關する請願、第四百十九号、國營自動車琵琶湖線延長に關する請願、陳情第五十三号、野村町、中筋村間に國營自動車の運輸延長に關する陳情、陳情第九十三号、末吉駅、南之郷高岡口間に國營自動車の運輸開始に關する陳情、陳情第二百四十五号、石巻、氣仙沼間並びに白石、上ノ山間國營自動車の運輸開始に關する陳情の以上九件であります、これらの地方はいずれも或いは鉱産、林産、水産等の資源に富み、或いは景勝地で交通倉が多いのに拘わらず、自動車輸送力が不足であるため沿線住民が甚だしく困却しているから、國營自動車運轉して欲しいという趣旨の請願であります。審議の結果は、願意は誠に妥當と思われる、併しこれ

らの地方には、既存の民営自動車業者がすでに営業している地方も多いから、直ちに國營自動車路線を設置して、民衆壓迫となつてもいけない。よく事情を調査して、これら地方の自動車輸送力を強化して、地方民の熱望に應へることが必要であるという意見を附して内閣に送付することが至当であると斷決いたしました。

又請願第二百五十五号、尼ヶ崎市營バス路線認可促進に關する請願は、政府においてすでに願意の通り取り運んでおるとのことであり、内閣に送付することが至当であると議決いたしました。

次に、請願第四百三十三号、「輸送力強化に關する請願は、南九州地方は木材、木炭等の林産物の生産が増加しているにも拘わらず、輸送難のため滞貨が山積している。鉄道輸送と海上輸送とを強化して、輸送難を緩和せられた」といふ趣旨の請願でありまして、審議の結果は、実情は請願の通りであり、物資不足の折、急速に輸送力を増強して滞貨を一掃することが極めて肝要である。政府は願意に副うよう努力を拂うことが必要であるといふ趣旨の意見を附し、これを内閣に送付することを要するものと決定いたしました。

次に、請願第三百四号、日本通運の鉄道貨物取扱独占撤廃に関する請願であります。その願意は鉄道貨物の取扱が現在には日本通運の一駅一店制で独占せられ、人吉駅で多大の不便を感じ

ているから日本通運の外に新会社の設定を免許せられたという趣旨でありまして、これに對し政府よりは、廣く小運送の制度及び日本通運に關し、種占を排除するよう法律の改正を審議しておるといふ答弁がありました。審議の結果これを内閣に送付を要するものと斷決いたしました。

次に、請願第三百四十一号、関西本線、東京間直通列車運轉に關する請願、第六百五十七号、山形、磐城、上野行客車の実現に關する請願、第七百二十五号、東京、鹿兒島間直通急行列車運轉等に關する請願は、いずれも旅客に對するサービス向上に關する請願でありまして、近年旅客が急増して、東京方面への旅客の乗車できない場合が多いから、特に長距離旅客を優遇する意味で客車を増結し、或いは直通列車の運轉を開始して欲しいという趣旨でありまして、政府当局も極力実現に努力する旨の答弁があり、審議の結果、願意は大体妥当と思われるから、政府は最近の長距離旅客の急増に鑑みて、請願の趣旨達成を促進するようにとの意見を附し、これを内閣に送付を要するものと議決いたしました。

次に請願第四百四十六号、貝田信  
号所を停車場に變更することに関する  
請願、第六百五号、高岡、福岡兩駅の  
中間に停車場設置に関する請願であり  
まして、その趣旨はいずれも駅間距離  
が長い上、近年急に人口が殖えたため  
甚だ不便を感じているから、停車場を

設置して欲しいというのであります。審議の結果、願意は大体妥協なものと  
思われるから、これを内閣に送付を要  
するものと議決した次第であります。

次に、請願第七百七十五号、黒磯駅  
を急行列車停車駅とすることに關する  
請願でありまして、願意は黒磯町、栃  
木縣松本市の都市で、商工業も發達し、

人の往來も多いから、急行列車を停車  
せしめて欲しいという趣旨でありまし  
て、政府はこれに對し、黒磯駅は夏季  
において特に旅客が増加するから考慮  
する旨の答弁があり、審議の結果、願  
意は大体妥協であると認め、これを内  
閣に送付を要するものと決定いたしま  
した。

次に、請願第四百六十九号、岩手縣  
の鉄道用枕木供出に關する請願であり  
まして、願意は岩手縣下で本年生産さ  
れた鉄道用枕木は八十七万本に達して  
いるが、割当は僅かに三十五万本で、  
五十二万本が來年度に持越しになるの  
で、甚だ困つてゐるから全部買上げて  
欲しいという趣旨でありまして、これ  
に對し政府の説明は、二十二年度の枕  
木の生産が非常に好成績であつたの  
と、下半期に多く納入されたため、約  
三百万本の使用残高を生じた。岩手縣  
は過去の納入成績もよいから、極力便  
宜を考慮するという意味の答弁があ  
り、審議の結果は願意は妥協と思われ  
るから、これを採択し、内閣に送付する  
ことを要するものと議決いたしました。

た。以上簡単に御報告申し上げます。

(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もな  
ければ、これより採決をいたします。

これらの請願及び陳情は委員長報告通  
り採択し、内閣に送付することに賛成  
の諸君の起立を請います。

(議員起立)

○議長(松平恒雄君) 議員起立と認め  
ます。よつてこれらの請願及び陳情は  
全会一致を以て採択し、内閣に送付す  
ることに決定いたしました。これにて  
本日の議事日程は終了いたしました。

次会の議事日程は決定次第公報を以て  
御通知いたします。本日はこれにて散  
会いたします。

午前十二時五十一分散会

出席者は左の通り。

議長

副議長

議員

|        |        |
|--------|--------|
| 板野 勝次君 | 細川 嘉六君 |
| 小川 友三君 | 廣瀬與兵衛君 |
| 國井 淳一君 | 藤田 芳雄君 |
| 千田 正君  | 栗山 良夫君 |
| 阿竹齋次郎君 | 羽仁 五郎君 |
| 岩間 正男君 | 星野 芳樹君 |
| 池田 恒雄君 | 竹下 豐次君 |
| 赤木 正雄君 | 尾崎 行雄君 |
| 木下 辰雄君 | 佐伯卯四郎君 |
| 宮城タマヨ君 | 江熊 哲翁君 |
| 宿谷 榮一君 | 石川 進吉君 |

|        |        |
|--------|--------|
| 久松 定武君 | 島津 忠彦君 |
| 中川 以良君 | 小野 哲君  |
| 和田 博雄君 | 河野 正夫君 |
| 新谷寅三郎君 | 西郷吉之助君 |
| 伊達源一郎君 | 松村眞一郎君 |
| 姫井 伊介君 | 伊藤 保平君 |
| 小宮山常吉君 | 飯田精太郎君 |
| 小杉 イヰ君 | 川上 嘉南君 |
| 藤野 繁雄君 | 田村 文吉君 |
| 小林米三郎君 | 野田 俊作君 |
| 柏木 庫治君 | 岡部 常君  |
| 岩男 仁藏君 | 岡村文四郎君 |
| 島村 軍次君 | 奥 むめお君 |
| 北條 秀一君 | 徳川 宗敬君 |
| 矢野 西雄君 | 山本 勇造君 |
| 田中耕太郎君 | 鈴木 直人君 |
| 岡本 愛祐君 | 駒井 廉平君 |
| 玉置吉之丞君 | 高橋龍太郎君 |
| 佐藤 尚武君 | 村上 義一君 |
| 橋見 義男君 | 山下 義信君 |
| 中村 正雄君 | カニエ邦彦君 |
| 内村 清次君 | 中平常太郎君 |
| 木村精八郎君 | 山田 簡男君 |
| 梅津 錦一君 | 堀 眞昇君  |
| 松下松治郎君 | 丹羽 五郎君 |
| 赤松 常子君 | 河崎 ナツ君 |
| 藤井 新一君 | 三木 治朗君 |
| 田中 利勝君 | 木下 源吉君 |
| 門田 定藏君 | 原口忠次郎君 |
| 宇都宮 登君 | 井上なつる君 |
| 鈴木 憲一君 | 波多野 鼎君 |
| 羽生 三七君 | 岩本 月洲君 |
| 九鬼紋十郎君 | 島 清君   |

|        |         |
|--------|---------|
| 島田 千壽君 | 若木 勝藏君  |
| 太田 敏兄君 | 渡邊 甚吉君  |
| 岡元 義人君 | 伊藤 修君   |
| 吉川末次郎君 | 天田 勝正君  |
| 田中 信義君 | 谷口彌三郎君  |
| 植竹 春彦君 | 油井賢太郎君  |
| 小畑 哲夫君 | 鈴木 順一君  |
| 入交 太蔵君 | 小杉 繁安君  |
| 高橋 啓君  | 小林 勝馬君  |
| 紅露 みつ君 | 深川タマエ君  |
| 木内キヤウ君 | 高良 とみ君  |
| 門屋 盛一君 | 竹中 七郎君  |
| 藤森 眞治君 | 水橋 藤作君  |
| 淺井 一郎君 | 大島 定吉君  |
| 伊東 隆治君 | 村尾 重雄君  |
| 稻垣平太郎君 | 森下 政一君  |
| 小泉 秀吉君 | 塚本 重蔵君  |
| 林屋龍次郎君 | 中井 光次君  |
| 木内 四郎君 | 櫻内 辰郎君  |
| 北村 一男君 | 川村 松助君  |
| 淺岡 信夫君 | 堀 末治君   |
| 荒井 八郎君 | 西川甚五郎君  |
| 奥 圭一郎君 | 鈴木 安孝君  |
| 大屋 晋三君 | 山田 佐一君  |
| 中山 壽彦君 | 黒田 英雄君  |
| 草葉 隆圓君 | 石坂 豊一君  |
| 柴田 政次君 | 大野太秀次郎君 |
| 小林 英三君 | 板谷 順助君  |
| 今泉 政喜君 | 松野 喜内君  |
| 黒川 武雄君 | 玉屋 喜章君  |
| 松崎 喜作君 | 徳川 頼貞君  |
| 一松 政二君 | 大隅 憲二君  |
| 深水 六郎君 | 平岡 市三君  |

仲子 隆君 境野 清雄君  
小野 光洋君 國 伊能君  
中川 幸平君 西川 亀七君  
木村三四郎君 大隅 信幸君  
橋本萬右衛門君 左藤 義詮君  
城 義臣君 水久保甚作君  
國務大臣  
内閣総理大臣 芦田 均君  
兼外務大臣 厚生大臣 竹田 儀一君  
國務大臣 吉米地義三君

政府委員  
大蔵政務次官 森下 政一君  
商工政務次官 駒井 藤平君  
特別標準局長官 久保敬二郎君

参議院會議録第四十三号正誤

頁 政行 誤 正  
三三 三 星野直樹君・星野芳樹君  
三三

定價 一部 二四二十錢

所行 東京都新宿区市ヶ谷本町町  
電話 九段五三一 郵局  
掛替東京一九〇〇〇 圖書課